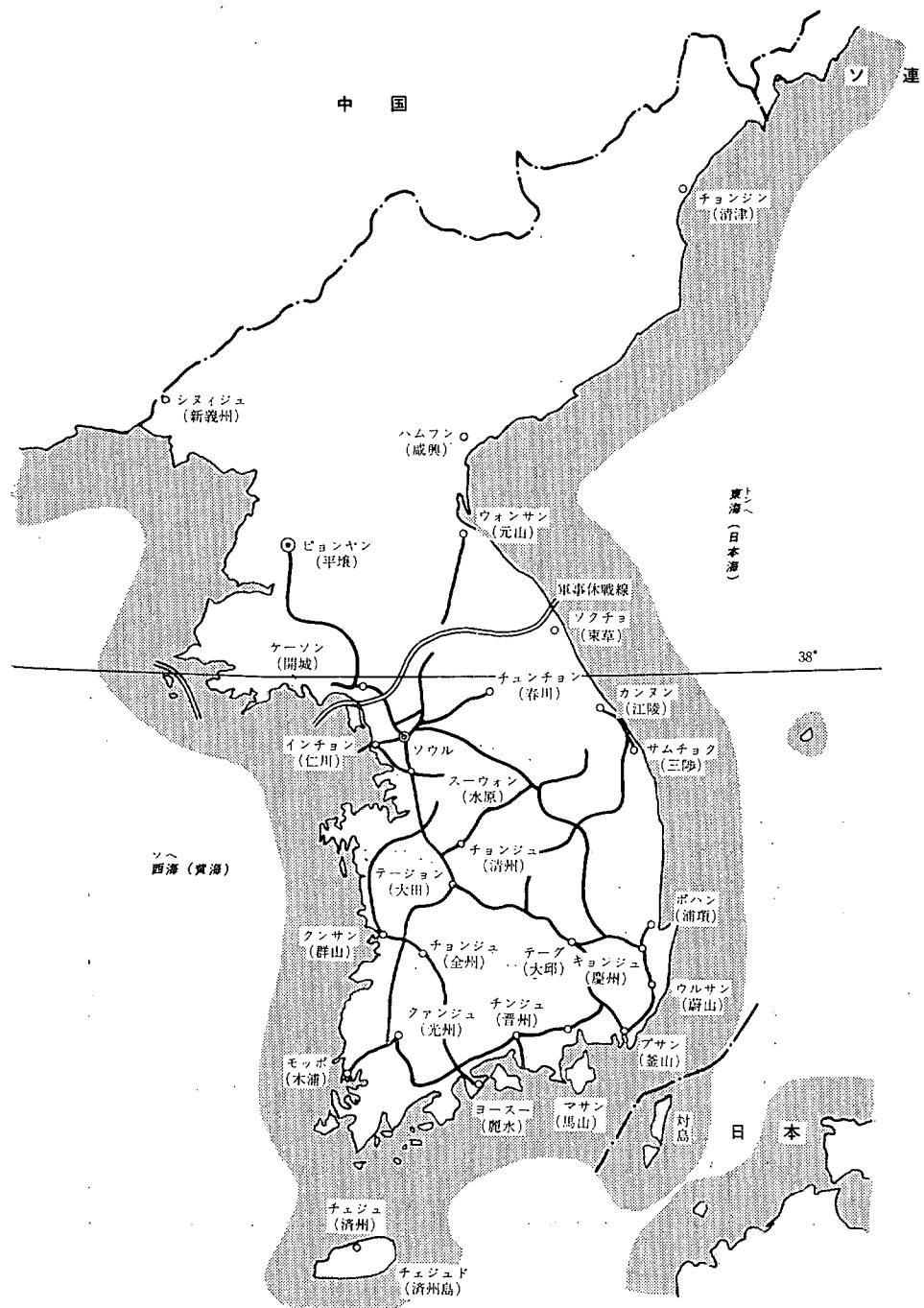


韓玉



大韓民國

面 積	9万8477km ²
人 口	3147万人（1970年人口センサス）
首 都	ソウル
言 語	韓国語
宗 教	キリスト教、仏教、儒教
政 体	共和制
元 首	朴正熙大統領
通 貨	ウォン（1米ドル=399.7ウォン、1972年末現在）
会計年度	1月～12月
度量衡	メートル法

1972年の韓国

—敵対から共存と競争へ—

ニクソン米大統領の中国訪問からベトナム停戦にいたる一連の歴史的転換のなかで、アジアの各国は、それぞれの政治体制と外交路線をいかにこれに対応させていくか、というきわめて重大な問題に直面している。そして各国は、多かれ少なかれ、新しい情勢に対応するための体制固めに努力を傾けている。

分断と敵対を基礎としてきた朝鮮半島においても、事情は同じであった。南北の両政権は、前年来の対話をひとつの軌道に乗せる一方、新しい情勢に対応し、政権を安定化させるための政治体制の改革を断行した。南北間の関係は、基本的には共存と競争の関係におきかえられ、それぞれ新しい憲法体制のもとで、国力の強化に努力を傾注する態勢が整えられた。

その意味で1972年は、韓国にとって、前年来の転換の総仕上げの年であった。朴政権はこの転換で、非常戒厳令という強硬手段に訴えつつも、戦後アジア史における画期としての激動を、基本的に乗り切ることに成功した。しかも、“南北統一”という錦の御旗を手中にすることによって、國際情勢の急進展がもたらした国内の政治的動揺を鎮静させる問題と、政権内部の不安要素であった後継者問題とを、同時に解決することに成功したのである。

第4共和制の発足

前年末に発布された国家非常事態宣言とこれを法制化した国家保衛に関する特別措置法を軸に、国内の政治情勢は年初以来、きびしい緊張と引締め政策によって特色づけられていた。

新年早々、首都ソウルでは治安非常措置がとられ、さらに、夜間外出禁止違反の取締りなどが強化された。また言論関係に対しては、2月からプレス・カード(政府発行の記者証)制が実施され、新



就任式で宣誓する朴大統領

聞記者に対する政府の統制が強化された。さらに4月には、金芝河氏の風刺詩「蜚語」を掲載したカトリック系月刊誌『創造』4月号が押収されたのに続き、他の2つの月刊誌が発売禁止にされた。この間、野党新民党的要求で臨時国会が召集されたが、与党的民主共和党は全員欠席でこれをボイコットし、国会は長期にわたる空転を繰り返した。

こうした情況のもとで、7月4日、歴史的な南北共同声明が発表された。共同声明は、南北双方の実力者が相互に平壌とソウルを秘密裡に訪問し、直接話し合った結果、「南北間の誤解と不信をとき、緊張の高まりを緩和し、ひいては祖国の統一を促すために」、7項目にわたりて双方が「完全に意見が一致した」ことを明らかにした。この南北共同声明は、内外に大きな衝撃を与えた。韓国内では、画期的な出来事として歓迎される一方、事態の急進展に対する驚き、政府から事前の説明を受けなかったことに対する苛立ちと不信などが錯そうした。

半年ぶりに与野党が出席して開かれた国会で

は、南北共同声明に関する質疑と政府答弁が展開された。共同声明発表後、政府は全軍主要指揮官会議を開催し、将兵が服務態勢を確固とし、防衛強化に専心するように指示した。一方、政府は国民の動搖や先走った統一論議を抑制するため、「流言、蜚語に対する徹底的な取締り」を実施した。南北共存への新しい時代の始まりにもかかわらず、北朝鮮のスパイ容疑で死刑判決を受けていた金圭南前国会議員らの死刑が執行された。

8月2日、政府は緊急命令を発して全私債の凍結を断行、国民の関心は一時この重大な経済問題に集中した。8月15日、朴正熙大統領は恒例の解放記念日の演説で、「南北統一への念願を、われわれの全体制、全政策に反映させねばならない」と述べ、さらに9月2日の新年度施政演説(予算教書)では、「南北間の競争に備えた内部体制の整備」が強調された。だが時折りしも、南北赤十字の第1回、第2回本会談が平壌、ソウルでそれぞれ開かれ、一般の関心は、来たるべき政治変動にはあまり向けられていなかった。

野党の新民党は、党内各派の主導権争いで再三にわたって全党大会開催を延期してきたが、9月になってついに分裂状態におちいっていた。また言論は、「独立以来最大の危機を迎えていた」(朝日、6月9日)。

こうした情況のなかで10月17日、朴大統領は非常戒厳令を発布し、また同時に発表された特別宣言によって、①国会解散、政党・政治活動の中止など現行憲法の一部効力停止、②非常國務會議による国会権限の代行、③南北の平和的統一を志向する新憲法案を1ヶ月以内に国民投票に付すること、などを明らかにした。戒厳令によって、すべての政治集会やデモは禁止され、新聞や出版物に対しては事前検閲が実施され、大学は休校となつた。

再び全軍主要指揮官会議が召集され、会議は、朴大統領の特別宣言を全面的に支持し、国政改革に積極的に参与することを決議した。政府の「流言、蜚語に対する取締り」はさらに徹底され、軍法会議によって実刑判決を受けた者が少くなかった。

「祖国の平和的統一」を国家の歴史的使命と規定するとともに、統一主体国民会議を新設し、大統

領の地位を強化し任期6年で再任に対する制限を設けない新憲法案が発表された。政府は10月17日の政治改革を「10月維新」と名付け、新憲法案を「維新憲法」案とよんだ。

新憲法案に対する国民投票は、11月21日に実施された。投票率は91.9%で、賛成投票率は91.5%に達したと発表された。こうして新しい憲法が成立した。

12月15日、統一問題に対する国論決定を目的とする統一主体国民会議の代議員選挙が実施され、2,359名の初代代議員が確定した。投票日の前日から、戒厳令は解除されていた。しかし国会は解散されたままであり、政党活動は依然として禁止されていた。

統一主体国民会議は12月23日、第1回集会で朴大統領を第8代大統領に選出した。投票結果は、2,359票のうち朴大統領支持2,357票、無効2票であった。立候補者は朴大統領ただひとりであった。1971年の大統領選挙(直接選挙)で、朴大統領が634万票、野党の金大中氏が540万票であった(選管発表)ことを思えば、これは確かに朴正熙氏の完璧な勝利にちがいなかった。

南北共存時代に対応する新しい政治体制は、このようにして完成された。12月27日、新憲法が公布され、朴大統領の就任式が挙行された。韓国における第4共和制の発足である。同じ日、社会主義憲法を最高人民会議で採択した朝鮮民主主義人民共和国では、金日成前首相を満場一致で共和国主席に選出していた。

新憲法の公布と同時に、政党の政治活動禁止が解除され、12月30日、新しい国会議員法が公布された。「維新」体制の基本的制度はすべて完成された。

新しい権力体系によって、朴大統領を頂点とする現政権の立場は、いちじるしく強化された。

統一主体国民会議の新設により、国会の地位は相対的に低下させられた。しかも新国会議員法により、議員定数の3分の1は、統一主体国民会議が大統領の推薦名簿を一括して承認する形式で選ばれるため、野党にとっては決定的に不利となつた。

大統領の権限もさまざまな形で強化された。そして朴大統領は、祖国統一のための指導者とし

て、事実上、半永久的に政権の座につくことが可能な態勢となつた。それは確かに、「能率的」であり、「韓国的大民主主義」の根幹をなすものであった。

非常戒厳令発布の日、たまたま日本訪問中であった金大中氏は、「これは、統一をかたって朴大統領自身の独裁的永久執権をねらうものである」と抗議した。また、新憲法案が発表されるや、「直接選挙ではもはや勝利の可能性がなくなった朴大統領が、一種の總統制をねらった措置であり、議会民主主義と三権分立を否定し、北の共産唯一体制への大幅な接近を現わすもの」と非難した。

「10月維新」に対する国内の反響は、野党の活動が封鎖され、言論機関への検閲体制が確立されているので、公平に評価することは困難である。

ともあれ、新憲法案は、これに対する批判的議論をいっさい禁止されたなかで国民投票に付され、圧倒的多数の支持を得た。この圧倒的支持は、その高率の数字はともかくとしても、朴大統領が、「もし国民投票で新憲法案が否決されれば、それは南北の平和的統一を国民が願っていないという意志表示とみなし、統一に対する別なアプローチを考えざるをえない」とクギをさしていたことと結びつけて理解すべきであろう。

戒厳令発布に対するアメリカの反応も微妙であった。米国務省スパークスマンは、「朴大統領の決定に、われわれは協議も関与もしていない。米政府は事態の進展を注意深く見守り、韓国政府との話し合いを続ける」と述べ、不満の意をかくさなかつた。この反応は、前年の非常事態宣言の時とほぼ同じものであったが、今回はやや黙認的であった。それは多分、非常戒厳令が南北の対話を中断させることはありえなかったからであろう。

このように、戒厳令の時期が早まったために朴大統領の訪日計画が延期されたことを除いては、「10月維新」の強行に対する障害はあまりなかつた。

国内の政治勢力のなかでは、朴政権は軍に対して特別に慎重な配慮を怠らなかつた。物質的な待遇は公務員並みの改善しかされなかつたが、南北共同声明、戒厳令、新憲法案の発表などの重要時期には必ず全軍主要指揮官会議が召集され、その

趣旨徹底と、支持確認がはかられた。

行政府、とりわけ大統領補佐官グループと中央情報部の活躍が目立つ一方、与党の民主共和党はいっそうその政治的地位を低下させた。子弟の兵役不正問題で、いわゆる新主流派の実力者である白南櫻党議長が辞任し、議長代理として派閥色の少い丁一權元国務総理が任命されたが、新憲法体系では政党の地位そのものが相対的に地盤低下しており、党内の主導権をめぐる積年の対立も、余り意味がなくなってしまった。しかも、朴大統領の後継者は朴大統領自身であることが当分不動のものとなった現在、金鍾泌国務総理（党副総裁）、李厚洛中央情報部長と大統領側近グループ、党内の旧政治家グループなど、朴政権を支える各勢力の協調体制が維持されよう。

野党新民党の動向はすでに述べたとおり、党内の派閥争いと政府の強硬措置によって無力化してしまった。しかも、前年から開始された南北赤十字会議に続く南北共同声明の発表によって、朴政権の立場は明らかに強められた。野党は、はるかに情勢に立ち遅れていた。

この1年は、最近数年間のなかで学生が最も静かな年でもあった。前年の衛戍令によって多数の指導的、活動的学生が学園から追放されたこともあろうが、南北対話への政府のイニシアティヴが学生の動向に大いに影響を与えた。

政府に批判的な知識人のグループである民主守護国民協議会の南北共同声明に対する態度は、①統一を前提として南北間の緊張緩和のために交流を開始することを支持する、②南北統一のためには、民族の実体である民衆が参与すべきである、③国家保衛に関する特別措置法や反共法などを廃棄または修正し、非常事態宣言を撤回せよ、というものであった。

概して、前年にくらべて、国内の政情は安定していた。非常事態宣言以来の政府の強硬な予防策が効を奏した。労働組合は維新体制への協調を表明しており、農村では、政府主導のセマウル（新しい村）運動に農民のエネルギーが動員されるなど、朴政権を脅かすような動きはなにも表面化していない。

だが、あまりにも完璧な朴政権の勝利は、朴政権に批判的な相当数の国民のエネルギーのはけ口

を封じることもある。それだけに、そうした批判のエネルギーは、今後、内攻化する可能性が強い。

南北の共存体制の確立

前年の秋から開始された南北間の画期的な対話は、1972年にはさらに拡大され、国連総会をめぐる攻防やいくつかの意見不一致にもかかわらず、南北の平和共存体制へと定着していった。

南北の対話は、基本的にふたつの形をとっていた。ひとつは赤十字会談であり、もうひとつはより高度な政治的レベルのものであった。もちろんこのふたつのレベルでの対話は、相互に影響しあうものであったが、後者は今後の南北関係により重要な結果をもたらすものであった。

南北双方の後の説明を総合すると、政治的レベルでの対話は、南北赤十字の予備会談が開始されたのち、ソウル側から提案され、双方が合意した。そしてこれを準備するため、1971年の11月頃から南北連絡代表の秘密接触が開始された。

その後、1972年の3月に、ソウル側から李厚淳中央情報部長と金英柱労働党组织指導部長（金日成首相の実弟）との直接会談が提案され、李部長は5月初めに、金部長の代理として朴成哲第副首相が5月末に、それぞれ平壌とソウルを秘密裡に訪問した。

この間に、ソウル側は、2月21日、3月15日、3月30日の3回にわたって、南北平和統一の話合いのための前提条件を公式に提起した。朴大統領が行なったその最後のものは、①武力赤化統一政策の放棄、②非武装地帯の軍事施設の即時撤去、③武装スパイの南派中止とこれを訓練してきた特殊部隊の解体、④拉致したKAL機と乗員、漁船員などの即時送還、⑤南北赤十字会談の議題問題での韓国側提案の受諾、の5項目であった。

一方、平壌側は、年初に金日成首相が南北の平和協定締結を提案し、6月には、南北首脳の直接会談、相互軍備縮少などを提案していた。

一方、赤十字予備会談は、2月に本会談の議題問題で原則的に合意し、実務者会談で具体的字句の調整にはいった。6月になって実務者会談が終了し、再び予備会談が開かれ、本会談の議題は、①南北に離散した家族と親戚の住所と生死を調査



赤十字会談の北側代表を迎かえるソウル市民

し知らせる問題、②かれらの間の自由な訪問と自由な会合を実現する問題、③かれらの自由な書信交換を実施する問題、④南北に離散した家族の自由意志による再結合問題、⑤その他の人道的に解決すべき問題——の5項目とすることが確定した。

こうした経過のうちに、7月4日、歴史的な南北共同声明が発表された。

共同声明で明らかにされた南北双方の合意点は、要約すると次のようになる。

- (1)祖国統一の原則を、①自主的解決、②平和的方法、③民族の大同団結、とする。
- (2)緊張緩和と武力衝突防止への積極的措置をする。
- (3)多面的な南北間の交流を実施する。
- (4)南北赤十字会談の早期結実に協力する。
- (5)ソウルと平壌との間に常設の直通電話を設置する。
- (6)南北調節委員会を設置する。
- (7)合意事項の誠実履行を民族の前に約束する。

南北共同声明は、国際的にも大いに歓迎された。米国務省は、「朝鮮半島の平和と安定へのこの上ない励まし」と述べ、中国の当局者は、「好ましいはじまり」と表現した。

かくして、南北赤十字の第1回および第2回本会談が、8月30日に平壌で、さらに9月13日にソウルで開催された。会談の様子は、マスコミを通じて詳細に報道され、国民はその動きを細大もらさず注視していた。随行記者団によって、北の事情がはじめて直接に報道された。ソウル会談では、北の代表の演説もすべてテレビとラジオの中継で放送された。だが北の代表たちが行なった

金日成首相を賞讃する生硬な演説は、韓国ではまったく歓迎されなかった。

赤十字本会談の実質的な討議は第3回会談より開始され、11月22日からの第4回本会談では、合意事項を実行するために、南北赤十字共同委員会と南北赤十字板門店共同事業所を設置することに合意した。

一方、高級レベルでの対話をめざす南北調節委員会の方は、直通電話の開通によって実質的にすでに運用されていたが、10月になって、第1回の南北調節委員会共同委員長会議が板門店で開かれ、南からは李厚洛共同委員長、北からは朴成哲共同委員長代理らが出席した。

第2回の南北調節委員会共同委員長会議は平壌で開かれ、互いに宣伝放送を11月10日を期して中止すること、および調節委員会の構成と運営方法に合意した。そして11月30日にソウルで開かれた第3回会議で、南北調節委員会の構成メンバーが確定され、続いて開かれた第1回南北調節委員会は、早急に幹事会議を構成し、共同事務局を設置することに合意した。

こうして、この1年間を通じ、南北の対話は正常な軌道に乗せられた。その流れは、一時的な波乱はあったが、決して逆もどりすることはなかった。

南北の対話の進展がもたらした意義は大きい。第1に、朝鮮半島の緊張緩和を促し、戦争再発の危険を遠ざけたことである。第2に、政府によって厳重に管理され、統制されたものではあるが、南北間の多面的な交流への可能性を強めたことである。そして第3に、南北双方の政権の安定化、長期化に助けとなることである。

南北間関係の今後の見通はどうであろうか。まず第1に、赤十字会談は新年から実質的な作業を開始できるようになるだろう。離散家族や親戚の消息が確認され、実際に文通したり再会するには、なお時間がかかるだろう。

第2に、経済、文化、スポーツ面での交流は、比較的早く実現する可能性がある。もちろんそれらは初步的段階のものであり、例えば経済交流といつても、国民経済全体に大きな意味をもつようなことはなく、象徴的なものにとどまるだろう。

第3に、国連総会をめぐる問題である。新年には討議タナ上げという従来の韓国側の戦術は、ますます大きな抵抗にあうようになるだろう。国連総会への無条件同時召請問題が焦点となる。

第4に、緊張緩和は継続されようが、その際に、駐韓国連軍(米軍)の問題が浮上してくるであろう。アメリカは1973年後半以後にはさらに駐韓兵力を撤収させるものと思われるが、同時に南北の相互軍縮問題が提起される可能性もある。その実現については、可能としても遠い先のことであろうが、国防態勢についての綿密な再検討が行われることになろう。12月13日の非常国務会議が、軍事機密保護法案を議決したこと、これと関係があるのかもしれない。

積極的な対外活動

朴政権は、内部体制の整備と南北の対話を同時に推進する一方、その対外活動もきわめて活発であった。

その第1は、もちろん対米友好関係の維持である。ニクソン米大統領の訪中からベトナム停戦にいたる、一連のアメリカのアジア政策転換に対し、韓国はその情報収集に努め、転換に協調する姿勢を貫いた。南北の対話や、ベトナム駐留韓国軍の撤退問題での米側への協力がその中心であった。

南北の対話に関しては、もちろん、韓米間で緊密な連絡がとられた。ニクソン大統領訪中後にグリーン特使が韓国を訪問したのを初め、5月にはブラウン国務省副次官補が、さらに南北共同声明発表直後には、再びグリーン国務省次官補がそれぞれ訪韓して協議が行なわれた。アメリカ側は、事態の進展にほぼ満足した。

ベトナム駐留韓国軍の第1次撤収は、前年12月に始まり、4月初めに最後の部隊が帰国して完了したが、第2次撤収の時期をめぐり、サイゴン政府と米側が継続駐留を求めていた。しかし韓国側は9月には、「第2次撤収を12月に開始し、73年5月頃までに完了するとの線で米側と原則的な合意に達していたもようである。米軍がすでに2万数千人の水準になったのに対し、韓国軍はなお3万7,000人が駐留するという異常さは、もはやどうしようもなくなってきたからである。

こうした一方で、韓国側は韓国軍装備近代化と経済協力の強化のため、米側との折衝を続けた。

安全保障問題については、6月に米コロラド州で開かれた第2回韓米安保協議会が、その中心点となった。会議は、「韓国が武力攻撃を受けた場合、米国は相互防衛条約に基づき、じん速に効果的な援助を提供する」との共同声明を発表して終了した。しかし、レアード米国務長官は、この会議に先立つ記者会見で、「今度の会議では、韓国軍兵力水準の再調整問題が話合われよう」と言明していることから、この問題で相当つっこんだ議論がなされたものと思われる。また当然のことながら、韓国駐留米軍(約4万人)の第2次撤収問題も協議されたものと思われるが、アメリカ側のこれまでの発言は一貫して、「73年6月までに撤収することはない」との表現をとっていることが留意されるべきであろう。

また、韓国側は、来たるべき米軍主力のアジア撤退に備えて、「自主国防」態勢確立に努めており、韓国軍装備現代化、防衛産業育成などで米側の協力を強く要請している。M16自動小銃の弾薬工場建設に対する米側の軍事借款供与などはその成果のひとつであった。

韓・米間の協調体制にもかかわらず、若干の問題で両国政府間にいく違いもみられた。ロジャー・ズ米国務長官が6月のSEATO会議の席上で、北朝鮮について、朝鮮民主主義人民共和国という正式名称を使用した時、韓国政府は正式にこれに抗議した。また10月の戒厳令宣布に対しては、米側が不満の意を非公式に示していた。しかし、全体としては、ニクソン行政府の朴政権に対する支持は、依然として強いようである。

日本に対する韓国政府の期待は、やはり経済的な面が中心である。この点は、日・韓関係のところであふれたい。

南北の対話が進行する一方で、南北の外交競争も激しさをました。そのなかで、韓国が72年中には、とくに東南アジア諸国との関係強化に努めたことが目立った。劉載興国防長官が1月に南ベトナムを訪問したのを皮切りに、金溶植外務部長官は3月にタイ、マレーシア、インドネシアを歴訪し、さらに8月にはインドとフィリピンを訪問した。6月のアスパック総会も重要な機会として活

用された。なかでも、インド訪問は重要な意義があった。金長官はシン外相との会談のほか、ガンジー首相と会談することにも成功した。それ自体画期的なことであり、この会談の成果は、後述の国連総会にも反映された。

こうした外交的積み上げのうえで、9月の第27回国連総会を迎えた。韓国政府はすでに4月に、訪米中の金外務部長官が、国連総会における朝鮮問題の討議をさらにもう1年タナ上げさせるという方針を鮮明にしていた(金長官はその直後に、ニクソン米大統領と予定外に異例の会談をした)。

結果的には、1年タナ上げ案は運営委員会で可決され、次いで総会でも、賛成70、反対35、棄権21、欠席6で可決された。しかし前年に較べ、賛成は2票ふえたのに対し、反対は7票ふえ、全体として賛否の票差は、前年の40票から35票にちぢまった。韓国側のこうしたタナ上げ作戦も、そろそろ限界に近づいたようである。

最後に、韓国の対共産圏外交の動きであるが、その基本的立場は、「中国、ソ連、東欧諸国と通商関係を含めた関係改善を希望している(金外務部長官の9月8日国会答弁)」というものである。そして東欧圏との貿易拡大を現実的な課題とみており、寄港制限の緩和や貿易取引法の改正などで、韓国側の障害除去に努めた。

中国については、中国がアジア卓球連盟への韓国の加盟問題を日本の卓連関係者に提起したことが伝えられたが、韓国側のイニシアチブについては、表面的に目立った動きはない。

それに対し、ソ連との関係は、やや流動的である。6月のアスパック総会に対してソ連が、「アジアの新風のひとつ」と評価したことのあと、金外務部長官が国会で、「ソ連の提唱したアジア集団安保構想を注視している」と言明した。そして8月の金・ガンジー会談では、「韓国がインドにソ連との仲介を依頼した」(ボルチモア・サン紙)、との見方も出ている。ソウル、ニューデリー、モスクワ——この接触は、注目すべき動きである。

緊密化する日韓関係

72年は、日韓の政治、経済いずれの関係も、きわめて順調な1年であった。

前年、ニクソン大統領訪中計画が発表されたあと、日本側の一部財界では、たまたま韓国経済が不況であったことも関連し、対中貿易への思惑から、韓国に対して進出を手びかえるムードが強まった。この傾向は、72年の前半まで続くが、南北共同声明の発表を契機として、再び韓国への進出熱が高まってきた。

韓国側は、年初に丁一権元総理を大統領特使として日本に派遣し、佐藤首相をはじめとする日本政府首脳との会談を通じ、日米首脳会談を控えてアジア情勢全般について協議するとともに、国際的収支改善のための5,000万ドルの特別円借款供与で協力を求めた。日本側はこれに対し、積極的な協力を約束した。

また、前年の日韓閣僚会議の合意にもとづき、第3次5カ年計画全般と農業開発に関するふたつの日本政府調査団が、1月と3月にあいついで訪韓した。民間では、3月に開かれた第4回日韓民間合同経済委員会で、日本側の出席会社数が大幅に減少するという事態があり、さらに6月には三菱商事と三井物産が周4原則の受諾を発表するなど、韓国側の不安材料が続いた。しかしその反面、政府ベースでは、ソウル地下鉄・電鉄化、および浦項製鉄(第2次分)のための円借款、合計約380億円が4月と5月に調印され、7月には5,000万ドルの特別円借款供与で両国間に覚書が交換されるなど、きわめて活発であった。

その後、日本では田中政権が成立し、田中首相の訪中により中国との国交正常化が実現した。これに対する韓国側の反応はむしろ肯定的であった。しかし、北朝鮮に対する日本の政財界の接近については黙認できない、というのが韓国側の公式的な態度であった。

この間、9月に開かれた第6回日韓閣僚会議では、アジア情勢全般、南北の対話、などの問題を協議されたが、会議の焦点は、第3次5カ年計画に関連する日本の資金協力問題であった。

閣僚会議で日本側は、総合製鉄拡張、セマウル事業などに、合計3億500万ドル規模の円借款を供与することに、原則的に同意した。

10月になり朴大統領夫妻の日本公式訪問計画が発表されたが、戒厳令と「維新」改革のため、訪日計画は韓国側の都合で中止された。日韓間の政

治的問題で、72年中に波紋を残したのは、この訪日計画中止と、9月に起った『週間読売』別冊号事件ぐらいであった。

その他、経済関係で重要な問題は、大陸ダナ石油資源の開発問題である。日韓両国の鉱区が重複しているため、この問題を協議するための実務者会談が継続され、領有権問題を保留したまま共同開発に着手することにまず合意し、さらに、政府ベースの協議体を設置することに合意した。

もう1つ特記すべきことは、日本の観光客の急増である。ことしは、年間の外国人観光客約37万人のうち、6割近くが日本人であったものと推定されている。これとも関連して、旅行者に限って韓国内の指定された両替所で、円とウォンとの交換が可能となったことも、記録されるべきであろう。

文化面においても画期的なできごとがあった。それは、朴大統領が、高校での第2外国語の選択科目に日本語も加える、との指示を行なったことである。続いて、これまで黙認のかたちであった民間の日本語講習所のうち、15カ所が公認された。

かくして、日本の民間企業も、72年後半からは、韓国への進出計画が再び目立ち始めた。馬山輸出自由地域は大部分が日本からの進出企業で盛況をきわめている。しかも、東芝のラジオ委託生産、東レ、帝人、松下電器、ソニーなど大企業による合弁計画が出てきたことが72年の特徴といえよう。

こうした動きのなかで、日韓間の懸案問題であった貿易不均衡は、韓国の輸入総額が抑制されたことによって、大幅に改善された。韓国側からみた対日輸出入比率は、従来の1対3.5水準から1対2.5水準になり、このうち円借款によるものを除くと、その比率は1対2.4から1対1.7に大きく改善されたものと推定されている。今後とも、さらに改善されることが望ましい。

政治、経済、文化など全面的に日韓関係が緊密になるにつれ、韓国が第2のタイになる可能性は十分にある。いまのところ、こうした動きは前年とは別に、ほとんど表面化してはいない。しかし、政府の維新体制確立で政府に反発する学生、知識人たちも、内政面では発言しにくい状態にあ

るだけに、なにかを契機として、反日運動が再発する可能性は否定できないようである。

経済体質改善への試行錯誤

韓国経済は、1973年から第3次経済開発5カ年計画の初年度にはいった。経済成長率の目標は9%と設定された。しかし、1971年以来の経済不況とインフレの進行は、引き続き年初にも経済の基調をなしていた。

政府のこれに対する基本的政策は、短期的な景気刺激政策、物価抑制政策と、第3次5カ年計画の重点目標である農漁村開発、輸出振興、重化学工業建設に着手し、経済全体を安定成長の路線に乗せるための長期的な対策とに分けて実施された。

朴大統領は新年早々、経済閣僚の中心である経済企画院長官(副総理)を金鶴烈氏から太完善氏に更迭した。太長官を中心とする新経済閣僚チームは、2月14日、当面の経済施策を発表した。その骨子は、①景気回復を刺激するために、内国税の徴収を大幅に減縮し、また100億ウォンの産業合理化資金を放出する、金利を段階的に引下げる、②建築活動の制限を緩和する、国際収支を改善するため、輸出入金融制度を改善して輸出増大と輸入抑制をはかる、関税減免を大幅に縮少する、観光収入など貿易外受取の増大をはかる、③物価を抑制するため、企業の原価負担軽減に努めるとともに、消費抑制、国産化の促進をはかる――というものであった。

3月15日の物価凍結、8月3日の「経済の安定と成長に関する緊急命令」(私債凍結、金利引下げ、物価凍結)なども、基本的にこの方向に沿うものであった。と同時に、経済安定化への試行錯誤が開始された。

かくして、1972年の韓国経済は、上半期中は引き続き不況色が強かったものの、下半期からは景気が徐々に回復して経済活動も上向いてきた。

しかし、韓国銀行の暫定推計によると、1972年の経済成長率は7.1% (1970年不变価格基準に変更)にとどまり、前年度の9.2%や目標の9%よりは結果的に大きく下回った。これは、上半期中の低水準が強く影響したことと、社会間接資本部門と

経済成長率

	1971年	1972年(暫定)
國民総生産	9.2%	7.1%
農林漁業	3.3%	2.9%
鉱工業	16.9%	15.4%
社会間接資本	8.9%	5.2%
その他サービス		

農業部門の不振が大きく作用したためである。成長を主導したのは、急速な輸出需要の増大に支えられた製造業部門であった。製造業の成長率は16.1% (前年17.7%) であったが、GNPの増加に対する寄与率は、前年の41.9%から53.1%に高まった。

物価は、卸売物価が、上半期中に公共料金の引き上げと米価など農産物価格の上昇で前年末比7.2%も急騰したが、下半期には政府の物価凍結によって、微騰ないしは保合い状態であったため、全体としては8.5%の上昇であった。これは前年度の上昇率8.6%とほぼ同じ水準である。消費者物価も大体これに似た推移をとった。ソウル消費者物価は、前年末比8.8%の上昇であったが、ピークは7月で、その後はむしろ若干下落した。これは確かに、ひとつの成果であった。

このように、物価は8月2日の緊急命令を契機にして、強力に抑制された。しかし、今後、景気回復による投資需要の増大、端境期における米価の上昇、国際市況高にともなう輸入品価格の急騰などが予想され、物価上昇を年3%前後に抑制するという政府方針の実現には、なお困難が少くない。

次に、経済の各部門別の動向と問題点を検討してみよう。

農業——72年中の農業生産は、麦類が222万トンで前年比1%増であったが、米は水害と異常低温のため、396万トンにとどまり、前年の400万トンを下回る結果となった。

政府の食糧増産政策の中心である米穀増産計画は、多収穫水稻品種である「統一」(IR 667)の集団栽培に期待する面が大きい。しかし、1972年の場合、天候不順でこの「統一」が打撃を受け、植付面積20万ha、生産量88万4000トン、反収437kgにとどまることと、品質の点で市場では安値で取引されているため、73年には、集団栽培の拡大

テンポ鈍化が不可避となった。政府の高米価政策は、引き続き維持された。政府買上げ価格は、白米1カマス(80kg)当たり9,888ウォンと決定され、前年より13%引上げられた。引上げ率は若干低くなつたが、物価抑制の観点から、IMF代表部や政府部内には6~7%にすべきであるとの意見も強かつたことを想起すると、この引上げ率は決して低いものではない。

政府が、引き続き高米価政策を維持したことによって、農家所得の増大にある程度効果をもたらすこととなろう。

この点で最近、都市の不況ともあいまって、離農テンポの鈍化、農地価格の上昇傾向があらわれていることは注目されよう。しかし、農家の所得水準は、1971年に平均35万6400ウォンで、絶対的にはまだまだ低い水準にあることはいうまでもない。

食糧需給面では、増産テンポが目標に達しないため、1972米穀年度の場合、米の消費節約(雑穀への代替)の進展にもかかわらず、外米導入は80万トンの当初計画どおりとなった。73年度の外穀導入は、米50万トンを含む130万トン程度になるものと予測されており、食糧の海外依存から脱却できない見通しである。

このように、第3次5カ年計画の最重点目標のひとつである農業部門は、依然として韓国経済のアキレス腱となっている。

政府は、農漁村開発のために、4大河川流域の総合開発をはじめとする各種の開発計画を推進中であるが、1971年10月から本格的に開始されたセマウル(新しい村)運動は、新しい試みとして内外の注目をひいている。

セマウル運動は、朴大統領の定義にしたがうと、「農漁民の所得増大をめざす暮らしをよくする運動であると同時に、勤勉、自助、協同を実践する新しい人間像を定立する精神革命」であるといふ。

具体的に運動の内容をみると、1971年10月から72年5月までの運動期間中に、全国3万4668部落のうち、政府からセメント500袋、鉄筋1.トン基準の援助を受けた1万6600部落と自主的に参加した6,108部落の合計2万2708部落(人口513万人)が、セマウル運動に参加した。事業対象は、部落

内道路の拡張、小河川の改補修、簡易給水施設と共同井戸、メタンガス利用施設、農業用水施設、公共福祉施設、共同副業施設などの生産施設、植林、等々であった。

こうしたセマウル運動が、農民に対して農閑期にも働くという姿勢をうながし、農民の間の協同精神を啓発するうえで大きな効果があることは疑いない。ただし現在までのところ、このセマウル運動も、農家の所得増大には、まだたいした効果をあげるにいたっておらず、なお農村の化粧直しという段階にとどまっている。

1972年11月から73年10月までの新年度セマウル運動では、対象部落は新たに1万8500部落が基礎マウルとして追加され、すでに運動に参加している1万4500部落は自助マウルとして、さらに先進的な2,100部落は、自立マウルとして育成される予定である。

朴大統領は11月に、「全国土を年中作業場化する」構想を明らかにし、農民の作業が現金収入と直結できるよう、関係当局に指示した。また、模範セマウルに農村工場を建設し、農工並進の一助とする試みも推進されている。これらはいずれも、試行錯誤的ではあるが、やってみる価値がある。

鉱工業——72年中の鉱工業生産は、鉱業部門が石炭の不振で低水準にとどまつたものの、製造業部門が下半期から回復基調に転じ、特に繊維、雑貨など軽工業の生産拡大が著しかった。しかし、化学、機械などは伸び悩んだ。

産業生産指数は、11月末現在で、前年同期(72年1~11月)よりも13.9%上昇した。

こうした鉱工業生産の増加を反映して、国民総生産に占める鉱工業部門の比重は、前年の24.4%から26.3%(暫定推計)に拡大し、産業構造面について農村漁業部門(25.5%)より大きい比重を占めるにいたった。

また、政府の重化学工業育成政策に沿って、新工場の建設もほぼ順調に進んでいる。浦項製鉄所(粗鋼年産103万トン)の中厚板および熱延工場、蔚山石油化学コンビナートのサフサ分解(年産10万トン)、ポリエチレン(年産5万トン)など9工場が竣工し、蔚山造船所(年産120万トン)が起工された。

さらに浦項製鉄の第1次拡張、および鉄鋼関連として重機械、特殊鋼、伸銅、鋳物銑などの建設計画が推進されているほか、石油化学各工場の拡張、第2総合製鉄、第3造船所建設計画も有力となってきた。

このように急速に発展してきた韓国工業も、その内部では問題点が少くない。

第1に、多くの業種で、外資導入による設備投資が競って行なわれた結果、たちまち過剰設備をもたらしたことである。しかも過剰設備といつても、個々の企業の設備は、国際水準に較べると大きく立ち遅れている例が多い。自動車工業はその典型である。

第2に、生産性が低く、生産コストが高い。関係当局の調査によると、製造業主要業種における時間当たり生産性は、日本と比較して50%以下の水準にとどまっている。労賃コストが低いにもかかわらず、生産コストが高いのは、生産性が低いほか、原資材価格が高いことも重要な要因となっている。

その原因は、円切上げや世界的なインフレ傾向を反映して、導入原資材価格が上昇したことのほか、そもそも国産原資材の価格も、日本と比較して相当割高なことである。借款企業体が供給している鉄鋼、化学製品、繊維などの原資材価格は、日本と比較して平均40%以上も高いといわれている。竣工したばかりの石油化学の場合、小規模であることもあって製造原価が国際時勢を上まわるため、政府は内需と輸出にわけた二重価格をとらざるを得なかった。

第3に、いわゆる「不実」企業問題である。負債償還の過重、原資材価格の上昇、過当競争による販売不振などのため、ここ数年間、多くの企業収支が悪化してきた。政府の私債凍結と長期低利の特別資金供給によって、私債に苦しんでいた企業、特に法人大企業は大いに恵澤を受けたが、なお見通しは楽観を許されない。

第4に、大企業との競合激化で、中小企業がますます苦境におちいっていることである。全製造業中、事業体数で96.6%、付加価値生産額で28.4%（1970年）を占める中小企業の年成長率は、1968年の20%を頂点にしてその後は漸減し、71年には8.4%（全製造業は17%）に落ちた。72年も、こうし

た傾向で推移したものと思われる。

以上のような問題点に対し、政府は前述の私債凍結のほか、いくつかの対策で臨んでいる。①新規工場建設に対する政府の統制強化、②製品価格の凍結、③産業合理化特別資金や特別減価償却制、あるいは企業合併による国際適正規模への誘導、④企業公開促進法の制定、⑤「不実」企業の整理、⑥中小企業の合併促進と信用貸出し拡大などである。これらの対策の成否は今後にかかっているが、現在のところ、その見通しは楽観を許されない。重化学工業建設推進の過程で、問題が再生産される可能性が大きいからである。

貿易と国際収支——第3次5カ年計画の重点目標のひとつである政府の輸出振興政策に沿って、72年中の輸出は引続き好調であった。

政府は当初、商工部基準で17億5000万ドルを年度輸出目標額と定めたが、その後これをさらに18億ドルに増額した。しかし商工部の発表によると、実績は目標額を超過達成し、18億0375万ドル（対前年比33.7%増）に達した。輸出品目のうち工業製品が全体の86.6%を占め、国別では米国が48.8%、日本が22.2%を占めた。

輸出実績を通関基準でみても、年末には16億ドル近くに達するものと推定される。これは前年実績10億6800万ドルに較べ、約50%増という驚異的な伸びである。

一方、輸入は、政府の抑制政策と不況による国内設備投資の低調などによって、72年実績は、当初目標額25億5300万ドルを下回り、約25億ドルになるものと思われる。これは、前年実績23億9400万ドルに対し、わずかな伸びに過ぎない。

したがって、貿易収支は大幅に好転した。通関ベースでみると、貿易赤字はなお約9億ドルに達するが、前年の13億ドルに較べると絶対的に赤字幅が縮少された。このため、貿易外収支がわずかながらも黒字であったこととあわせて、経常収支の赤字も縮少され、全体として国際収支の逆調構造が改善された。経常収支の赤字は、例年のとおり資本収支の受取超過によって補てんされ、年末の金外貨保有高は、前年の5億6800万ドルから6億9000万ドルに増加した。

また、為替レートは6月に1ドル=400ウォン

の線を突破したが、政府はこれまでの実勢に合わせて適宜切下げ調整するという従来の政策を改め、400ウォンの線で今後は抑制することにした。

さて政府は、重化学工業を輸出産業として育成することを前提に、1980年の輸出目標を100億ドルと設定、長期輸出計画を大幅に増額修正したが、さしあたって73年の輸出目標を、商工部基準で23億5000万ドル(72年比約30%増)と策定した。そして、輸出産業への新規投資と延払い輸出支援制度の拡充によって、73年には船舶、機械、鉄鋼と非鉄金属、電子製品などの輸出を大幅に拡大することを計画している。一方、輸入は引続き、抑制し、26億5000万ドルにする計画であるため、これが実現すれば、貿易収支はさらに改善されることになる。

ただ、今後の問題としては、原資材の国産代替を含めて、重化学工業製品の国際競争力がどの程度に維持されるかということと、日本の円再切上げ問題、欧米の輸入規制動向など国際的経済環境の推移が注視されるべきであろう。また、輸出の拡大は比較的容易であろうが、輸入の抑制の方が問題である。今後景気が回復に向かうにつれ、投資活動も活発になるものと思われ、72年の反動として、輸入が大幅にふえる可能性も強い。いずれにせよ、73年の輸出入動向は、今後の国際収支展望、ひいては韓国経済全般の展望に対して、ひとつのカギとなることはまちがいない。

外資導入——72年中の外資導入実績は、公共借款や外国人投資の比率が高まった反面、商業借款に対する需要減退で、全体としては前年の6億9000万ドルを大幅に下回り、物資到着基準で約6億ドル程度になるものと思われる。

これまでの龐大な商業借款の導入で、元利金の償還が年々増大し、短期のものを除外した借款元利金の償還額だけでも、71年が2億3000万ドルで、72年には3億1500万ドルと予想された。このため政府は、前年に引きついで、商業借款を抑制する一方、長期低利の公共借款の導入に努め、また、借款中の公共借款と商業借款の比率を、従来の3対7から4.5対5.5にするとの方針を立て、日本、アメリカ、世銀、アジア開銀などの協力を求めた。

また、政府は償還負担のない外国人投資の誘致

に全力を傾けた。年初に朴大統領は、外国人の投資誘致は経済開発のみならず安全保障にも大きな効果があると指摘し、「米国の大企業が巨額の投資をすれば、これは1個歩兵師団が韓国に駐屯するぐらいの効果がある」と述べたが、これは注目すべき発言である。

経済企画院は4月に、外国人投資促進策を朴大統領に報告したが、その骨子は、①精油、重機械など大規模輸出産業に対しては、単位輸出自由地域の設置を許可する、②6ヵ月分に限って原資材での出資を認める、③合弁投資に対する内認可制度を採用する、④外国人投資企業での賃金問題を解決するため、主務官庁が介入して調停するとともに、他労組や上部団体の干渉を排除するよう指導する、⑤各種の認可、登録事務を簡素化する、などである。政府はさらに、10月に戒厳令が出されるや、各国大使館の商務官や外国人投資家との懇談会を開き、外国人投資への保証を改めて確約し、新規投資の拡大を要望した。また、電子工業関係合弁企業の製品の国内市販を大幅に認めたほか、馬山輸出自由地域が好評なため、第2の輸出自由地域設置も検討されている。この結果、南北対話の進展など朝鮮半島の緊張緩和ともあいまって、72年中の外国人投資は急増し、認可ベースでは183件、1億1307万ドルで前年実績の2倍以上に達した。とりわけ日本からの投資が増加したが、GMの進出も目立った。こうして72年末の外国人投資総額は、累計538件、3億6864万ドルに達した(物資到着ベースでは、72年中に約8000万ドル、累計は約2億5000万ドルに達したものと思われる)。

さて、外資導入にともなう問題の第1は、償還負担の問題である。72年中には、年間を通じて実際に導入された外資の半分以上に相当する額を外資で償還したことになる。これは韓国の年間輸出額と比較しても20%に近い高水準である。償還負担が韓国経済に決定的な打撃とならないためにには、輸出の増進と輸入の抑制で今後も国際収支が改善されていくということが、絶対的条件となっている。事態はきわどいところであるが、公共借款への比重転換や条件が不利な商業借款の一部繰上げ償還実施など、明るい面も現れてきた。しかし、個々の企業ベースでは、過重な償還負担で経営が悪化するケースは今後も少くないであろ

う。

第2に、外国人投資の面では、韓国の国民経済的な利益と相反するような問題が出て、国内で批判が高まっている。例えば、石油製精や一部の石油化学の米系合弁企業では、投資比率が50対50であるにもかかわらず、外資側には20%の利益配当が保障され、運営権も実質的に外資側の副社長がにぎるケースなどである。このため、石油価格の連続的引上げ、国内製造原価が輸入価格を上回る例などが少くない。その他、原材料を親会社が独占的に供給する場合、現地企業が不当な原材料コストを強いられることも指摘されている。労働問題も含めて、外国人投資が今後増大するにつれ、こうした問題が浮かびあがってくるであろう。

財政・金融——72年の韓国経済動向のなかで、最も衝撃的なニュースは、8月3日の私債凍結令、正確には、「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」であった。

緊急命令は、①すべての企業私債を8月2日現在で凍結し、8月3日付で月利1.35%，3年据置き後5年償還の条件に変更するか、借主企業に対する出資に転換すること、②金融機関は2000億ウォンの特別金融債券を韓銀引受で発行し、この資金で企業の短期高利貸出金の一部を年利8%，3年据置き後5年償還の長期低利貸出金に貸換えること——などを主要内容としており、ほかに、大統領の内閣指示事項が含まれている。

この内閣指示事項は、①金融機関金利の大幅引下げ、②為替レートの1ドル=400ウォン線安定化、③公共料金引上げ抑制、④物価上昇率の年3%線での抑制、⑤1973年度予算の緊縮、の5項目であった。金利は、3日付で大幅に引下げ調整された。

朴大統領は、同時に発表された特別談話のなかで、高度成長とともに韓国経済の問題点として、①インフレの悪循環、②私債の盛行、③企業の財務構造の脆弱性、④金融上の担保不足の一般化、⑤コスト高による国際競争力の脆弱性、⑥最近の民間投資と雇傭增加の鈍化傾向、を指摘した。そして、この緊急措置が、企業の体質を改善するとともに、経済の安定と持続的な成長への転機となることを確信する、と強調している。

かくして、申告された私債総額は、予想をはるかに超えて3555億ウォンに達した。政府はこのうち、1件30万ウォン未満の少額私債の凍結を即時解除し、残りに対し調整私債証書を交付することとなった。出資への転換は11月末現在、762億ウォンであった。

私債凍結とこれにともなう補完措置によって、債務企業が受けた惠澤は全体で年間1000億ウォン以上といわれ、とくに法人大企業は大きな恩恵を受けたものと推定されている。長期低利の銀行資金による貸換えも開始され、中小企業などへの信用貸出も拡大された。しかし、これで企業の体質が改善され、製品コストの引下げにまで効果を發揮するかどうか、まだ予断を許されない。また、中小企業の場合は、私債金利がむしろ上昇し償還期間も短期化するなど、私債市場の二重構造化現象によって、当面の資金難がかえって深刻になったともいわれている。

だがこれとは別に、経済の安定化への契機という面では、たしかに重要な一步が踏み出された。物価は、問題点を含みながらも、とにかく緊急命令以降は上昇が強力に抑えられた。したがって、為替レートも400ウォンの線で維持された。さらに、不況による税収不足という絶対的な事情に助けられながらも、総額6594億ウォンの新年度予算は、72年度当初予算のわずか1.9%増、追加補正予算を含めると7%減というかつてない緊縮予算となった。

政治の面での強力な行政体制の確立によって、朴政権は、1960年代の高度成長がもたらした副作用の除去というリスクの高い、だが避けることのできない課題への挑戦において、以前よりも有利な地歩に立っているようである。

第3次5カ年計画——政府は、第3次5カ年計画の初年度に至り、原計画作成時点から後の内外条件の変化を考慮して、投資計画を一部修正することにした。この修正は、年次別の執行計画である総資源予算を通じて反映される。

これにより、総投資規模が当初の4兆5245億ウォンから2%増額された4兆6370億ウォンとなり、この範囲内で部門間の投資計画が調整される。すなわち、セマウル事業推進のため、農林漁

業部門の投資は当初の11.8%から約17%に拡大される一方、社会間接資本およびその他サービス部門は、当初の59.4%から約53%に縮少された。鉱工業部門は28.8%で変動はない。社会間接資本の投資縮少内容は、主として高速道路である。

政府は、この修正された投資計画をもとにし、世銀、日本、アメリカなどに必要な外資の調達作業を開始した。その1つの集約点が、12月にパリで開かれたIECOK(対韓国際経済協議グループ)の第6回総会であった。

韓国側はこの総会で、水利施設拡充、4大河川流域の総合開発、総合製鉄拡張など14事業に合計14億4400万ドル(うちセマウル事業関係は約10億7000万ドル)の長期低利な公共借款の供与を要請した。総会はこれに対し、第3次5カ年計画の修正投資計画が妥当なものであると認定し、1973年と74年の公共借款所要額各5億ドル、合計10億ドルの支援に協力することを約束した。

この結果、今後は、すでに推進中のものも含めて、具体的なプロジェクト、金額について当該供与国、供与機関との交渉にはいる。第3次5カ年計画期間中の外資所要額は年平均9億ドル、総額46億ドル(到着ベースでは約37億ドル)と計上されており、このうち公共借款については、これで大体のメドがついたものと思われる。したがって、残余の年間4億ドル水準について、商業借款または外国人投資の導入交渉推進に拍車がかけられることになる。

ともあれ、第3次5カ年計画の目標年度である1976年は、「北半部で社会主义の完全な勝利を成就」すると宣言した朝鮮民主主義人民共和国において、その6カ年計画が終了する年でもある。南北間の交流拡大が予想される今日、そのことの意味が、南北双方にとってにわかに重みを増してきた。「政治の季節」は後退し、「経済の季節」が到来したのである。

重 要 日 誌

1月

3日 ▶丁一権特使、佐藤首相と会談——朴大統領の特使として訪日した丁一権元総理は、①サンクレメンテでの日米首脳会談をひかえた最近の極東情勢と韓国との非常事態宣言、②円上げ後の韓国経済と日本の対韓経済援助問題等について佐藤首相に韓国側の見解を説明した。これに対し佐藤首相は、「韓国の事情をよく理解し、できるだけの協力をしたい」と約束した。会談には福田外相、李鴻駐日大使らが同席した。

4日 ▶朴正熙大統領、金鶴烈副総理兼経済企画院長官を更迭、後任に太完善建設部長官を任命、建設部長官には張礼準経済企画院次官を起用。

▶72年度経済基本施策——経済企画院が作成したこの基本施策の骨子は、①安定化政策の効果的執行、②農漁村経済開発の多角的推進、③国際収支の改善、④重化学工業建設と中小企業育成、⑤研究活動の本格化と科学技術振興、⑥社会間接資本の均衡的拡充と流通構造の近代化となっている。

▶丁一権特使、水田蔵相とも会談。

▶韓米間の人造繊維・毛織物輸出協定締結。

7日 ▶金総理、日本の対中・対北朝鮮接近についての見解表明——金鍾泌総理は江原道の第1軍司令部で高級指令官に対する訓示を行ない、その中で「日本が中国との関係を正常化しようとしていることは、主権国家である日本自身の問題であり、われわれが干渉すべきことではないが、北朝鮮に接近をはかることは絶対に見過ごすわけにはいかない。この立場は、日本に伝えてある」と述べた。

▶文教部、1976年から完全無償義務教育を実施するための年次計画を確定。

▶韓米綿織物輸出協定を締結。

▶外換（外国為替）銀行、日本円を指定通貨とするよう政府に提案。

8日 ▶政府、日米首脳会談結果を歓迎——韓国政府は同会談がアジア政策に関する日米両国の協調を確認した点を歓迎、この確認事項が今後、朝鮮半島を中心とする極東の安全保障政策に反映されることをとくに期待している。日米首脳会談の共同発表文には韓国についての具体的な表記はみられず、会談後の記者会見でも佐藤首相は韓国問題についてあまりふれていないが、共同発表文の冒頭で、①日米協力関係の維持、②アジア政策につい

ての両国の密接な提携——が確認されたことを韓国政府は高く評価している（ソウル8日、共同）。

▶「韓国・台湾条項」に対する日本首脳の発言——佐藤首相は、日米首脳会談後の記者会見で、1969年の日米共同声明で「韓国、台湾の安全は日本の安全に緊要である」としたいわゆる「韓国・台湾条項」は、その後の国際情勢が変化したので、これを固定的に考えるのは不適当であるとのべた。一方福田外相はその後、佐藤首相の発言を訂正し、「韓国、台湾条項」にはなんら変更はないと言明した。

10日 ▶今年初の南北赤十字予備会談（第14回）開く。

▶ソウル市警、首都治安非常措置と発表。

▶内務部、今年度の地方財政規模（ソウル除外）を1851億6600万ウォン（前年比18%増）と発表。

▶美濃部東京都知事、韓国系大学校の新設許可と教育委員会の相互交流を訪日中の閔寬植文教部長官に約束。

11日 ▶朴大統領の年頭記者会見——このなかで朴正熙大統領は、①安保優先の総力体制を構築する、②南北韓の国連同時加盟には反対する、③南北赤十字会談を成功させるため全面的に支援する、ことを強調した。

12日 ▶経済企画院、今年の成長率を9%と策定した72年度総資源予算案を確定。

▶朴大統領、経済企画院の年頭巡視で、外国人の投資誘致は、経済開発のみならず安保にも大きな効果があると指摘、「米国の大財閥が巨額投資をすれば、これは1個歩兵師団が韓国に駐屯するぐらいの効果がある」と強調。

13日 ▶政府の企業合理化委員会、今年内に「不実」企業123社を整理する方針。

14日 ▶米第5空軍司令部、東京郊外にある米空軍極東通信管区司令部を7月までに閉鎖し、烏山、嘉手納などの通信基地はハワイの米太平洋地域通信司令部に直結されると発表。

15日 ▶金弘壹新民党政党首、年頭記者会見で国政全般の大改革を主張。

▶政府、17日から金利引下げ実施——1年もの定期預金利は現行20.4%から16.8%へ、一般銀行貸出金利は現行22%から19%にそれぞれ大幅引下げされる。

18日 ▶今年の主要国防政策——劉載興国防部長官は記者会見で、今年の主要国防政策として、①首都圏の防衛

強化、②質的に向上した軍の育成、③防衛産業の開発、④自主国防への姿勢転換——などを強調した。

▶日本政府、駐韓大使に後宮虎郎駐タイ大使を任命。
19日 ▶政府、今年度輸入規模を昨年比6.3%増の25億5300万ドルと策定。

▶IMF、韓国に対し今年初めて、3000万ドル（米貨では3250万ドル相当）のSDRを提供すると発表。

▶マクガバン米上院議員、大統領に当選したら1975会計年度までに駐韓米軍を撤収すると公約。

20日 ▶政府、72年度の政府事業労賃単価を平均36%引上げると発表、日給は昨年の平均684ウォンから931ウォンに上昇。

21日 ▶第79回臨時国会、新民党的単独召集で開会——民主共和党議員は、全員欠席し、国会の長期空転始まる。

24日 ▶韓国外務部、日朝友好促進議員連盟訪朝団と北朝鮮側との貿易促進の合意、および日朝両国の国交正常化をめざす共同声明の動きなどに抗議する声明を発表。

▶日本政府の第3次5カ年計画調査団が訪韓（2月6日まで滞在）。

25日 ▶公共料金引上げ——政府は、2月1日から電気料金（15%）、運賃（15～30%）などの公共料金を引上げると発表。

27日 ▶経済界代表、訪韓中の日本政府調査団に、第3次5カ年計画中の資金協力として日本が10億ドルを供与するよう要請。

29日 ▶陸軍保安司令部、大学教授を含む7組織、23人の北朝鮮スパイをさる1月27日からソウル、大邱などで検挙したと発表。

2月

1日 ▶民主共和党、日本の社会党を含む野党政の国会議員招請を計画。

▶國務会議、総額6490万ドルの対日請求権資金第7次年度実施計画を議決、借款資金3490万ドルは全額総合製鉄建設に、無償資金3000万ドルは大部分農水産部門に使用。

▶政府、プレス・カード（公認記者証）制を実施。

▶政府、総額716億ウォンの第2次農漁民所得増大特別事業計画（1972～1976年）を確定。

種目数 団地数 参加戸数 投入資金

全体計画	21	137	75万戸	716億ウォン
1972年度	21	136	51.8万戸	141億ウォン

2日 ▶政府、栄山江流域開発のための世銀借款4800万ドル（IBRD借款3300万ドル、IDA融資1500万ドル）締結協定に調印。

4日 ▶韓・米・日の防空戦術情報網、米第5空軍のコンピューター・システム化によって一元化。

▶商工部、第3次5カ年計画初年度である今年中に石油化学工場を含む43工場が竣工、また蔚山の造船所など12工場が起工されると発表。

5日 ▶対スパイ対策本部、「北朝鮮の警備艇が4日、黃海で漁撈中の韓国漁船を砲撃して1隻が沈没、5隻を拉致した」と発表。

▶ソウル市中の米小売価格が、1カマス（白米80kg）1万ウォンを突破。

7日 ▶第一勧業銀行ソウル支店が開業。

▶大韓工商会議所調査によると、企業私債規模は1967年の559億ウォンから、1971年には1521億ウォンと3倍近く増加。

▶6日に来韓したマケーン米太平洋統合司令官が金溶植外務部長官、劉載興国防部長官らと会談。

（注）去る5日には、ロッソン米太平洋陸軍司令官も来韓。

8日 ▶内務部、今年度セマウル（新しい村）運動事業計画を確定、対象は1万6600里洞。

9日 ▶第3次5カ年計画の外資導入計画具体化——経済企画院の朴正熙大統領に対する報告によると、政府は1月末から2月初にわたって訪韓中であったIBRD関係官、ADB調査団、および日本政府調査団との協議を通じ、①IBRDは今後5年間に年間1億～1億2000万ドルずつ、合計5億～6億ドルの借款提供に合意、②ADBは年間6000万～7000万ドルの借款供与に合意、③日本とは第3次5カ年計画の部門別投資計画に関し大体の合意をみたという。

11日 ▶ベトナム訪問中の劉載興国防部長官、チュー大統領と会談。会談後劉長官は、「韓国軍の撤退延期要請に対しては慎重に考慮する」と述べた。

▶大韓工商会議所、全国経済人連合会、貿易協会、中小企業協同組合中央会など経済4団体会長、共同記者会見で「原価10%節減運動」開始を呼びかけ。

12日 ▶韓国側、対北朝鮮4項目提案——金溶植外務部長官、最近の北朝鮮側の南北平和統一と緊張緩和提案に関連して、スパイ浸透の中止要求など4項目の韓国側声明を発表。

14日 ▶政府、当面の経済施策を発表——経済5部長官、当面の景気対策、国際収支対策、物価対策を共同発表（参考資料参照）。

▶政府、1億7920万ドルの1972年度米余剰農産物導入協定に署名。内容は玄米50万トン、小麦75万トン、とうもろこし16万トン、原綿15万俵。

▶「姫胞学生スパイ事件」の被告徐兄弟のうち弟の徐俊植君（23歳）に対する第2審判決は、1審の懲役15年

から懲役7年に、また、1審で死刑判決を受けていた丁時一被告（32歳）は無期懲役にそれぞれ減刑された。

16日 ド訪韓中のヒューム英外相、金溶植外務部長官と会談、経済技術協力の増進で合意。

17日 ド南北赤十字予備会談（第19回）、本会談の議題問題で原則的に合意、実務者レベルの会談で文案を作成することに一致。

18日 ド政府、「総力安保」に関する7項目の指導要綱を発表。

19日 ド湖南グループ（代表徐延貴氏）、粗鋼年産500万トン規模の第2総合製鉄建設を計画。

21日 ド久野忠治議員、帰国後の訪朝報告で「南北赤十字会談ルートとは別に、東京とソウルで南北両政府関係者がすでに非公式な接触を始めている」と言明。

ドニクソン米大統領訪中——北京空港到着のもようを国営、民営3テレビが合同実況中継で放映。

ド政府、国連開発機構（UNDP）の5カ年にわたる無償援助563万9000ドル導入で合意。

ド国内綿紡13社による綿紡共販会社が発足。

ド東和開発、カリマンタン地区から同社開発の原木を初入荷。

22日 ドソウルで第3回韓米民間経済委員会合同会議開く。

23日 ド政府、済州島に大規模原油貯蔵施設（CTS）建設を計画。

ド商工部調査によると、国内の石炭総埋蔵推定量は14億5000万トン、採掘可能推定量は5億4400万トン。

26日 ド民主共和党、創党記念日に際して吳致成氏など4名の6ヶ月間停権処分を解除。

27日 ド米中首脳、共同声明を発表——朝鮮半島に言及した部分は次のとおり。

「米国は、大韓民国との緊密な紐帯とこれに対する支持を維持する。米国は、大韓民国が朝鮮半島の緊張緩和のために交流増進を模索しようとする努力を支持する。」

「（中国は）朝鮮民主主義人民共和国が1971年4月12日に提出した朝鮮の平和的統一のための8項目案、および『国連韓国統一復興委員会』撤廃の主張を断固支持する。」

28日 ド米共同声明に対する反響——金溶植外務部長官は、米共同声明に関連して、「朝鮮問題について米中が合意に達し得なかったことは、われわれが予測した通りであり、米国が韓国の立場を支持したことを歓迎する」と述べた。

また与党民主共和党の申洞植スポーツマンは、①ニクソン米大統領の訪中は成功だったと思う、②しかし台湾問題をめぐる米国の態度は、現実政治の冷たさを示し

た、③われわれは自主的な祖国防衛ということを再認識せねばならない、と語った。一方、野党新民党の金守漢スポーツマンは、①今度の米中会談は国際的な緊張緩和にプラスとなる、②だが台湾問題が気になる、③われわれとしては、韓国が第2の台湾とならないよう最善の努力をつくすべきである、と述べた。

ド後宮虎郎新駐韓日本大使が着任。

29日 ド駐ベトナム韓国軍戦闘部隊の第1次撤兵の最後の部隊が釜山に到着、駐ベトナム派遣兵力は3万7000人に減少。

ド東洋通信記者に対する反共法違反容疑事件で無罪確定。

3月

1日 ド製糖、板ガラス、化学肥料の大企業で不況のため人員整理と縮短実施。

2日 ドグリーン特使の訪韓——訪韓中のグリーン米国務次官補は、朴正熙大統領と会談した。会談後、大統領官邸スポーツマンは、グリーン特使が、「米中会談で朝鮮半島に関して秘密取引きはいっさいしていない」とのべたと発表。

ド第4回韓日民間合同経済委員会開く、日本側出席会社数大幅に減少——日本側の初日の出席者は植村経団連会長ら25人で、参加会社名は次のとおり。小野田セメント、日本航空（初日欠席）、川崎重工、日本工営、守谷商会、三菱電機、三井物産、三菱商事、石川島播磨重工、鹿島建設、松下電器、三菱重工、森永乳業（初日欠席）、大和証券、山一証券、日興証券、本州製紙の17社。新日鉄は欠席し、事実上不参加。

3日 ド労働庁、団交・争議を規制——労働庁は、「非常事態下の団体交渉権など調停業務処理要綱」を作成、関係機関に指示した。要綱の骨子は、①勤労者もしくは使用者が団体交渉をする場合は管轄の各市道知事に申請し調停を受ける、②外国人投資企業および全国的規模の事業体については労働庁の調停を受ける、③調停は申請を受けた日から30日以内に行なう、④調停が出るまでは勤労者は争議などの団体行動をとることができない、など。

ド社債募集に異常人気、保険・証券会社と私債業者の買占めで大部分が発売前に予約済み。

4日 ド第4回韓日合同経済委員会、①第3次5カ年計画に策定されている大型プロジェクトおよび輸出産業などに日本の民間企業が協力するため、双方合同で推進委員会をおく、②韓日合弁による投資金融会社設立に日本側は努力する、などの共同声明を発表して閉会。

6日 ド今年にはいって物価急騰——経済企画院による

と、卸売物価は2月末で昨年末比3.4%，ソウル消費者物価は4.5%上昇した。物価急騰の原因は、①米を中心とする食料品価格の上昇、②公共料金の引上げ、③一部工業製品のカルテル形成などといわれる。

▶政府、海外からの一般旅行者に対し国内の公認両替所における円とウォンの交換を許可。

7日 ▶北朝鮮との関係改善に関するロジャーズ発言——ロジャーズ米国務長官は、71年度外交報告に関する記者会見で、①米国は朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)が米国との関係改善を望んでいるとの兆候を得ている、②米国は韓国政府と協議し、北朝鮮の意図をはっきり知るまでは積極的行動をとらない、③一般的にニクソン政権は、すべての国との関係改善を望んでおり、北朝鮮も含まれる、と述べた。

▶第80回臨時国会開く、野党新民黨の単独招集で、与党は全員欠席。

▶朴大統領、今年最初の地方長官会議で、①農村近代化への重点投資、②セマウル(新しい村)運動の強力推進、③農漁民所得増大特別事業の推進などを指示。

8日 ▶商工部が昨年10月以来実施してきた段階的輸入抑制措置、原油・原糖など輸入大宗品目を含む301品目を輸入禁止または制限することで一段落。

11日 ▶農林部、混合穀放出地域を10大都市にひろげ、放出量を1日10万袋に増大。

▶政府、外国船舶入出港規定を改正、寄港を認めない北朝鮮、中国、北ベトナム、キューバ船のうち、キューバ船を除外。

13日 ▶農林部調査によると、政府の混合穀大量放出で米価が全国的に反落、ソウル龍山市場では1カマス当たり1万0700ウォンから1万0250ウォンに下落。

14日 ▶日本政府の農業調査団が訪韓。

▶李洛善商工部長官、中東、アフリカ諸国訪問に出発。

▶韓米両国、M16小銃用弾薬工場拡張のための借款協定(4400万ドル)を締結。

15日 ▶金溶植外務部長官、タイ、マレーシア、インドネシアの東南アジア3カ国訪問に出発。

▶金溶植外務部長官、非武装地帯からの陣地撤去と武装兵力の撤収を北朝鮮に要求する声明を発表。

▶陸軍、全国主要地区を要塞化し、部落单位で防衛村をつくるよう指示。

▶物価を事実上凍結——太完善経済企画院長官は、米価を除くすべての商品価格とサービス料金を3月6日水準で抑制すると宣言。

▶ムーラー米統合参謀本部議長、下院外交委員会での証言で、「今後2~3年内に、中国および北朝鮮との関係を著しく好転させることは、われわれの確固とした望

みだ」と説明。

▶米国務省、北朝鮮への渡航制限を北ベトナム、キューバと並んで1年延長すると発表。

16日 ▶韓米両国、米国米10万トン(玄米、1700万ドル)の借款導入協定に調印。この借款は今年導入されるAID開発借款2100万ドルの一部。

▶財務部、機械・建設・公害防止などを対象に施設資金100億ウォンを特別融資すると発表。

17日 ▶労働庁、労使協調体制の強化を全国の地方労働関係機関長に指示。

▶1972年度米対韓援助規模が確定——総額は3億6170万ドルで、内訳は、①無償軍事援助(通常援助)1億4360万ドル、②軍事装備販売借款1500万ドル、③AID開発借款ならびに技術援助2410万ドル、④余剰農産物借款1億7900万ドル。昨年度と比較して、無償軍事援助は大きく減少したが、余剰農産物が倍増したため、総額では昨年とほぼ同じ水準となった。

21日 ▶政府、日本政府が朝総連幹部らに対して北朝鮮への出国と日本への再入国を認めたことに対し、強く抗議することを閣議で決定。

▶インドネシア訪問中の金溶植外務部長官、マリク外相と「両国は漁業、農業、繊維工業などで経済・技術協力を促進することに合意した」との共同声明を発表。

22日 ▶タイ訪問中の金溶植外務部長官、タノム行政評議会議長と会談。

▶在ソウル外国銀行筋によると、韓国政府はこのほど、当地に支店をおく外国銀行8行に対し、5月11日までに総額500万ドルに上る営業基金を増額するよう要請、外国銀行側はこれに強く反発。

23日 ▶重工業4大工場の1つである蔚山造船所起工。

▶南恵裕財務部長官、景気刺激のための投資促進策として特別減価償却制度を実施すると発表。

▶李洛善商工部長官、今年度の輸出目標を当初の17億5000万ドルから18億ドルに増額したいと説明。

24日 ▶全国教育者大会、8,000余人が参加して開かれ、「安保教育体制の確立」などを決議。

25日 ▶『東亜日報』、「南北赤十字首脳がウィーンで非公式に接触」と報道。

27日 ▶陸軍保安司令部、「大都市、大学などで17年間にわたって工作していた北朝鮮のスパイ12人と反共法違反容疑者10人を去る17日に逮捕した」と発表。

▶商工部、駐韓日本商社23社の今年度韓国產品買付計画額を2億6343万ドルと発表。

29日 ▶農協、部長級19名を含む職員549名を不適任者として解任。

▶東西ベルリンの壁が20年ぶりに開放され、西ベルリ

ン市民が東ベルリン、東ドイツ市民と再会。

♪GM と新進自動車、「GM コリア自動車」設立契約に調印、資本金は4800万ドルで投資比率は50対50。

♪商工部、精油、肥料、自動車、セメント、ガラス、火薬など内需中心の借款企業12社に対し、年間生産額の20%を輸出するよう指示。

30日 ♪朴大統領、南北平和統一の話合いの前提条件として、対北朝鮮5項目を要求——その内容は、①武力赤化統一政策の放棄、②非武装地帯の軍事施設の即時撤去、③武装スパイの送込み中止とこれを訓練してきた非正規特殊部隊の解体、④拉致したKAL機と乗員、漁船員などの即時送還、⑤南北赤十字会談での韓国側提案の受諾。

♪政府、合弁企業優遇策を説明——経済企画院は、在韓合弁企業の代表と各大使館の経済担当官を招き、①合弁企業の賃上げには政府が介入、国内の同業種と同水準におさえる、②税制面では税金の繰上げ徴収や認定課税をやめる、③運転資金不足は外国銀行に増資を認める一方、融資認可をスピードアップする、などの方針を説明した。

31日 ♪内務部、夜間通禁違反取締りを強化。

♪記者協会、全国代議員大会で「言論の自由擁護で先頭に立つ」との決議文を採択。

♪商工部、「日本で斜陽産業とみられている107業種中、合板、カン詰、金属機械、ミシン、電子製品などわが国輸出戦略業種と関連が深いものに対しては、わが国の中小企業が日本と合弁投資や技術提携をするよう」、中小企業協同組合の代表に指示。

4月

1日 ♪政府、公務員・軍人・教員の給与を平均15%引き上げ実施。

3日 ♪炭鉱業界、滞貨と資金難で不況深刻。

4日 ♪尹錫憲外務部次官が訪日。

5日 ♪第80回臨時国会、空転のまま自然閉会。

♪具泰会民主共和党政策委議長、「国会での発言時間制限、長官出席要求規制のため、国会法改定を検討中」と発言。

6日 ♪駐ベトナム韓国軍第1次撤収が終了——駐ベトナム韓国軍の十字軍部隊が帰国、これで韓国軍の第1次撤収は全部終了。

7日 ♪政府、カトリック系月刊誌『創造』4月号（金芝河氏の「蠻語」を掲載）押収に続き、日刊誌『タリ（かけ橋）』4月号、『シアレソリ（民の声）』2・3月合併号をそれぞれ発売禁止。

10日 ♪韓国労働組合総連盟、「労働庁が作成した労使

調停例規は、大統領令を制定しない行政例規であり、不当である」と主張。

♪韓銀、6月1日から1万ウォン紙幣を流通させると発表。

♪経済企画院、外国人投資促進策を朴大統領に報告——これによると、外国人投資認可の指針として、①精油、重機械など大規模輸出産業に対しては、単位輸出自由地域の設置を許可する、②6カ月分に限って原資材の出資を認める、③合弁投資事業に対する内認可制度を探査する、こととしている。

またこの促進案によると、①外国人投資企業体の賃金問題を解決するために、主務官庁が同種国内企業の賃水準と引上げ率を参考にして調停する、②外国人投資企業体の職場労組に対する上位または他労組の干渉を排除するよう労働庁が行政指導する、③外国銀行の国内支店に対する融資金支援のための増資を許可する、④主要先進国に投資誘致官を派遣する、⑤土地取得、建築許可、電気、給水、会社登記などの各種認可・許可事務を引き簡素化する、などを規定している。

♪3月中の物価統騰、卸売物価は前年末比5.2%、ソウル消費者物価は7%上昇。

♪日本の海外経済協力基金、地下鉄建設および電鉄化事業のための対韓借款272億4000万円（約8160万ドル）を日韓間で協定締結したと発表。

♪政府、「海外の未登録商社との取引を原則として禁止する」という2月25日付の告示を、日本などの反対で事実上撤回。

11日 ♪外国機関労組、外国人投資企業における労組結成1年間保留を提起。一方、労働組合総連盟と全国金融労組は、政府の外国人投資誘致改善策に対し、「労組の自律性を侵害するもの」と批判。

♪治安局、「13年間にわたって地下党工作をしてきた北朝鮮のスパイ団9組織32人を、去る2月から3月の間に検挙した」と発表。

12日 ♪金芝河氏、風刺詩「蠻語」に関連して中央情報部に連行される。

♪全国鉱山労組、「政府は石油利用を抑制して石炭利用を奨励せよ」と要求。

14日 ♪駐ベトナム韓国軍、キニョン北西55km地点のアンケ地区で共産軍と激戦。

♪経済界によると、最近私債市場が二重構造化し、一流企業は月利2%に対し、中小企業では月利5~6%でも借り入れ困難となる。

15日 ♪全国32都市で「北からの奇襲にそなえる」防空演習を実施。

(注) 北朝鮮では同日、金日成前首相の還暦祝賀式典を挙行。

16日 ▶吉典植民主共和党事務総長、「国會議員の現行任期4年を6年に延長するための憲法改正問題が党内で議論されている」と発言。野党では、これは大統領の任期延長のための改憲も含むものとみていっせいに反発。

▶政府、砂糖・新聞用紙の出荷価格をそれぞれ34.9%、16%引き上げることを許可。

17日 ▶京仁エナジー(32万kw)の発電施設および原油処理1日5万バレル)が竣工。

▶「軍事援助は無償から借款へ」——ロジャース米国務長官は、「米対韓無償軍事援助は1975年から軍事借款に切りかえる」と上院外交委員会で証言。

19日 ▶金溶植外務部長官、第3回UNCTAD総会で、「すべての国家との通商増大を希望」と演説。

▶民主守護国民協議会、定期総会で新代表委員に金在俊(留)、李丙瞬(留)、成錫憲(新)、千寛宇(新)の4氏を選出。

21日 ▶訪米中の金溶植外務部長官、「国連での朝鮮問題討議は今年も延期させたい」と発言。

▶治安局、警察網紀正月間に免職647人を含む962人の警官を処分。

▶太副総理、当面の経済施策を発表——その主要内容は、①為替レートは物価上昇とともに引続き切下げ調整する、②物価に対する通貨的要因は無視できるので、積極的な通貨供給政策をとる、③直接的な輸入抑制対策をやめ、むしろ今年度輸入規模を適正線まで拡大する、などとなっている。

25日 ▶大法院(最高裁)、『思想界』事件で文化公報部の同誌登録取消し措置を違法と判定。

▶韓国銀行など13個中央金融機関の全役員118人、財務部の指令で一括辞表提出。

26日 ▶訪米中の金溶植外務部長官、ニクソン大統領と予定外の会談——また金長官はロジャース国務長官、グリーン極東担当次官補、ブラウン副次官補、ハーガー国際機構担当副次官補などと一連の会談を行なった。

▶米国務省、「米政府は73会計年度の対韓無償軍事援助として、2億3498万ドルを議会に要請した」と発表。

▶経済閣議、農漁村開発公社の子会社21社中、経営不良の7社を年内に公売処分し、6社を民営化することを決定。

27日 ▶第3回韓日科学技術長官会議、各種分野での技術交流促進で合意。

28日 ▶新国民党、風刺詩「蠱語」を書いた金芝河氏の筆禍事件で政府に抗議。

29日 ▶韓国・西ドイツ経済会談終わる。

5月

1日 ▶日本の自民党議員団26名が訪韓。

▶政府、日本の海外経済協力基金と浦項総合製鉄所建設のための資金(第2次分)として、107億4920万円(約3490万ドル)の借款を導入する協定に調印。

2日 ▶李厚洛中央情報部長、秘密裡に平壤を訪問、金日成首相、金英柱労働党組織部長らと会談(~5日)。

▶ハビブ駐韓米大使、「病氣療養」を終え本国から帰任。

▶民主共和党、議員の発言を規制するための国会法改定試案を作成。

4日 ▶政府、公共建築物の新築禁止を解除、これで1969年11月以来実施してきた建築規制は全面解除。

5日 ▶農林部、ソウル、釜山、大邱、仁川の4都市に対し、1袋(80kg)1万ウォンを暫定基準価格として必要に応じて政府米を無制限放出するよう指示。

6日 ▶劉載寧国防部長官、①韓国軍は現在防衛を分担している戦術地域に引き続きとどまる(これは米軍側による中部高原への移動要請を拒否したもの)、②追加増援部隊を派遣することは問題外であると言明。

▶新国民党の金弘憲党首、「駐ベトナム韓国軍の増派や撤収中断には強く反対する」と言明。

▶治安局、外国人観光客を夜間通行禁止対象から除外し、彼等に可能なあらゆる便宜をはかるよう全国の警察に指示。

8日 ▶野党要求の第81回臨時国会開会、与党議員不参加でまた空軸。

▶今年度セマウル運動第1次事業、緑上げ達成——内務部集計によると、4月末現在で作業量は目標13万9295件に対し、14万9837件を達成、当初の予定日である5月末を1ヵ月緑上げ27.6%超過達成した。内務部では、この他にも自発的な事業があり、作業件数は実際にはこの集計をはるかに上まわるものとみている。延べ参加人員は1738万1032名。

▶離農傾向鈍化——農林部の「農村経済動向調査」によると、1971年の農民の帰農比率は、1968年に比べて約2倍に増加し、結果的に離農傾向が鈍化している。

	1自然部落当たり 離農戸数(A)	同帰農戸 数(B)	帰農比率 (B/A×100)
1968年	1.24	0.35	28.2%
1971年	1.51	0.78	51.7%

▶農林部調査によると、今年になって米の消費量が前年比27%も減少し、一方、大麦および小麦粉などの消費量は26%増加。

▶ソウルに日本人小学校と幼稚園開設。

9日 ▶不況で大卒就職率低下、ソウル市内主要総合大学の就職率は50%内外。

10日 ▶財務部、国内最初の手形割引・引受・保証専門会社である韓国投資金融株式会社（資本金13億ウォン、外資5億2000万ウォン、内資7億8000万ウォン）の開業を承認。

11日 ▶読売新聞、「4月末から5月初めにかけて、南北の“密使”がそれぞれソウルと平壌で接触」と報道。

▶海洋警察隊当局、「昨年5月から6月にかけて北朝鮮に連行された漁船5隻（乗組員42人）が帰還した」と発表。

▶新民党、党内指導権をめぐる派閥争い激化で、5月31日に予定していた全党大会を延期。

▶商工部、8業種114社の中小企業を30社に合併することを決定。

12日 ▶最近訪中したスコット米共和党院内総務、「中国はインドシナ問題と同程度に朝鮮問題の解決を望んでいる」と言明。

▶国税庁によると、今年にはいって私債流通規模が昨年に比して半減し、金づまりのひとつ要因になっている。

13日 ▶政府、糧穀統制行政令を発動、政府放出米・麦は登録商店にのみ供給。

14日 ▶新民党、訪韓中の4名の民社党議員団と、「南北韓の平和的統一を期待する」との共同談話文を発表。

▶米対韓援助の10%を韓国政府がウォン貨で預置する協定に韓米両国で署名。

15日 ▶国会無所属の金在春議員が民主共和党入党、これで党内議席分布は民主共和党114、新民党89、無所属1。

▶韓国と西ドイツ、合同で東海岸の鉱物資源探査に着手。

▶米AID、73年度対韓経済援助として22億0850万ドルを議会に要請。

17日 ▶農林部によると、政府放出米の売れゆきが不振で昨年実績の半分以下。

18日 ▶ブラウン米国務省東アジア・太平洋地域担当次官補が離韓、「南北赤十字会談は緊張緩和に大きな助けになる」と言明。

▶政府、パングラデシュを承認。

▶光州で農林部主催のセマウル所得増大促進大会開く——席上、金甫炫農林部長官は、第2次農漁民所得増大特別事業（1972～76年）は21種目、137団地を造成するため、716億ウォンを投入、46万戸の農家が参与することになると述べた。大会は、第2次農漁民所得増大事業をセマウル精神で推進する、などの決議文を採択。

▶政府、市中銀行5行の1つである商業銀行を7月までに民営化すると発表。

19日 ▶文教部、大学生のセマウル運動参加を促進するために、休暇中の農漁村奉仕活動を必修または選択科目とするよう、各大学に指示。

▶国防部、陸・海・空・海兵4軍の統合軍司令部創設計画を保留。

20日 ▶経済企画院、第3次5カ年計画期間中の外資導入総額（到着基準）を38億6900万ドルと策定。

▶政府米の放出地域を15都市に拡大、1袋（80kg）当たり価格も1万ウォンから9,800ウォン（全州ほか4都市では9,500ウォン）に引下げ。

22日 ▶ロバート・フレルケ米陸軍長官が訪韓（26日まで）。

23日 ▶卸売米価、全国的に値下り傾向。

▶新民党、定期大会を7月15日～31日の間に開くことを決定。

▶「日本を拠点とする学園スパイ団事件」、上告棄却で原案どおり判決確定（日誌2月14日参照）。

24日 ▶71年度の財閥企業別総売上高——国税庁の集計によると、売上高ベスト・テンは次のとおり。

順位	財閥母体企業	代表者	取引高（100万ウォン）
1	樂喜化學	具滋璟	55,884
2	三星物產	李秉喆	44,038
3	新進自動車	金昌源	31,322
4	現代建設	鄭周永	30,306
5	韓進商事	趙重勳	24,144
6	東國製鋼	張相泰	24,209
7	東亜建設	崔峻文	16,375
8	大韓農産	朴竜學	15,847
9	双竜セメント	金成坤	15,671
10	聯合鐵鋼	權哲鉉	15,000

26日 ▶金聖煥韓銀総裁、「下半期から景気は回復する」と予測。

29日 ▶朴成哲北朝鮮第2副首相、秘密裡にソウルを訪問し、朴正熙大統領、李厚洛中央情報部長らと会談（～6月1日）。

30日 ▶「ニクソン訪ソ結果を歓迎」——外務部、ニクソン米大統領の訪ソ結果について、「今回の会談結果が、究極的に世界平和と緊張緩和に寄与することを期待する」と論評。

▶金溶植外務部長官、開発途上国あるいは中立諸国からの外交的配慮による「政策輸入」が引き続き必要であると強調。

▶政府、陸軍首脳の大幅人事異動を断行、合参議長に韓信大将、陸軍参謀総長に盧載鉉大将を6月1日付で発

令。

31日 ▶経済企画院、綿糸の工場出荷価格を6月から20.4%引上げることを承認。

▶在ソウルの外国銀行支店、営業基金を1億5000万ウォンから4億ウォンに増額したと財務部に通告。

6月

1日 ▶陸軍保安司令部、軍納をめぐる1億8000万ウォンの収賄容疑で、将官2名、佐官級4名を拘束したと発表。

2日 ▶金弘憲新民党党首、国会空転に抗議して国会内でハンスト開始。

▶政府、今年度の麦類買上げ量を当初計画の300万石から400万石に増量、買上げ価格は昨年10月に予示したとおり1袋(精麦50kg)2,783ウォン。

▶農地価格が上昇——農林部調査によると、2月末現在の農地の全国平均1坪当たり価格は503ウォンで、1961年の106ウォンに比して374.5%上昇、とくに70年以降72.3%と急上昇。

▶米余剰農産物借款の韓国側使用比率、今年追加導入分2500万ドルより従来の80%から75%に減少。

3日 ▶新民党議員、国会の空転に抗議して国会前にすわり込み。

▶IMF協議団が来韓。

4日 ▶関係当局の調査によると、製造業の時間当たり生産性は日本と比較して50%以下。

5日 ▶南北赤十字予備会談、第13回実務者会議で本会議の議題問題に合意。

▶新民党議員約80名、国会正常化と非常事態宣言の撤回を要求して街頭デモ。

▶米上院外交委員会、ニクソン大統領の73年度対外援助予算案を公開、対韓援助策定額は軍事援助4億1351万ドル、経済援助1億7329万4000ドル、合計5億8680万4000ドル。

6日 ▶金大中議員(新民)、3段階統一政策を提唱——金議員によると3段階の内容は、①南北間の平和的共存、②南北間の交流拡大、③政治的統一であり、「第1段階では、まず朝鮮半島の軍事的緊張緩和から始めねばならず、その方法として南北赤十字会談や軍事停戦委員会などを積極的に活用する一方、国連総会への南北同時招請問題も肯定的に受け入れるべきである」としている。

▶第81回臨時国会、与党が欠席のまま会期満了で3たび自然閉会。

▶米国防当局者、対韓軍事援助で証言——米国防省のセイニアス国際安保・援助担当副次官補は、上院歳出委員会軍事援助関係小委で証言し、①73会計年度対韓軍事援助

要請額2億3500万ドルのうち、64%は韓国軍現代化計画に充当され、残りは管理費、訓練費に充当される、②装備購入の内容は、7,435台の各種トラック、快速艇、150mm自走曲射砲、69個の建設装備、F5E機の5分野である、③北朝鮮の空軍力は向上しており、現在、新型SU7戦爆機を保有しているほか、71年10月以来新たな空軍基地と新たな転換あるいは分散空軍基地網を建設中であり、またSAMミサイル基地を竣工、運営している、と述べた。

▶5月の物価、再び上昇傾向。

▶外換銀行、アメリカの15銀行から7000万ドルのバンク・ローンを導入する協定をニューヨークで締結。

7日 ▶太完善経済企画院長官、「当面の経済政策を物価と外匯為替相場の安定に集中する」と言明。

▶文教部、教育用基礎漢字1,781字(中学888字、高校893字)を発表。2学期から実施を計画。

8日 ▶ソウル高裁判事2部、「在日韓国人留学生スペイ事件」の控訴審判決で、林清造、柳鍾寅両被告人に情状酌量で死刑から無期懲役に減刑。

9日 ▶朝日新聞、韓国政府の最近の言論統制に関連し、「韓国の言論はいま、独立以来最大の危機を迎えている」と報道。

12日 ▶経済企画院、最近の米穀消費抑制効果に伴い、今年中の外米導入を計画80万トンから40万トンに削減、残りは来年に繰り越し導入することを決定。

13日 ▶労総加盟員、72年4月末現在で50万人を突破、17産別労組、441支部、3,007分会、組合員50万0433人となる。

▶農林部、政府米放出対象地域を16地域から40地域に拡大。

14日 ▶ソウルで第7回アスパック閣僚会議始まる——韓国、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、ベトナム、オーストラリア、台湾の9カ国とオブザーバーとしてクメール、ラオス、インドネシアが参加。開会式で朴正熙大統領が演説し、①国際社会には最近大きな変化があり、対話による平和構築の動きに期待する、②しかし国家利己主義と大国主義の登場には警戒すべきである、③アスパックは政治的、軍事的な対抗機構ではない、④アスパックの門戸は広く開放されるべきである、と述べた。

▶三菱商事、三井物産が周4原則を受諾——両社は韓国、台湾との民生用品の貿易は継続するものとみられるが、両社が発表した韓国に対する6月現在の投融資額は次のとおり。

三菱商事 投資 4件 約100万ドル 融資約600万ドル
三井物産 投資 7件 約170万ドル 融資500万ドル

15日 ▶国内建造最大の1万8000トン級大型貨物船が、造船公社釜山造船所で進水。

16日 ▶アスパック閣僚会議、「アスパックは非敵対的、非政治的、非軍事的機関であり、広く門戸を開放する」との共同声明を発表して閉会。

▶南北赤十字本会談の議題確定——第20回予備会談で合意された本会談の議題は、①南北に離散した家族と親戚の住所と生死を調査し知らせる問題、②南北に離散した家族と親戚の間の自由な訪問と自由な会合を実現する問題、③南北に離散した家族と親戚の自由な書信交換を実施する問題、④南北に離散した家族の自由意志による再結合問題、⑤その他人道的に解決すべき問題、となっている。

▶全経連、物価上昇率の年3%抑制、レートの固定、産業育成基金設置を内容とする「当面の経済運営原則」を提起。

▶米農務省発行の『外国農業』誌、①韓国は極東の主要米国農産物市場として最も急速な成長をみせている、②韓国は農産物増産と輸入抑制努力にもかかわらず、今後数年間、米国農産物の主要市場として成長を続けるとの報告書を掲載。

17日 ▶為替レート、400ウォンを突破——外為替相場は、対顧客売渡しレートが1ドル当たり400ウォンを突破、400ウォン10チョンとなった。

19日 ▶レート問題——政府当局、IMF協議団と国内与信供給規模、適正レートをめぐって意見対立、関係当局によると、IMF側は緊縮継続を主張したが、レートの大幅切下げ主張は撤回したという。

(注) IMF関係者は、政府の各種輸出支援を勘案したウォンの実勢レートを1ドル460ウォンないし470ウォンとみている。

▶政府、「1972年に民間企業のウォン貨調達用現金借款はいっさい許可しない」との覚書をIMFに提出。

▶政府、外米80万トンを計画通り今年中に導入することに方針を再転換、1974年の米穀完全自給をめざす。

20日 ▶南恵祐財務部長官、当面の財政・金融運営策を発表——その内容は、①韓銀集中基準率を6月末までにドル当たり400ウォン(対顧客売渡率400ウォン80チョン)に切下げ、その後は対ドル・レートを変動させない、②今年度通貨供給を年末までに20%増加させる、③国内与信限度は駐韓IMF代表部と継続協議する。

▶IMF協議団離韓。

21日 ▶ソ連がアスパックを評価——ソ連の政府機関誌『イズベスチャ』、第7回アスパック総会を論評して、「アジアの新風のひとつ」と評価。

22日 ▶韓銀、1971年度GNPを3兆0858億ウォン(経常価格)、実質成長率9.8%と発表。

▶農林部、従来、政府米登録商(約7,300カ所)と農協直売店に制限されていた政府米の取扱いを、7月から全国の米穀小売商(約1万5000カ所)にも許可するよう規定を改正。

▶農林部、今年度夏穀の穀種別・等級別買入れ価格を確定、大麦は2等品50kgで2,783ウォン。

23日 ▶監査院、昨年7月~今年6月の国家機関、自治団体、補助団体、政府投資機関に対する監査で、各種不正6,100余件、27億ウォンを摘発。

24日 ▶第2回韓日蚕糸会議、研修生の日本派遣で合意。

26日 ▶金日成首相、南北首脳会談、相互軍縮などを非公式提案——『ワシントン・ポスト』紙が同紙ハリソン記者の金日成首相会見記を報道。金日成首相はその中で、①朴大統領が希望するなら首相会談をする用意がある、②まず非武装地帯から双方の軍事要員と施設を撤去できる、③緊張緩和のため双方が15万ないし20万の兵力を削減できる、④武力不行使の平和協定を結び、米軍が撤退すれば、双方の軍隊を最終的に10万以下にできる、などの点を提唱している。

27日 ▶第2回韓米安保協議会、米コロラド州で開く——レアード米国防長官は会議に先立つ記者会見で、「今回の会議では韓国軍兵力水準の再調整問題が議論されよう」と言明。

▶ロジャース米国務長官、キャンベラで開かれたSEATO会議の席上で、北朝鮮を「朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)」の正式名称で呼称。

▶北朝鮮スパイ容疑で死刑を宣告されていた金圭南前国会議員の最終判決が確定。

▶不況の影響で賃金未払いが急増、労働庁集計によると、6月23日現在で1億6800万ウォン(4月の8788万ウォンに比して約2倍)。

28日 ▶第2回韓米安保協議会終る——「韓国が武力攻撃を受けた場合、米国は相互防衛条約に基づき、じん速に効果的な援助を提供する」などの共同声明を発表(参考資料参照)。

▶陸軍普通軍法会議、国防部調達本部の汚職事件で、2将軍に死刑と無期懲役を宣告。

▶日本卓球協会の城戸副会長によると、中国がアジア卓連への韓国加入問題を提起。

30日 ▶金溶植外務部長官、米国が北朝鮮の公式名称(朝鮮民主主義人民共和国)を使用するのに反対するとの韓国政府の立場を米側に伝達。

▶農林部、71年の農家戸当たり平均所得は35万6382ウォン(70年比39.3%増、実質28.3%増)で、都市労働者所得の78.9%(70年は67.1%)と発表。

▶ソウル東大門市場の500余りの店舗、不景気のなかでの重税賦課に抗議して一時閉店。

▶双龍セメント寧越工場の増設工事竣工（年産70万トンから170万トンへ）。

7月

1日 ▶政府、5000万ドル（154億円）の対日円借款受入れで日本側と覚書交換。

▶農林部、政府米の販売を自由化。

▶ソウルを除く全国31都市の水道料金、20%～100%引上げ実施。

3日 ▶第82回臨時国会が異例の与野党単独同時召集要求で開会、半年ぶりに与野党出席。

▶キューバの記者、共産圏の記者として初めて訪韓。

▶駐ベトナム韓国軍、国軍戦術責任地域を、従来のビンディン省から中部高原のプレーク側に大幅拡大したことを公式に確認。

4日 ▶「南北共同声明」発表——李厚洛中央情報部長と金英柱労働党組織指導部長が南北で同時に発表したこの共同声明は、①去る5月に李厚洛部長と金英柱部長の代理として朴成哲第2副首相が相互に平壤とソウルを訪問した、②自主、平和、民族の大団結を南北統一原則とする、③李部長と金部長を共同委員長とする南北調節委員会を設置した、など7項目からなっている（参考資料参照）。

▶民主共和党の申洞植スポーツマンは、「祖国統一のためにすべての犠牲を覚悟した朴大統領の勇断と決意に対し、全国人民はこれを厳肅に受けいれるべきである」とのべ、一方、新民党的金守漢スポーツマンは、「国家の運命を左右するこのような重大な問題に対し、国会や与野党になんらの事前協議なく、朴政権の一方的な密談でなされたことは許せない」と論評した。

▶米国務省のブレイ報道官は、「米国は韓国政府から情報は伝えられていた」とのべ、「われわれは南北朝鮮の政府代表が共同声明を発表し、今後の接触のための原則について合意に達したことを歓迎する。朝鮮の指導者たちによるこのイニシアチブは、朝鮮半島の平和と安定へのこの上ない励ましであり、有益な刺激となりうるものである」との声明を発表した。

▶浦項総合製鉄の中厚板工場（年産33万6000トン）竣工。

5日 ▶金鍾泌総理、①南北共同声明は初步的合意にすぎないので幻想は禁物、②反共法・国家保安法は廃止しない、③声明は“2つの韓国”を認めるものではない、と国会で答弁。

▶文化公報部、①從来北朝鮮のことを「北傀」とよん

でいたのを「北韓」と改め、②金日成とその体制に対する中傷・誹謗を慎むよう、関係方面に指示。

▶民主守護国民協議会（代表は金在俊、李丙麟、千寛宇、咸錫憲の各氏）は、南北共同声明に対して、①統一を前提として南北間の緊張緩和のために交流を開始することを支持する、②南北統一のためには民族の実体である民衆が参与すべきである、③国家非常事態に関する特別措置法や国家保安法、反共法などを廃棄または修正し、非常事態宣言を撤回すべきである、との声明を発表した。

▶第9回韓日貿易会談終る、貿易逆調の是正で原則合意。

▶朴正熙大統領、日本との技術協力関係増進のため、高校で日本語を第2外国語選択科目とするよう指示。

▶今年上半期中に物価が急騰——韓銀発表によると、今年上半期中の卸売物価は前年末比で7.2%（前年同期4.7%）、ソウル消費者物価は8.3%（2.8%）それぞれ上昇した。

6日 ▶訪韓中のグリーン米国務省極東担当次官補、前日の金鍾泌総理との会談に引き続き、朴正熙大統領、李厚洛中央情報部長とそれぞれ要談。

▶治安局、ソウル、大田、釜山の警察局長会議を召集、南北共同声明にともなう治安対策を協議し、流言、ひ語を徹底的に取締るよう指示。

▶文教部、これまで黙認されていた民間の日本語講習所15カ所を初めて公認。

▶政府、内需産業13業種を輸出産業化する方針。

7日 ▶全軍主要指揮官会議開く——劉載興国防部長官は、服務姿勢を確固として防衛態勢を強化するよう指示した。一方、盧載鉉陸軍参謀総長はこの会議に先立って陸軍各指揮官に対し、南北声明の趣旨に逆行する一切の行動を禁止することを示達した。

▶金鍾泌総理、「非常事態宣言は、北韓の戦争挑発危険性がなお存在しているので撤回することはできない」と国会で答弁。

▶経済企画院、南北経済交流に備えて北朝鮮経済の研究に着手する方針。

8日 ▶金鍾泌総理、「南北調節委員会の主任務は南北間の武力衝突防止にある」と国会で答弁。

▶金溶植外務部長官、①政府は中国、ソ連、東欧諸国と通商を含めた関係改善を希望している、②ソ連が提起しているアジア集団安保体制構想に対しては引き続き注視したい、と国会で答弁。

10日 ▶文教部、全国教育監会議で「南北共同声明に関連して教科書・教育方針の改編は行なわない」と指示。

11日 ▶金鍾泌総理、①南北の連邦制統一には反対であ

る、②「外勢」についての南北の見解差を今後縮めるよう努力したい、②政界改編は現在では考えていない、と国会で答弁。

▶新民党、全党大会を8月に延期することを政務会議で決定。

12日 ▶金鍾泌総理、南北の中立化統一はありえない、と国会で答弁。

▶太完善副総理、産業合理化資金を年内に最少限400億ウォン貸出すと言明。

13日 ▶新民党的金大中議員、南北の国連同時加盟を提唱。

▶スパイ活動のかどで死刑を宣告されていた金圭南前国会議員の死刑執行。

▶大韓航空、同社全株式の10%に当る1億5000万ウォンの株式を、日本の国際興業（小佐野賢治社主）が政府の承認を受けて取得したと発表。

▶第7回韓日漁業共同委員会閉会。

14日 ▶民主共和党、党務会議のもとに国土統一委員会（朴浚圭委員長）を設置。

15日 ▶金溶植外務部長官、今年の国連総会にも朝鮮問題を上程させないという既定方針を貫徹する、と言明。

▶民主共和党の白南櫻党議長、子息の兵役法違反容疑に責任をとって朴正熙大統領（党総裁）に辞意表明。

（注）22日、朴大統領が辞意を受理。

▶ソウル地裁、北朝鮮スパイ容疑事件の3被告に死刑判決。

▶北朝鮮スパイのかどで死刑判決を受けていた1人に、また死刑執行。

▶当局、病院で軟禁中の金芝河氏を非公式的に釈放。

▶朴正熙大統領、「今後、金融機関の無定見な決定によって不健全な債権が発生した場合、その決定に参加した役職員の刑事責任を追及せよ」と財務部長官に指示。

16日 ▶ソ連に抑留されていた第55東盛号の文鍾河船長、日本を経由して釈放され1年3ヵ月ぶりに帰国。

▶第7回韓台経済閣僚会談、石油化学工業分野での試験的な分業実施などの共同声明を発表して閉会。

17日 ▶朴正熙大統領、制憲節記念式の祝辞を通じ、「今後は民主制度の内実を固め、民主制度が共産体制よりもすぐれていることを実証すべきである」と強調。

▶尹錫憲外務部次官、「南北韓が統一されるまでは国連に加入を望まない」と発言。

▶高米価政策の農村への影響——農協調査によると、農家の80%以上が耕地面積の拡大を希望し、このうち半数以上が水稻の植付面積拡大を意図しており、その理由として政府の高米価政策の影響をあげている。

18日 ▶IMF 対韓協議団、「政府が景気刺激のために余

り積極的な拡大政策をとれば、1960年代後半と同じインフレと国際収支逆調のおそれがある」との報告書を提出。

19日 ▶第23回南北赤十字予備会談、本会談を8月5日に開くことで合意。

▶劉載興国防部長官、ベトナム駐留韓国軍の第2次撤退を来年から実施することを確認。

▶新民党、全党大会を8月23日から開くことを政務会議で決定。

▶関係当局の集計によると、今年上半期のベトナム関係外貨受取り額は3350万ドルで、昨年同期の6440万ドルより48%減少。

20日 ▶世銀対韓協議団、対政府報告書で1973年後半からは経済成長鈍化が予測されるとして、民間設備投資促進のため、企業合併、金利引下げ、レートの安定化などを提案。

21日 ▶白斗鎮国会議長、野党提出の「辞職勧告案」処理の遅延を不満として辞表を提出。

▶政府、石炭価格を15%，石油類価格を平均14.1%それぞれ引き上げ実施。

（注）石油類価格は昨年6月と8月に2回にわたって合計44.5%引き上げられていた。

23日 ▶新民党的金泳三議員（同党政務委員）、統一問題話し合いのため、金日成首相との会談希望を表明。

▶民団系と朝総連系が、東京都大田区で南北共同声明を支持する集会を初めて共同開催。

24日 ▶政府は外務部声明を発表、国連総会での朝鮮問題討議を主張しているアルジェリアなど13カ国の提案に対し、「国連に同問題が上程されれば、進行中の南北間の対話に悪影響を及ぼす」との理由で撤回を要求した。

25日 ▶国会本会議、辞表を提出した白斗鎮国会議長に対する辞任同意案を、野党議員退場のなかで否決。

▶関係当局の調査によると、主要原資材19品目の国内卸売価格が、日本と比較して平均43%も高い事実が判明。

26日 ▶朴正熙大統領（民主共和党総裁）、党議長代理に丁一権氏を任命。

▶関税当局によると、今年上半期中の関税減免額は970億ウォン（前年中実績1388億ウォン）で、関税徴収実績241億ウォン（前年中521億ウォン）の約4倍に拡大。

27日 ▶米国防省、9月1日に退役するマイケルス駐韓国連軍司令官の後任に、現国防情報局長バーネット中将を大将に進級させて任命すると発表。

▶今年上半期の貿易収支赤字（通関基準）は5億0300万ドルで、昨年同期より約1億9600万ドル赤字幅が縮少。

28日 ▶第8回韓日協力委合同常任委員会ソウルで開く

——韓国側は農村近代化のための民間長期借款10億ドルを要請し、日本側はこれに対する支援を約束。

▶日本政府消息通、「金鍾泌総理が田中首相らと会談のため、8月初めに訪日する予定」と伝える。

29日 ▶金鍾泌総理、「赤十字会談への政治家参加はありえない」と国会で答弁。

31日 ▶国会本会議、新民党提出の白斗鎮議長辞任勧告決議案を否決。

▶政府、「不実」企業23社に対する整理対策を確定——これら23社は、①産銀管理から民間に払下げ、②同種企業の場合は合併させる、③産業合理化資金を融資して継続育成する、④一般貸出を投資に転換して延滞利子負担を軽減させる、⑤外国企業との合併で再建する、の5つの類型に分けて整理され、すでに一部の企業は個別的に整理が終了している。

8月

1日 ▶第82回臨時国会閉会。

2日 ▶朴大統領、緊急命令で全私債を凍結——朴正熙大統領は午後11時40分、憲法第73条に依拠して、全文73条と付則からなる「経済の安定と成長に関する緊急命令」を発表した（参考資料参照）。

また朴大統領は特別談話を通じ、この緊急命令が、近年の高度成長の副作用を除去し、企業の体質改善の契機となることを確信すると述べるとともに、企業は積極的な合理化によって生産性を高め、原価節減に努めるよう求めた（参考資料参照）。

3日 ▶政府、金利を再引下げ——政府は、一般貸出金利を現行年19%から15.5%に、定期預金（1年以上）金利を年16.8%から12%に、また、延滞金利も年31.2%から25%に引下げてそれぞれ実施した。政府はさらに、利子制限法を改定し、3日から契約される貸借契約における最高利子率を年36.5%から25%に引下げて実施した。

▶財界、「緊急命令」は企業の財務構造を改善し、経済の安定成長への契機となるものとして一般にこれを歓迎。ただし中小企業界では、この私債凍結によって、企業の資金調達がいっそう困難にならないかと憂慮。

▶金聖煥韓銀総裁、「8・3措置で法人企業の年間利子負担は約220億ウォン軽減され、これは法人企業の年間総経費1兆2000億ウォンの1.7%に該当し、企業の収支改善に大きく寄与するだろう」と推測。

▶日本紙、「金鍾泌総理の訪日計画が中止された」と報道。

4日 ▶大韓赤十字社、「南北赤十字が先に合意した本会談の8月5日開催は、進行手続き問題についての話合

い不調のため延期になった」と発表。

▶新民党、「8・3緊急命令」は、自由経済の信用体制を混乱させるものとして反対することを確認。

5日 ▶政府高位当局者、「すべての物価は8月3日水準で行政的に凍結された」と言明。

8日 ▶在日居留民団、第35回臨時中央大会で団長に金正柱氏、議長に朴太煥氏、監察委員長に金泰変氏を選出。

9日 ▶金寿煥枢機卿は記者会見で、①政府は国家非常事態宣言や国家保衛法を撤回せよ、②南北共同声明や財政緊急命令の真相、真意を国民に知らせて同意を得よ、などと強調、朴政権の施策を「國民の目と耳をふさいだ専制政治」と批判。

10日 ▶第83回臨時国会開会。

▶政府、私債申告額を発表——政府は、「8・3緊急命令」による私債申告を9日で締切り、全国の企業私債申告総額を私債権者20万1850件、3507億1700万ウォン、債務企業4万0144社、3420億9000万ウォンと発表した。

▶政府、30万ウォン未満の少額私債を凍結解除。

11日 ▶南北赤十字予備会談、最終合意——第25回南北赤十字予備会談で、第1回本会談を8月30日に平壌で、第2回を9月13日にソウルで開くことに合意。一方、難航の原因となっていた北側提案の本会談への政党・社会団体代表招請問題は保留することに決定。

12日 ▶政府、中国に向かう日航、全日空両機が韓国飛行情報区域を通過するのを許可する、と日本側に通告。

▶政府、「8・3緊急命令」以後初めて財界と懇談、公正取引法制定に原則的合意。

▶経済企画院、今年上半期中の外資導入実績は公共借款7770万ドル、商業借款1億1610万ドル、外国人投資1750万ドル、合計2億1130万ドルで、前年同期の2億3950万ドルの11.8%減であると発表。

▶商工部、農村工業開発事業の対象品目として、民俗陶器、絞り、竹細工など48品目を選定。

13日 ▶ソウルで韓日協力委員会主催の第2回韓日文化シンポジウム開く（～14日）。

14日 ▶国会「8・3緊急命令」特別委員会（与党22人、野党17人、計39人で構成）、審議に着手。

▶新民党、23日に予定していた全党大会を三たび延期で党内合意。

▶商工会議所、全経連、貿易協会、中小企業協組の4大経済団体会長団、①工業製品価格を8月3日水準で原則的に据え置く、②企業に対する私債権者の債権保全のため、企業会計内に償還資金を積立てる特別勘定を設ける、との実践綱領を発表。

▶ソウルにある韓国日蓮正宗学会（創価学会）事務室の関係書類に高校生が放火未遂。

15日 ▶朴正熙大統領、第27回光復節（解放記念日）に際し、「南北の民族大団結は遠からず実現する。統一への念願をわれわれの全体制、政策に反映させねばならない」と強調。

▶在韓米空軍当局、「軍事支出削減のため、水原空軍基地の任務を9月末で中止する」と発表。

16日 ▶文教部、中学・高校教育用の基礎漢字1800字を確定、2学期から実施すると発表。

▶通信部、来年度の都市別電話増設計画（合計9万9400回線）を確定。

17日 ▶大韓赤十字社、南北赤十字会談の韓国側代表団7人、諮問委員7人の名簿を発表、首席代表に李範錫副総裁を任命。

▶朴正熙大統領、各銀行長に対し、①堅実な経営の企業には、担保が不足する場合でも信用貸出をせよ、②融資に関して外部圧力がある場合は大統領官邸に報告せよ、と指示。

▶財務部、中小企業・零細商工業者に対し、357億ウォンの信用貸出を行なうと発表。

18日 ▶インド訪問中の金溶植外務部長官、ガンジー首相、シン外相らと会談。

▶金玲煥農協中央会長、「物価上昇率を年間3%に抑制するという政府方針を、農産物にも適用することには反対する」と主張。

▶中小企業協同組合、「8・3緊急命令」後の諸対策を協議し、①中小企業に対する金融を拡大すること、②公正取引法を早期に制定して寡占企業の横暴を抑えること、などを政府に建議。

19日 ▶『ロスアンジェルス・タイムズ』紙、「金鍾泌総理は、ソ連、中国、東欧の記者が南北本会談取材のため入国を申請すれば、許可する方針であるとのべた」と報道。

▶ソウル中部、江原道一帯に豪風雨襲う。

21日 ▶韓印共同声明を発表——韓印両国、「双方は両国間の貿易・文化面での協力を拡大するために努力する」との共同声明を発表。共同声明発表後、金溶植外務部長官は記者会見で、「インド政府首脳との会談で統一問題と国連に対する韓国政府の立場を説明したが、インド側の反応は好意的であった」と述べた。

▶ソウルで開かれた第18回アジア民族反共連盟総会、共同声明発表なしに閉会。

22日 ▶李厚洛南北調節委員会共同委員長、南北赤十字本会談に関連した北側代表一行の身辺安全を保証する声明を発表。

▶米国の『ボルチモア・サン』紙、韓国政府がソ連との関係改善のためインド政府に仲介を依頼したと報道。

23日 ▶大韓赤十字社、本会談諮詢委員7人のうち北朝鮮側からクレームのついていた金喜鍾氏（以北五道中央連合会会長）の辞表を受理、具範謨氏（ソウル大教授）を任命。

▶北朝鮮側も社会安全省が、南北赤十字本会談の南側代表の身辺安全を保証する声明を発表。

▶フィリピン訪問中の金溶植外務部長官、マルコス大統領と会見して国連討議での韓国支持の約束を得る。

▶政府、総額6980億ウォンの1973年度予算案（今年度本予算対比7.8%増、追更予算を含むと1.4%減）、および総額620億ウォンの1972年度追更予算案を確定発表。

▶太完善副総理、「新年度予算案は物価上昇率3%抑制に最重点をおいており、物価安定のため来年は民間企業の賃金引上げを抑えたい」と言明。

▶裴相浩労総委員長、「賃金凍結は実質的には減俸であり不当である」と太完善副総理に申入れ。

▶閔寬植文教部長官、全国97大学総長・学長会議で、大学生たちが無責任な南北統一論議をしないように強く指示。

24日 ▶韓国とフィリピン、「ASPACとASEANとの協力推進」などの共同声明を発表。

▶政府、1976年のエネルギー消費量を6483万トン（石炭換算）とする総合エネルギー対策を発表、電気・石炭価格は1976年まで引上げを行なわない方針。

▶政府当局、対談「統制されない権力は悪である」などを掲載した月刊誌『タリ』（橋）9月号を発売禁止。

▶米国務省、朝鮮問題の国連上程に反対するとの特別声明を発表。

25日 ▶田中首相、対韓経済協力を約束——田中首相、訪日中の金溶植外務部長官に、「日本は今後も韓国に対する経済協力を続ける」と約束。

▶太完善副総理、「民間企業が労働生産性の向上により、製品価格を引上げない範囲内で賃金を引上げることは妨げない」と国会で答弁。

▶国会「8・3緊急命令」特別委員会、新民党議員退場のうちに政府原案通り同命令を承認。

26日 ▶南北赤十字の直通電話がソウルと平壌間に正式開通。

29日 ▶第1回南北赤十字本会談に出席の韓国側代表一行54人、多数の市民に見送られてソウルを出発、板門店を経て平壌に到着。

30日 ▶第1回南北赤十字本会談、平壌で開く——北側代表団の金泰禧団長は開会のあいさつで、「われわれの課題は、もちろん赤十字の人道主義的理念に基づいているが、それは民族分裂の悲運を取除き、祖国統一への道を開く民族的事業の重要な一環である。従ってわれわれ

は、祖国統一運動の栄えある旗手となるべきである」と述べた。これに対し南側代表団の李範錫首席代表は、「われわれは、祖国が必ず統一されねばならないという民族の至上命題をいだき、生き別れになった父母兄弟の再会の念願をかなえるために平壌に来た。世界の関心が向けられているなかで、せっかく醸成されたふん団気をお互いに阻害することなく、伝統ある民族史に光榮ある1ページを記録せねばならない」とあいさつした。

次いで双方代表の基調演説、朝鮮労働党など政党、社会団体8人の祝辞がのべられ、このあと両首席代表は、議題に離散家族探しに関する5項目を取上げることを確認する合意文に署名した。なお、本会談のもよはラジオで韓国内に実況中継された。

31日 ▶第83回臨時国会閉会。

9月

1日 ▶第84回定期国会開会。

▶国税庁、8月31日締切日現在の債務企業申告および調整私債証書交付状況を、1万5236件、2411億1000万ウォンと発表。

2日 ▶朴正熙大統領の1973年度施政演説——朴大統領は、金鍾泌総理代読のこの施政演説で、①南北間の競争に備えた内部体制の整備、②高度成長に伴う副作用の除去、などを強調した（参考資料参照）。

▶李範錫南北赤十字会談韓国側首席代表、ソウルに帰還して記者会見を行ない、「南北は相互にイデオロギーや体制はちがっても、同胞愛はあると実感した」と語る。

▶ニクソン・田中会談——ニクソン大統領と田中首相がハワイで会談して共同声明を発表、朝鮮半島の情勢については、南北間の対話開始を歓迎すると言及。

4日 ▶第6回韓日閣僚会議に出席した大平外相、朴正熙大統領を礼訪して要談。

▶新民党、ソウルで開かれる第2回南北赤十字本会談で与野党代表が祝辞をのべることを提案。

▶新民党的金弘堯党首、柳珍山前党主を相手どって使途不明の党費4300万ウォンの返還請求訴訟を提起。

5日 ▶第6回韓日定期閣僚会議、ソウルで開会——韓国側から太完善副総理兼経済企画院長官、日本側から大平外相など、双方それぞれ6閣僚が出席し、両国間の幅広い経済協力問題を中心に協議が行なわれた。韓国側はこの会議で、①第3次5カ年計画事業に必要な資金のうち10億ドル、②セマウル事業に10億ドル、③国際収支改善に3億ドル（うち5000万ドルは近く協定締結）、合計23億ドルの財政借款を日本側に要請し、このうち、①セマウル事業7000万ドル、②総合製鉄1億3000万ドル、③

通信施設、輸出産業育成など4事業に4000万ドル、④国際収支改善5000万ドル、合計約3億ドルの借款交渉を年内に妥結させる方針と伝えられた。また残りのうち、①セマウル事業2億3300万ドル、②第3次5カ年計画事業2億ドル、③国際収支改善2億ドル、合計6億3300万ドルは来年中に確定されるよう要請する方針である。

▶金溶植外務部長官、大平外相と個別会談し、田中新内閣の对外政策や南北共同声明、赤十字会談など、両国関係全般について意見を交換。

▶民主党、第2回南北赤十字本会談で政党代表が祝辞をのべようという新民党提案を拒否。

▶トヨタ自工、新進自動車との技術販売提携契約が正式に解約されたと発表。

6日 ▶第6回韓日定期閣僚会議、共同声明を発表して閉会——共同声明の骨子は、①南北の平和統一を希望する、②日本は総合製鉄拡張、セマウル事業などに合計3億0500万ドル規模（内定を含む）の円借款を供与する、③特許権、実用新案権に関する協定を年内に締結し1974年に発効させる、④海運協定締結とともに日本は5000万ドルの船舶借款を供与するなど（参考資料参照）。

7日 ▶政府当局者、「12月から3万7000人の駐ベトナム韓国軍の第2次撤収を開始し、来年5月頃までに完全撤収の予定で、すでに去る4日にチュー駐韓ベトナム大使に正式通告された」と言明。

▶韓銀、今年度上半期の経済成長率を5.7%（暫定推計）と発表（前年同期は15.1%）。

▶労働庁、退職金未払いや不当解雇で労使紛争を起こしている韓国毛紡を、労働基準法違反容疑で書類送検。

▶北朝鮮側に拉致されていた韓国漁船7隻と乗組員160人が1年ぶりに帰還。

8日 ▶週刊読売誌事件——政府、『週刊読売』別冊の「チュニエの国北朝鮮」という特集の内容が韓国の主権を否認し、国民を冒とくしたとして読売新聞のソウル支局閉鎖、特派員出國を命令。

（注）問題の部分は、巻頭に載せられた高木健夫同社論説委員会顧問の論文中の「南、大韓民国」という、いわゆる“国”は、米帝国主義のアジアにおける共産圏封じ込めの道具として作られ、その手先として使われた」などの数ヵ所。

▶韓国体育会金沢寿会長と北朝鮮オリンピック委員長の吳鉉周氏、ミュンヘンで会談し南北間のスポーツ交流に合意と発表。

9日 ▶国会本会議、「8・3緊急命令」を野党議員退場のうちに政府原案通り承認。

▶文化公報部、読売新聞の国内配布を禁止。

▶『週刊読売』誌事件に関連、駐韓日本大使館に約200人の抗議デモ隊が乱入。

11日 ▶ 読売新聞社代表、駐日韓国大使館を訪問して週刊読売別冊問題について正式に謝罪、同誌の回収を約束。

▶ 兵務庁、特権層子弟の兵務不正事件を契機に、今後は特権層子弟に対する兵務監督を強化する方針。

12日 ▶ 第2回南北赤十字本会談に参加する北側代表団一行54人がソウルに到着、沿道の市民たち暖かく出迎え。

13日 ▶ 南北赤十字第2回本会談、ソウルで開く——会談は、李範錫首席代表と金泰福団長の演説につづき、金用雨韓赤総裁、金玉吉梨大総長、金俊輝韓赤諮問委員、尹福基朝赤諮問委員などが祝賀演説を行なったあと、李首席代表の閉会辞で合意文書の交換なしに終了した。会談の模様は、テレビとラジオによってすべて中継放送された。この演説で北側諮問委員が、金日成首相の主体思想を讃美する政治的発言を行なったことが韓国の各界で問題化。

14日 ▶ 南北赤十字本会談代表、第3回本会談を10月24日に平壌で、第4回本会談を11月22日にソウルで開く、などの第2回本会議の合意文書を交換。

▶ 李厚洛南北調節委共同委員長、「南北調節委はソウル・平壌間の直通電話ですべてに実質的に運営されている」と宣言。

15日 ▶ 北朝鮮側に連行されていた韓国漁船4隻（乗組員93人）が23日ぶりに釈放され帰還。

16日 ▶ 金用雨大韓赤十字社総裁、「南北赤十字第2回会談は成功的であった」との談話文を発表。

▶ 北側赤十字代表団一行がソウルを出発、一般市民の見送りはまばら。

▶ 政府の糧穀統制令が再び発効し、ソウル、釜山、大邱、仁川の4都市では一般米を販売禁止。すべての米穀商は政府放出米だけを取り扱い、80kg入り1カマスを1万ウォンで販売するよう規制。

19日 ▶ IPU（国際議員連盟）執行委員会、北朝鮮加入勧告決議案を賛成5、反対3、棄権1で採択。

▶ 新民党的金弘堯党首、国会本会議の代表演説で、「8・3緊急命令の病弊を是正し、新年度予算案を再編成せよ」と政府に要求。

20日 ▶ 国連総会運営委員会、朝鮮問題討議の1年延期決議案を賛成16、反対7、棄権1、不参加1で昨年に続いて可決。

▶ IPU、北朝鮮の加盟問題討議を1年延期——IPU理事会、北朝鮮の加入に関する討議を来年度の第61回総会まで延期する決議案を賛成50、反対41、棄権6で可決し、前日の執行委決議は自動的に廃棄された。

(注) 昨年の票決結果は賛成60、反対33、棄権10。

22日 ▶ 労働庁発表の「勤労女性の現況」によれば、

1971年現在で全国361万6000人の勤労女性の1日平均労働時間は11.6時間、平均賃金は72年4月現在で1万1784ウォン。

23日 ▶ 第27回国連総会、朝鮮問題の討議を再び1年延期——総会は3時間以上にわたる討議のあと、朝鮮問題の討議を再び1年延期しようという運営委員会案を、賛成70、反対35、棄権21、欠席6で可決した。昨年総会時の票決結果は、外国軍撤収案の討議延期案の場合、賛成68、反対28、棄権22、欠席14で、賛否の票差は昨年に比べて5票縮少した。

▶ 新民党的柳珍三議員（前党首）、党首選挙への出馬を表明。

▶ 経済企画院、今年導入予定の米国産米80万トン中40万トンを来年に繰越すことについていた計画を再び変更し、年内に全量導入することを決定。

▶ 経済企画院、今後の外資導入政策について、①導入外資のうち公共借款の比率を現在の30%から45%にふやす、②今年度外資導入計画による商業借款導入限度4億2500万ドルを3億ドル水準に抑制する、との方針。

24日 ▶ 新民党的金弘堯党首、党内各派の激しい対立を理由に全党大会を再延期すると宣言。

25日 ▶ 国連総会に関連して訪米中の金溶植外務部長官、ロジャーズ米国務長官と会談。

26日 ▶ 新民党的柳珍三氏派、全党大会を強行——新民党的柳珍三、高興門、金泳三、李哲承氏などの柳珍三氏派は、大会代議員874名のうち自派の代議員443名が出席したとして全党大会を強行、柳氏を党首に選出した。

▶ 金弘堯氏、柳珍三氏の政党代表委員職務執行停止仮処分申請をソウル民事地裁に提出。

27日 ▶ 新民党的事実上分裂——新民党的金弘堯、金大中、梁一東氏ら反柳珍三連合派は、代議員457名が出席したとして全党大会を開き、①柳派の大会無効、②全党大会を12月に延期することを決議し、新民党は事実上の分裂状態となった。

28日 ▶ 中央選管委、全体会議を開き、柳珍三氏の新民党代表変更登録申請受理を決定、同日付で柳氏を新民党的党首と公告。

▶ 李厚洛南北調節委共同委員長、韓国新聞協会など国内マスコミ5団体に書簡をおくり、「南北間の問題についての報道にあたっては、不必要的感情の誘発をそこなう不幸な結果が生じないように言論界が協力してくれるよう」を要望。

▶ IMF総会に出席のため訪米中の南應祐財務部長官、①レートを1ドル=400ウォンで維持する、②年末与信限度を昨年末比28%増とする、ことでIMF側と合意したと言明。

29日 ▶日中国交正常化の共同声明発表——韓国外務部はこれに対する公式論評を回避。経済界では、中国との輸出市場での競合もあるが、アジアでの緊張緩和が対韓投資の増大に結びつくものと期待。

▶新民党の反柳珍三連合派、27日の同派大会に出席した代議員473名の名簿を公表、柳派は公表を拒否。

(注)これを柳珍三派の出席代議員447名(中央選管への報告)と合わせると920名となり、代議員定数874名を46名超過している。

▶農林部、遊休農地活用のために代理耕作を今秋から推進。

30日 ▶国会本会議、総額620億ウォンの今年度第1回追加補正予算案を政府原案どおり可決。

10月

1日 ▶朴正熙大統領、国軍の日記念式典に出席し、「南北の対話を支援するために、平和維持力としての国防力をいっそう増強すべきである」と強調。

▶各金融機関、今月より信用貸出し拡大を中心とした新しい金融運用案を実施。

3日 ▶浦項総合製鉄の熱延工場(年産58万トン)が竣工——試運転開始。

▶9月末で締切られた政府の大麦買上げ実績、今年度目標400万石の66%にあたる266万石にとどまる。

▶日本の高松塚古墳で、韓国・北朝鮮4学者の共同学術調査開始。

4日 ▶国会、12の常任委員会でいっせいに国政監査開始。

▶ソウル市警、ニセ捜査機関員取締りを開始。

▶農林部、今年産麦類生産量を222万1800トン(前年比1.2%増)と最終集計。

5日 ▶8・3緊急命令後、通貨量が急増——経済企画院は、8・3緊急命令にともなう資金貸出拡大で、9月中の国内与信が580億ウォン、通貨供給が484億ウォンそれぞれ増加、9月末現在の通貨供給は4683億ウォン(昨年末比29.8%増)に達し、今後の超緊縮措置が必要と朴正熙大統領に報告した。

▶政府当局、9月中の全国卸売物価とソウル消費者物価が前月に比してそれぞれ0.3%, 0.4%異例的に下落したと発表。

6日 ▶金聖鎮青瓦台スポーツマン、朴正熙大統領夫妻がきたる11月13日から6日間、天皇の招請で日本を公式訪問すると発表。

▶新民党の両派、国政監査での行動統一に合意、主な政府追及点は、①非常事態宣言撤回と国家保衛法不法処理問題、②野党および言論に対する弾圧、③内国税徴収および金融機関不正、④予備軍運営とセマウル事業の乱脈、⑤公害対策と糧政の乱脈。

▶濟州島南西側の大陸棚石油共同開発のための韓日実務者会議、領有権問題を保留したまま共同開発することで原則合意。

7日 ▶金大中議員(新民)、「朴大統領の訪日に先立って、まず日本の天皇が36年間の罪過を謝罪するために訪韓すべきである」との声明発表。

9日 ▶朴正熙大統領、「ハングル制定記念日」に際し、「わが5000万民族は、民族の輝かしい主体的伝統に立ちかえり、異端的な主体思想から脱皮すべき時である」との談話を発表。

▶農林部、来年の糧穀導入量を、米41万5000トン(玄米基準)を含む121万2000トンと決定。

11日 ▶日中首脳会談結果を説明するため田中首相の特使として訪韓した木村俊夫特使、金鍾泌総理と会談した後、朴正熙大統領を訪問して田中首相の親書を伝達。

12日 ▶第1回南北調節委員長会議、板門店で開く——会議では、①南北共同声明の精神を再確認し、合意事項を誠実に履行することによって南北間の誤解と不信を取り除く、②第2回会議を10月下旬に開く、との合意文を発表。双方の出席者は次のとおり。

ソウル側：李厚洛共同委員長(中央情報部長)、金致烈中央情報部次長、鄭洪鎮韓赤会談事務局協議局長

平壌側：金英柱共同委員長を代理する朴成哲第2副首相、柳章植労働党組織指導部副部長、金徳賢労働党政治委員会直属責任指導委員

▶太完善副総理、国内産業保護のため投資ガイドラインを採択し、鉄道、自動車エンジン等29業種に対する外国人投資を禁止、制限すると言明(AP・DJ=共同)。

13日 ▶政府、第3次5カ年計画の投資計画を拡大修正——経済企画院は、第3次5カ年計画の総投資額を当初計画より1.9%拡大し、投資配分も一部修正、高速道路、港湾などの社会間接資本部門を縮少する一方、セマウル事業など農業部門への投資を増大させる方針を確定した。これらは今後の年次別総資源予算に反映される。

14日 ▶新民党柳珍山氏派、ソウル民事地裁の命令に従い、455人の大会出席代議員名簿を提出。

▶兵務庁、戸籍簿に兵役義務者を表記し、身体検査結果を公表するなどの兵務行政改善策発表。

▶農林部、現在、全国41主要都市で放出している政府米を、新米出廻りにもかかわらず今後も継続する方針。

15日 ▶労総の全国支部長252名、組織強化のための共同宣言を発表、①国家保衛法第9条による団体交渉権の規制再考、②賃金凍結政策の中止、などを政府当局に要求。

16日 ト文教部、国民学校の現在の画一的な教室授業体制を改善するため、11月1日から1週1日を「自由学習の日」とすることを各市道教育監に指示。

ト商工部、新たに生産を開始する石油化学6工場の製品価格を発表、内需と輸出にわたる二重価格制実施。

17日 ト朴大統領、全国に非常戒厳令を宣布し特別宣言を発表——非常戒厳令は、南北の平和統一のための体制改革断行にともなう社会不安防止を理由に、午後7時を期して宣布され、すべての政治集会・デモの禁止、言論・出版の事前検閲、大学の休校措置が、盧載鉉戒厳司令官名で布告された。また同時に発表された大統領特別宣言により、①国会解散、政党・政治活動の中止など憲法一部条項の効力停止、②非常国務会議の設置、③平和統一指向の憲法案を1ヵ月以内に国民投票に付する、などが明らかにされた（参考資料参照）。

18日 ト訪日中の金大中氏（新民党）、非常戒厳令について、「これは統一をかたって朴大統領自身の独裁的永久執権をねらうもので、完全な憲法違反行為である。韓国内での民主主義的力量の成長を通じて南北統一を成就しようとする国民の念願を踏みにじるものである」との抗議声明を発表（朝日10.19）。

ト平壌放送、「戒厳令は、南朝鮮為政者たちが南朝鮮人民を恐れているはっきりとした証拠であり、祖国の平和統一を熱望している彼らの念願と希望に冷水をかけ、民主主義的権利と自由を要求する人民に対する弾圧を一層強化しようとするものである」と非難。

ト米国務省スポークスマン、韓国の非常戒厳令宣布について、「発表直前に韓国政府から通知された。朴大統領の決定には協議も関与もしていない。米政府は事態の進展を注意深く見守り韓国政府と話し合いを続ける」との公式見解を発表。

ト劉載興国防部長官主宰の全軍主要指揮官会議、朴大統領特別宣言を全面的に支持し、国政改革に積極的に参与することを決議。

ト朴正熙大統領、中央対策協議会（金鍾泌総理、金正濂大統領秘書室長、朴鍾圭大統領警護室長、関係各長官などで構成）の初会議を開く。

ト金鍾泌総理、非常戒厳令によって経済活動に支障が生じないようにせよ、など7項目を経済閣僚に指示。

19日 ト国防部、郷土予備軍の教育・訓練中止を指示。

ト裊相浩労総委員長、「戒厳期間中は労組活動を自制する方針」と言明。

ト労働庁、賃金未払いを一掃するよう同庁所属機関長に指示。

ト戒厳司令部、高級治安関係官会議で退廃風俗や暴力事犯などの徹底取締りを指示。

20日 ト青瓦台スポーツマン、朴正熙大統領夫妻の訪日中止を発表。

トハビブ駐韓米大使、サイゴンでキッシンジャー米大統領特別補佐官と会談。駐韓米大使館は、「ハビブ大使のサイゴン行きは韓国の最近の事態とは関係ない」と説明。一方のサイゴンの消息通たちは、ハビブ大使が憲法の専門家であるため、ベトナム休戦成立後に改定される憲法草案について技術的助言を与えていたものと見ていく。

ト経済企画院、駐韓外国人投資家と各国商務官を招請、外国人投資家拡大懇談会を開き、戒厳令について説明、外国人投資活動への保証と新規投資を要請。

ト韓米両国、小麦20万トン、とうもろこし15万トンなど合計2570万ドルの追加導入借款（PL 480）協定に署名。

21日 ト産業合理化対象業種を発表——経済企画院は、税制上の優遇を受けることのできる産業合理化対象業種として59業種を指定し、このうち産業合理化資金の融資を受けることのできる主要戦略産業として、中小企業、電子機器製造、農家工產品開発事業、重工業計画事業、石油化学工業、観光ホテル業、韓国電力、石炭公社などの8業種を選定した。第1段階の合理化資金は、11月から年内に250億ウォン以上が貸出される予定。

23日 ト非常国務会議、初会議開く——朴正熙大統領主宰の非常国務会議初会議が開かれ、①非常国務会議法、②国民投票に関する特例法、③同施行令、④選挙管理委員会に関する特例法、⑤同施行令、など5件の法律および大統領令を議決した。非常国務会議法は大統領（議長）、國務総理（副議長）、國務委員で構成され、国会の権限行使することを規定しており、選挙委員会特例法では各級選管委の政党推薦委員をなくしたことが特徴となっている。また、国民投票に関する特例法では、国民投票に対する賛否運動の禁止が明記され、各級選挙管理委員会の委嘱を受けた者が、改憲案の内容と国民投票手続き、方法などを指導啓蒙することが規定されている。

ト共同通信ソウル支局、野党新民党的有力者である柳珍山、金弘堯、金在光、金相賢の4氏が自宅軟禁されていることを確認。

24日 ト第3回南北赤十字本会談、平壌で開く。双方代表が議題第1項に関する具体案を提示、論議して閉会。

25日 ト訪日中の丁一権民主共和党議長代理、田中首相を訪問、朴正熙大統領の親書を手わたす。

ト政府、1973年度セマウル（新しい村）事業計画を確定——セマウル運動中央協議会（議長は金玄玉内務部長官）の発表によると、全国3万4668部落のうち、今年度に基本事業が終わった1万6168部落を除いた1万8500部

落とし、総額451億8200万ウォンを投入、基本事業、支援事業、所得事業に区分して計36事業を11月から来年10月末まで展開する。

▶朴正熙大統領、輸出振興拡大会議で、「10・17特別宣言により維新的大改革が進行中であるが、現行の経済体制にはなんらの改革もない」と確言。

▶経済企画院、日本地域からの対韓投資家との懇談会を開き投資増大を要請。

▶商工部、1976年までに中型造船所2カ所を新設するなど、造船工業を輸出産業化するための方策を輸出振興拡大会議に報告。

27日 ▶朴正熙大統領、非常國務会議を開き、憲法改正案を議決して公告——この憲法改正案は前文と12章126条付則11条からなり、「祖国の平和的統一」を国家の歴史的使命と規定するとともに、統一主体国民会議を設置（代議員は2,000～6,000人、国民の直接選挙により任期は6年）している。統一主体国民会議は大統領を選出し、大統領が議長となる。大統領の地位と権限が従来より強化され、任期も4年から6年に延長されて重任の制限規定はない（参考資料参照）。

また朴大統領は、憲法改正案公告と合わせて、「韓国的大民主主義の定着」を強調した特別談話文を発表した。

▶訪日中の金大中議員（新民党）、公告された憲法改正案に対して、「直接選挙ではもはや勝利の可能性がなくなった朴大統領が一種の總統制をねらった措置であり、議会民主主義と三権分立を否定し、北の共産唯一体制への大幅な接近を表わすもの」との非難声明を発表。

▶陸、海、空軍および海兵隊、それぞれ主要指揮官会議を開き、憲法改正案を支持することを決議。

▶政府、10月17日の大統領特別宣言を今後は「10月維持」と統一呼称することに決定。

30日 ▶経済企画院、私債凍結にともなう企業の資金負担軽減のため、530億ウォン規模の特別貸換え（年利8%，3年据えおき5年償還）を開始。

▶農村振興庁、政府奨励水稻品種「統一」の今年生産実績を、植付面積20万2249町歩、生産量88万4000トン、反当収量437kg（目標は447kg）と発表。

31日 ▶政府、非常國務会議で憲法改正案に対する国民投票を11月21日に実施することを議決、同日付で公告。

▶陸軍普通軍法会議、流言ひ語のかどで2被告に懲役3年を宣告。以後各地で同様の判決続く。

▶蔚山石油化学工業団地で9工場の合同竣工式実施——竣工したのはナフサ分解工場、合成ゴム工場など8会社9工場で、1969年12月に着工、外資1億9000万ドル、内資5800万ドルが投入された。

▶貿易業界によると、日本の輸入関税一括20%引下げ

措置により、各種織物、タイヤ、雑貨など40余りの品目で、韓国の対日輸出展望が好転。

11月

1日 ▶太完善副総理、来年の経済成長率を10%と予測。

2日 ▶第2回南北調節委共同委員長会談、平壌で始まる。李厚洛南北調節委共同委員長の補佐官5名の名簿は次のとおり。▷張基栄大韓オリンピック委副委員長（元副総理）、▷崔圭夏大統領外交担当特別補佐官（前外務部長官）、▷康仁徳中央情報部第9局長、▷鄭洪鎮中央情報部協議調整局長。

▶チュー南ベトナム大統領の特使であるラム・パリ会談首席代表が訪韓、金溶植外務部長官と会談。

3日 ▶李厚洛南北調節委共同委員長、金日成首相を訪問して午前中に約2時間5分、午後には単独で45分間それぞれ会談。

▶朴正熙大統領、1973年度セマウル運動と関連、「全国土を年中作業場化し、農民の作業がすぐに現金収入と結びつくようにならう」と国務会議で指示。

▶李洛善商工部長官、大韓、共栄、韓国、東洋、友豊化学のPVC5社を11月末までに合併させることに決定したと言明。

4日 ▶第2回南北調節委共同委員長会談、合意文書発表——双方は、南北調節委員会の構成と運営問題に関する合意文に署名し、さらに11月11日を期し対南、対北宣伝放送を中止することに合意したと発表した。調節委の構成は現共同委員長を含めた長官・次官級の5名の委員よりなり、共同事務局を板門店に設け、今後の進展によって調節委のなかに政治、外交、軍事、経済、文化の各分科会をおくことにしており、調節委は2～3カ月に1度幹事会は1カ月に1度開かれる（参考資料参照）。

▶李厚洛共同委員長、ソウルに帰着しての記者会見で、①会談のふん団気は大変暖かかった、②南北が今後共同でなしうる分野は経済面での事業開発、共同利益の追求、および分業のほか、言葉使いを1つに調整することや固有文化の共同開発などがある、③具体的には、金日成首相から北方海域でのメンタイ共同漁撈について言及があり、朴正熙大統領は以前に金剛山の共同観光開発を提案したことがある、と述べる。

6日 ▶新民党の金弘堯氏、柳珍山氏を相手どって提訴していた政党代表委員職務執行停止申請などを取下げ。

7日 ▶朴正熙大統領、①第4次5カ年計画が終了する1981年の1人当たり国民所得を1,000ドルにする、②1980年の輸出額を100億ドルとする、との長期目標を設定して政府と国民が努力することを関係長官に指示。

▶商工部、1980年の輸出目標を当初計画額53億ドル（年平均16.6%増）から100億ドル（年平均25%増）に拡大した長期輸出計画を確定発表、電子製品、船舶、鉄鋼製品、機械類など4品目の輸出目標額は1976年15億ドル、1980年50億ドルと大幅拡大を計画。

▶交通部、観光振興総合開発5カ年計画（1972～76年）を発表。

▶国内電力需要、はじめて200万kwを突破。

9日 ▶政府、買上げ米価を13%引上げ——朴正熙大統領は、今年の政府買上げ米価を前年比13%引上げ、白米80kg入り1カマス当り9,888ウォンとし、全量500万石をきたる15日から来年1月までに買上げるよう農林部に指示した。農林部はこの指示にもとづいて肥料、農地税との交換比率などを定めた買上げ要領を発表、政府推奨品種である「統一」の検査基準を在来種に対し1等級緩和することを決めた。

▶在日居留民団の本国事務所をソウルに開設。

10日 ▶KBSなど対北放送を24年ぶりに中止。

▶大平外相、①南北等距離外交は危険である、②北朝鮮に対する輸銀資金使用はケース・バイ・ケースで慎重に対処する、③北朝鮮との経済・文化・学術交流などは今後次第に拡大されよう、と国会で答弁。

▶朴正熙大統領、全国土を重化学工業圏、食糧生産圏、水産振興圏等に産業圏化するし、1981年の国民総生産を13兆ウォンとする構想を発表。

▶労働庁、技能工10万名養成5カ年計画を発表。

11日 ▶商工所、中小企業の構造改善のため、1973年から毎年1000億ウォン以上の資金を投入すると発表。

12日 ▶金甫炫農林部長官、今年産米穀実収穫高が2度にわたる水害と異常低温などのため、2700万石水準にとどまったと言明。

（注）最近5カ年間の平年作は2670万石、1971年実績は2776万石。

13日 ▶訪韓中のヘイグ米大統領特使、朴正熙大統領とベトナム和平交渉問題について会談。

▶滞日中であった金大中氏、帰国を見合わせ米国に出发。

▶建設部、全国土産業圏化のための部門別開発計画（1972～81年）を発表、総投資は12兆ウォンで全国を4大圏、8中圏に分類。

14日 ▶労働庁、産業災害保険の適用対象を現在の30人以上雇用事業所から16人以上事業所まで拡大し、1万2000事業所、82万人とする方針を発表。

15日 ▶朴正熙大統領、内務、農林、商工各長官に対し、全国土産業圏化の方針に従ってセマウル模範部落に工場を建て、農業と工業を結びつける農工並進政策を発

展させるよう施策を指示。

16日 ▶兵務庁、今年になって兵役忌避者1万7834人を摘発したと発表。

▶政府、ソウルなど4都市での一般米販売禁止を解除。

▶商工部、農村工業化の来年度事業として、全国170面に織維類など43業種、184企業を参与させると発表。

▶世銀、4000万ドルの対韓鉄道借款供与を決定。

17日 ▶韓国と西ドイツ、3500万マルクの財政借款協定を締結。

▶労働庁の1973年度海外労働力派遣計画によると、今年より3,300人多い1万0200人を西ドイツ、グアム、日本、東南アジアなどに派遣する方針。

18日 ▶金鍾泌総理、国内3テレビ放送を通じ、「急変する内外情勢に対処しながら、祖国の自主的平和統一と会繁栄を達成するためには、維新憲法を確定することが必要」と強調。

▶政府、読売新聞原副社長の訪韓・謝罪を契機に、同紙ソウル特派員の取材活動再開を許可。

19日 ▶非常戒厳令布告以来、ソウル市官庁街や議一国事堂前に配置されていた戦車、装甲車が撤収。

21日 ▶改憲案国民投票を実施——全国1万0402投票所で平穏のうちに進行、投票締切り後、全国206開票区で開票作業にはいった。

▶米国ワシントンに滞在中の金大中氏、「改憲国民投票は非合法で無効である」との非難声明を発表。

▶大韓貿易振興公社、海外組織網の大幅拡張（1980年までに167カ所）方針を立てる。

▶アジア開銀、産業銀行に対する2000万ドルの借款供与を決定。

22日 ▶改定憲法案、国民投票で90%以上の圧倒的な賛成を得て確定。

▶朴正熙大統領、「改憲案の国民投票に示された国民各位の絶対的支持は、祖国の平和統一と繁栄を達成しようという国民各位の強い意思と熱望をあらわしたものとみて、その歴史的意義を高く評価したい」との談話を発表。

▶南北赤十字第4回本会談、ソウルで開く——離散家族と親類の消息、生死を調査するため、共同機構を設置することに合意。

23日 ▶南北赤十字代表、合意事項を実行するために南北赤十字共同委員会と南北赤十字板門店共同事業所を設置する、などの合議書を発表。

▶文教部、実業系高校・高専卒業者に対する兵役免除特別措置を発表。

24日 ▶中央選管、憲法改正成立を確定公表——中央選

管の改憲案国民投票最終集計によると、投票総数1441万0714票、賛成1318万6559票、反対110万6143票、無効11万8012票、棄権126万5681票。投票率は91.9%、賛成投票率は91.5%であった。

▶建設部、釜山など4大港の集中開発計画を発表。

25日 ▶政府、維新憲法の規定に基づく統一主体国民會議を構成する代議員(2,359人)を全国の道市邑面単位(全国1,630選挙区)で選出するための、統一主体国民會議代議員選挙法と同施行令を公布。

▶農村振興庁、すべての農村を集団栽培を通じた協同営農体制に組織化する方針を発表。

▶国内最大の昭陽江多目的ダム(貯水容量29億トン、発電容量20万kw)の湛水式挙行。

27日 ▶政府、維新憲法によって新設される統一主体国民會議の代議員選挙を12月15日に実施すると公告。

▶米対韓經濟援助規模——経済企画院が発表した米国の対韓經濟援助の1972年度実績と1973年度予想額は次のとおり(単位 100万ドル)。

	1973年度 (予想)	1972年度 (実績)	増減(△)
PL 480 (余剰農産物)	206.2*	204	2.2
開発借款	25	26.5	△ 1.5
開発増与	3.5	3.8	△ 0.3
合計	234.7	234.3	0.4

*早期繰上げ使用分270万ドルを含む。

▶韓銀、今年第3四半期の經濟活動が、輸出の継続的な好調(前期比18%増)と投資の増大(前期比23%増)に支えられ、期末から回復過程にはいったと報告。

▶建設部、世銀・アジア開銀借款1億1300万ドルと内資288億ウォンなど総額740億ウォンを投入、1973年から81年までに釜山、仁川、墨湖、群山の港湾施設を集中的に開発することを計画。

▶工商部、硫酸など8業種の適正生産規模と綿糸など10品目の標準原単位を選定して発表。

▶労働庁、傘下の関係機関長に対し、維新課業遂行の阻害要因とならないよう、①労組に対する業務監査と行政指導を強化し、労組内の組織紛糾を根絶せよ、②労使紛争はできるだけ早期に処理、終結させよ、③外国人投資企業で労使問題が発生しないように注意し、もし発生した場合は本庁の指導を受けよ、と指示。

▶労働庁、全国の16人以上雇用事業場のうち、82事業場で3億6700万ウォンの賃金が未払いになっていると指摘、全国の勤労監督官に、12月1日から来年1月10日まで、未払い賃金一掃のための非常勤務令を出す。

28日 ▶戒厳当局、大学の休校措置を42日ぶりに解除。

▶金玄玉内務部長官、全国地方長官会議で、①1973年度セマウル事業、②1973年度地方予算編成、③統一主体

国民會議代議員選挙の選舉管理、などに関する指針を示達。

▶非常國務会議、1972年産糧穀の政府買入価格と1973米穀年度の政府管理糧穀販売原価を、それぞれ次のように決定。

単位 (kg)	買入価格 (ウォン)	対前年引上 げ率 (%)	販売原価 (ウォン)
米	80	9,888	13 10,680
大麦	76.5	—	7,152.75
大豆	75	8,750	38.3 9,195
とうもろこし	75	3,310	13 —

▶政府、産業合理化指定産業に対する特別減価償却率適用を決定。このうち特別償却率が100分の80である業種は、①鉄鋼、②石油化学、③電子機器、④造船、⑤機械、⑥観光ホテル。

29日 ▶文教部、非常戒厳令で休校中の全国81大学に対し、12月1日から開校するよう指示。

▶朴正熙大統預、国営企業の経営改善に関し、①人事管理、②予算および資金運営、③物資管理、④企業経営姿勢など4項目の特別指針を、国営企業責任者に通達。

▶借款企業体の国際収支改善効果——経済企画院は、借款企業体の輸出および輸入代替効果が1962年から72年6月末までに合計40億ドルに達し、この間にこれらの借款企業体が使用した輸入原材料約16億ドルを差引くと、この間の借款企業体の国際収支改善効果は約24億ドルであると発表した。なお、これら借款企業体の対外負債総額は、72年6月末現在23億5700万ドルである。

30日 ▶南北調節委員会が正式に発足——第3回南北調節委共同委員長会議がソウルで開かれ、南北調節委員会の構成に関して次のように合意し、引続いて第1回南北調節委員会が開かれた。発表された構成メンバーは次のとおり。

〔ソウル側〕

委員長	李厚洛	中央情報部長
副委員長	張基栄	元副總理
委員	崔圭夏	大統預特別補佐官
	康仁徳	中央情報部第9局長
幹事委員	鄭洪鎮	中央情報部協議調整局長

〔平壤側〕

委員長	金英柱	労働党中央委組織指導部長
副委員長	柳章植	労働党中央委組織指導部副部長兼对外事業部長
委員	李完基	内閣参事
	韓雄植	労働党中央委政治委直属責任指導委員
幹事委員	金德賢	労働党中央委政治委直属責任指導委員

▶民団中央本部、吳宇泳民団自主守護委員会首席代表委員、鄭在俊民団東京本部団長らを、南北共同声明を支持して朝総連系組織と共同集会を開いたことなどを理由に除名処分。

12月

1日 ▶第1回南北調節委員会、早急に幹事会議を構成して共同事務局を設置することに合意した、との共同発表を行なう。

▶朴正熙大統領、第1回南北調節委員会に出席した朴成哲第2副首相ら平壌側委員の礼訪を受けて会見。

▶建設部、大清・陜川両多目的ダム建設計画を推進。

▶農林部、農民に対する肥料販売価格を10%引上げ実施することを決定、尿素肥料は25kgで現行 681 ウォンから 749 ウォンへ。

2日 ▶李厚洛南北調節委共同委員長の記者会見——李委員長は、朴成哲平壌側共同委員長代理一行を見送ったあとの記者会見で、①今度の会議は南北調節委員会を誕生させ、正常な軌道に乗せたということに成果と意義があった、②南北調節委員会で取り上げる問題のうち、経済とか文化分野での交流は比較的合意しやすいだろう、と語った。

▶統一主体国民会議の代議員立候補登録を締切る、立候補者は全国1,630選挙区(定員2,359名)で5,876名、平均競争率は2.49倍で、一般に農村部での競争率が高い。

▶1972年度第2回追加補正予算と1973年度予算が確定——非常国務会議が審議、議決して確定されたこれら予算の内容は次のとおり。1972年度第2回追加補正予算是、第1回追加補正予算で確定された総額7093億ウォンには変更なく、歳入面で内国税326億ウォン、関税93億ウォン、専売益金31億ウォンなど合計450億ウォンを削減し、これを韓銀借り入れ225億ウォンと国債225億ウォンで補てんするよう修正された。一方、1973年度予算是、政府原案より387億ウォン削減された総額6473億ウォンで、72年度当初予算6473億ウォンに比較して120億ウォン、1.9%増であるが、追加補正予算にくらべると7%減という緊縮予算である。また新年度予算は、歳入面で租税の比重を少なくした反面、財政借款預託の比重が高まり、歳出面では財政投融資が抑制され、国防費と財政投融資との比率が逆転したことなどが注目される。

1973年度予算 (単位 100万ウォン)

▷歳入

区分	確定予算額	構成比 (%)	政府原案	増△減
租 税	493,423	74.8	532,087	△ 38,694
内 国 税	431,360	65.4	470,024	△ 38,664
関 税	62,063	9.4	62,063	0

専 売 益 金	57,000	8.6	57,000	0
税 外 収 入	21,510	3.3	21,510	0
預 託 金 収 入	10,342	1.6	10,342	0
財 政 借 款 預 託	73,100	11.1	73,100	0
見 返 り 資 金	—	—	—	—
ベトナム派 援	4,000	0.6	4,000	0
合 計	659,375	100.0	698,039	△ 38,664

▷歳出

区分	確定予算額	構成比 (%)	政府原案	増△減
俸 納 お よ び 年 金	93,098	14.1	93,098	0
地 方 交 付 金	106,387	16.1	107,787	△ 1,400
一 般 経 費	100,278	15.2	98,964	1,314
國 防 費	184,300	28.0	185,941	△ 1,641
財 政 投 融 資	175,312	26.6	212,249	△ 36,937
合 計	659,375	100.0	698,039	△ 38,664

▶農林部、国際価格急騰のため国内の小麦粉販売価格を3日から27.9%引上げ、1袋(22kg) 1,244ウォンにすると発表。

4日 ▶民団中央本部、東京本部の直轄大会を強行し、団長らの新役員を選出。

▶商工部、電子工業分野の合弁企業体製品の国内市販制限を大幅に緩和。

▶商工部、1973年の繊維工業施設の大幅拡張を計画。化織類は日産295トンから600.5トンへ、紡績は142万錐から231.8万錐へ、綿織機・毛織機・しおう機は6万台から8万台3835台へ、編織機は1,000台から1,218台へ。

▶大韓商工会議所の調査によると、①1971年中の企業経営上の最大の隘路は、資金不足よりも販売競争の激化にあった、②1972年8月3日の緊急命令措置で恵澤を受けた企業は、主として法人大企業であったことが判明。

▶農林部調査によると、政府奨励水稻品種である「統一」は、各地の卸売市場において、一般米より1カマス(80kg) 当り平均1,500ウォン安い8,000ウォン前後で取引されていることが判明。

5日 ▶非常国務会議、統一主体国民会議法と同法施行令、および統一主体国民会議事務処職制を議決(6日に公布)。

▶非常国務会議、農地の保全および利用に関する法律案を議決。

▶非常国務会議、糧穀管理法を改正し、①緊急時における一般米の価格統制を可能化させ、②糧穀商を許可制に変え、③毎年度糧穀需給計画および政府の糧穀買入価格、販売価格に対する国会の同意権を削除。

▶財務部、①きたる16日より金融機関の平均支払準備率を、現行の13.4%から15%に引上げる、②韓銀発行の通貨安定証券を国内では初めて民間に売却する、などの

短期的な通貨安定対策を発表。

▶経済企画院、8・3緊急措置による特別貸換え537億ウォンの執行を終了。

(注) 特別金融2000億ウォンのうち、一般貸換えが1463億ウォンで残りが特別貸換え。

6日 ▶韓銀、今年度第3四半期中の経済成長率(暫定推計)を前年同期比10.3%、第3四半期までの累計成長率を7.2%と発表。

▶文教部、教員の待遇改善策として昇給期間の大幅短縮を来年7月から実施すると発表。

7日 ▶交通部、今年中の海外からの観光客数は約37万人、外貨獲得額は約8074万ドルで、日本人観光客が急増して全体の57.2%(アメリカ人は18.3%)と推計。

8日 ▶朴正熙大統領、「セマウル運動は、農漁民の所得増大をめざす暮らしよくする運動であると同時に、勤勉、自助、協同を実践する新しい人間像を定立する精神革命である」と閣議で発言し、セマウル運動を農閑期にも継続展開するよう指示。

▶ハビブ駐韓米大使、韓米通商および投資に関するセミナーで演説し、「韓米間の援助輸出を除く純貿易ベースでは、1972年中に米国が2億5000万ドルの入超で、さらに駐韓米軍のための年間1億8000万ドルの国際収支負担を加算すると、今後の問題は非常に深刻である」と発言。

9日 ▶農林部当局者、「維新憲法第119条と農地の保全ならびに利用に関する法律の制定により、不在地主問題と代理耕作権問題が解決されたので、新農地法の制定は当分の間たな上げされよう」と語る。

11日 ▶フロウエイ米第7艦隊司令官が来韓。

▶月刊誌『創造』、当分の間休刊すると発表。

12日 ▶朴正熙大統領、統一主体国民会議議長の資格で、同会議事務総長に朴環遠大韓石炭公社総裁(元内務部長官)を任命。

▶第6回対韓国際経済協議グループ(IECOK)年次総会、米国、日本、世銀などが参加してパリで始まる。総会に出席した太完善副総理、水利施設拡充、4大河川流域総合開発、主産団地総合開発、耕地整理、農業機械化、農産物流通構造改善、農漁村電化、農漁村保健診療施設、農業研究事業、陜川多目的ダム、忠州多目的ダム、地方都市開発、国道舗装、総合製鉄拡張など14事業に合計14億4400万ドル(セマウル事業関係は約10億7000万ドル)の長期低利借款供与を要請。

▶日本の対韓通商振興調査団(団長=野見ジェトロ副理事長)が訪韓。

▶PVC 5社が合併、新会社の韓国プラスチックが発足。

▶農林部、第3次5カ年計画期間中の各種農業機械供給量を、当初計画の18万6000台から44万3000台に大幅拡大修正。

13日 ▶朴大統領、非常戒厳令を14日より解除すると公告——政府は、非常國務會議で非常戒厳令の解除を決定したが、政党、政治活動の停止は継続され、国会は非常國務會議が引き続き代行すると発表された。また朴正熙大統領は、10月維新に対する国民の積極的な呼応に感謝するとの特別談話を発表した。

▶米國務省当局者たち、韓国の非常戒厳令解除を歓迎する論評。

▶非常國務會議、軍事関係3法案を議決——これら法案は、①軍事機密の範囲を明示し、これをもらした者は加重処罰することを内容とする軍事機密保護法案、②重要軍事施設およびその周辺での作戦に障害となる行為を規制する軍事施設保護法案、③現在、非常戒厳令下でのみ可能な徵發を、非常事態その他の軍事作戦上必要な場合にもできるようにする徵發法改正案である。

▶第6回対韓国際経済協議グループ総会が終了——太完善副総理によると総会は、①韓国政府が要請したセマウル事業など農業分野重点開発のための資金支援、②内資調達のための商品・現金借款供与、③第3次経済開発5カ年計画推進のための外資46億ドルの必要性認定と年間9億ドル(うち公共借款5億ドル)の資金支援、などに合意した。

14日 ▶馬山輸出自由地域への入住盛況——鄭文道同地域管理庁長によると、①第1工区は現在62企業が稼動中で、23企業が入住申請中である、②第2工区(23万坪)も入住企業の決定段階にある、③第3工区(8.6万坪)は、造成対象敷地を12日付で公告したが、来年の初めごろには余裕がなくなる見通しである、④したがって第2の輸出自由地域造成が不可避である。

15日 ▶統一主体国民会議の初代代議員選挙実施——中央選挙管理委員会は、投票日現在の有権者数は1580万2435人、投票者数は1027万0188人、投票率は全国平均で70.3%(ソウルは57.0%)であり、206選挙区で225名が無投票当選したと発表。

(注) 去る2日の立候補登録締切から14日までに405名の立候補者が辞退し、37名が登録無効で脱落、投票日現在の立候補者数は5,434名。

16日 ▶統一主体国民会議初代代議員2,359名が確定。『東亜日報』(12.18)によると、職業別では農業が全体の48%で首位を占め、年令別では40歳代が全体の41%で最も多く、女性代議員は立候補者54名中20名が当選。また学歴別では、大卒43.4%、高卒20.2%、中卒12.2%、国民学校卒以下24.2%となっている。

▶農林部、去る14日に政府米放出地域を46地域から

10都市に制限したのに続き、さらにソウル、釜山、大邱、仁川の4大都市と湖南の一部水害地域を除く全国の政府米放出を中止。

18日 ▶経済企画院によると、10月末現在の外資導入実績は3億5630万ドルで、前年同期に比して17.7%減少。

19日 ▶非常国務会議、全国土を6種類の用途地域に区分して効率的に利用することをめざした国土利用管理法を議決。

▶国税庁、来年1月から不動産(土地)時価標準額を、6カ月前に比して全国平均で18.2%引上げると発表。

▶セマウル工場設置計画確定後はじめてのセマウル工場(編織半製品生産)が京畿道で竣工。

20日 ▶ソウル刑事地裁、風刺詩「五賊」事件で、夫院憲氏(思想界社代表)ら3人に宣告猶予。

▶文化公報部、去る26日付で読売新聞ソウル支局復活を許可。

▶商工部、来年度輸入規模を今年度目標24億ドルより10%増の26億5000万ドル規模にする計画。

21日 ▶東西両ドイツ、基本条約に正式調印。

▶第3回韓日大陸棚共同開発実務者会議、両国政府が開発に参加する民間会社監督のために政府ベースの協議体を設置することに合意。

▶商工部、1973年度輸出目標を72年度の18億ドルより30.6%増の23億5000万ドルと策定、とくに電子製品、船舶、機械、鉄鋼・非鉄金属などの輸出を大幅に拡大し、重化学工業製品輸出の比重を総輸出額の約25%にする方針。

▶経済長官会議、外資導入法や電子工業振興法など11の特別法による規制対象業種を除く56業種について、今後工場建設着工前に商工部に申告させることにし、さらに砂糖、紙など施設過剰または零細企業乱立の22業種に対しても、産業合理化委員会の審議をへてこれを調整することに決定(法的根拠は8.3緊急命令第58条)。

▶財務部、今年度追加補正予算に計上された225億ウォンの国債を12月31日付で発行することを決定。

▶韓銀集計によると、今年度第3四半期中の総貯蓄は1229億ウォン、前年同期比約4倍の増加で、貯金内容も貯蓄性預金の長期固定化と巨額化傾向が強まる。

▶財務部、去る8月2日に制定された相互信用金庫法にもとづき、認可を申請した零細庶民金融会社364社のうち、第1次分として全国269の相互信用金庫を認可。

22日 ▶朴正熙大統領、郭尚勲氏ら515名の代議員の推薦を得て、統一主体国民会議事務処に第8代大統領候補として登録。

▶非常国務会議、東欧諸国に対する輸出を促進するため、共産圏地域との輸出入を原則的に禁止している現行

貿易取引法の規定を削除することを議決。

▶金鍾泌総理、食糧の自給自足を促進するため、飲食店などで現在週2回の米なし昼食デーを実施しているのを、来年からは週5回以上として違反者を厳罰するなど、大々的な節米運動をするよう閣議で指示。

▶韓日間に世界最初のファクシミリ電報業務を開始。

23日 ▶朴正熙大統領、統一主体国民会議の議長資格で、同会議初集会中の運営委員として郭尚勲氏ら50名を指名。

▶統一主体国民会議、第1回集会で任期6年の第8代大統領に朴正熙大統領を選出——大統領選挙は維新憲法と統一主体国民会議法の規定にしたがい、代議員2,359名全員が出席するなかで、討論なしの無記名投票で行なわれた。今回の大統領選挙の立候補者は朴正熙大統領だけで、投票結果は2,359票のうち朴正熙大統領支持が2,357票、無効2票であった。同会議第1回集会はまた、朴正熙大統領領導下における祖国平和統一のためのあらゆる努力を完全に支持し、これを積極的に支援する旨の決議文を採択した。

25日 ▶朴正熙大統領、維新理念の生活化という政府方針に関連、年末年始の虚礼虚飾廃止、大統領就任式の簡素化を内閣に指示。

26日 ▶大法院(最高裁)刑事部、「ソウル大生国家保安法違反事件」に関する検察、被告人双方の上告を棄却、沈載權被告人(26歳、前民主主義守護学生闘委委員長)への懲役1年6ヶ月、執行猶予3年など原判決が確定。

▶農林部、全国の料食店の米なしデーを現行週2日から週5日に拡大するとともに、雑穀混合率も20%から25%に増加させることを決定。

(注) 農林部によると、節半運動で72米穀年度(71.11～72.10)中に米55万9000トンを節約したという(『東亜日報』12.27)。

▶農村振興庁、農村の人手不足軽減と家計節減のため、1973年に全国自然部落30カ所を選んで共同炊事場を設置することにし、1981年までには全部落に設置する方針を決める。

(注) このような共同炊事場は1971年に78カ所、1972年に30カ所がそれぞれ設置されている。

27日 ▶政府、維新憲法を公布、同時に政党の政治活動を解禁。

▶朴正熙第8代大統領の就任式実施——朴大統領はこの日の就任辞で、「10月維新は、民族の自我を基礎に、安定と繁栄、それに統一の新しい歴史を創造するための民族意志の創造的発現」であり、「この維新理念を具現するために、全国民の絶対的な支持のなかで国政全般にわたる一大改革を断行していきたい」との所信を明らか

した。国政改革の具体的な内容は、①戦争再発を防止し、南北が1つの民族として平和と繁栄を追求していくように、北韓共産主義者との対話を継続し、一層拡大する、②われわれの歴史、伝統、現実に最も適合した政治制度を育成発展させる、③農工並進政策によって、全国民に仕事場を保証する、④働く国民が安定した生活を維持できるよう、社会保障制度を拡充する、⑤企業の公開と勤労者持株制の実施で福祉体制を整える、⑥指導層の儉約と奉仕による社会福祉の均霑を推進する、⑦伝統的な文化の啓発で文芸中興を実現する、などである。

▶北朝鮮に抑留されていた漁夫47名（漁船5隻）が釈放されて帰還（～28日）。

（注）韓国側の発表によると、現在なお北朝鮮に抑留されている漁夫は118名。

▶農林部、ソウルにも政府米放出を中止（去る5月5日以来の政府米放出を、全国的に完全中止）。

▶高麗セメント長城工場（年産70万トン）が完工、部分稼動開始。

28日 ▶海軍現代化計画により去る10月末に米国から供与された駆逐艦に全北号と命名。

▶商工部、23億5000万ドルと策定した1973年輸出目標の品目別輸出計画と輸出振興総合施策（輸出産業への新規投資3878億5000万ウォン、延払い輸出支援のための輸出金融200億ウォンなど）を、輸出振興拡大会議に報告。

▶李洛善商工部長官、「輸出企業に対する租税減免をはじめとする各種の直接支援制度は、来年から一切廃止し、かわりに、輸出品のコスト軽減のため各種の行政手続きを簡素化したい」と語る。

▶韓国労働総連盟、労組の維新的体質改善のための幹部懇談会を開き、従業員が5人以上の全事業所での労組組織化と労組の中央集権制組織体系確立のため、現行労働組合法改正と政府の行政的支援、②労働裁判所の設置、③最低賃金制、失業保険制など各種労働福祉政策の強化、④労働庁の労働部への昇格、などを政府に要望。

29日 ▶経済企画院、1973年の経済成長率を9.5%と予測——経済企画院は、1972年の経済成長率を7.5%（米穀作況によっては7.1%）と推定したが、73年には景気回復によって9.5%の成長率を達成するものとみている。主要推定指標は次のとおり。

	1972年	1973年
国民総生産（10億ウォン）	3,038.83	3,327.52

経済成長率 (%)	7.5	9.5
農林水産業	3.8	5.5
鉱工業	15.4	16.5
（製造業）	(16.2)	(17.1)
社会間接資本とその他サービス	5.6	7.8
（社会間接資本）	(3.0)	(9.5)
投資額（10億ウォン）	798.93	1,019.86
投資率 (%)	20.3	27.7

▶生産性本部、1973年上半年の景気は、①輸出需要の好調、②企業の金融費用負担の軽減、③物価の安定とセマウル運動などによる農漁村所得の増大、④新規設備投資の拡大などに支えられ、72年下半期水準を大きく上回るものと予測。

▶政府、1973年度外國為替需給計画（総受取額25億9000万ドル、総支払額25億0500万ドル、受取超過8500万ドル）を確定。

▶東洋で最大規模の魚市場となる釜山水産センター（延建坪8,767坪）が竣工。

30日 ▶政府、新国会議員選挙法、同施行令、および改正政党法を公布——29日の非常国務会議で議決されたこれらの法律のうち、新しい国会議員選挙法は、①小選挙区制を骨子とする現行法を廃止し、全国73区の中選挙区（定員2名）を採択した、②国会議員定数は219名（選挙区選出146名、統一主体国民会議選出73名）とする、③選挙運動は選挙公報、選挙壁報、合同演説会を通じてのみとする完全な公営制を採択した、などが特徴となっている。一方、政党法改正の要点は、①政党の成立要件の緩和、②入党強要に対する罰則の強化などである。

▶企業公開促進法を制定——政府は、国務総理を委員長とする企業公開審議会の設置、公開企業への税制上の優遇などを内容とする企業公開促進法案を非常国務会議で議決、1月5日から実施することを決定。

▶72年の物価動向——韓銀は、①今年の全国卸売物価は対前年末比8.5%上昇したが、これは上半年中に公共料金引上げと米価など農産物価格の上昇で卸売物価が7.2%上昇したことによるもので、下半期には微弱ないしは保合い状況であった、②ソウル消費者物価は前年末比8.8%上昇したが、今年7月末よりは1.5%下落したと発表。

参考資料

1. 当面の政府経済施策
2. 南北共同声明
3. 経済の安定と成長に関する大統領緊急命令に関する資料
緊急命令要綱、大統領特別談話文
4. 第2回韓米安保協議会議の共同声明
5. 朴正熙大統領の1973年度施政演説
6. 第6回韓日定期閣僚会議の共同声明
7. 朴正熙大統領特別宣言（10月維新）
8. 南北調節委員会の構成および運営に関する合議書
9. 憲法改定の要点

1. 当面の政府経済施策（全文）

（1972年2月14日発表）

（1）景気対策

① 企業の負担を財政、金融面から軽減すると同時に、企業の財務構造を改善するため、

▶税収を調整し企業の負担を軽減する。

▶産業合理化特別資金を編成し、長期低利の産業資金を供給することによって企業の資金および利子負担を軽減する。このためとりあえず100億ウォンを確保する。

▶非営業用資産の処分、株式および社債引受け等に対する資金出處調査を緩和する。

▶企業の合併、系列化を支援する。

▶金利は貯蓄動向を勘案、段階的に下向調整を検討し企業負担を軽減する。

▶商業手形の割引、倉庫証券活用等によって短期流通資金の供給を増大する。

▶短資市場の開発、株式公開および社債発行の促進等によって直接金融を拡大する。

▶不実企業を選別的に果敢に整理する。

② 景気刺激のために、

▶労働集約的公共事業を早期に執行する。

▶建築活動の制限を緩和する。

a. 不動産投機抑制税の控除率引上げ、

b. 地目変更時の取得税免除、

c. 財政投融資による住宅資金の早期放出、

▶農路拡張、「新しい村」造り、農村投資事業を早期に推進する。

▶官需物資を早期に購買する。

③ 一方、企業側には次の課題を積極的に遂行するよう要請する。

▶企業の合併、中小企業と大企業の系列化促進。

▶経営の合理化と企業の内部資金充実化。

▶設備投資の適正化と非営業用資産の処分。

▶過当競争の止揚。

▶勤勉、儉約、貯蓄および創意を基盤とする新しい企業倫理観の確立。

（2）国際收支改善策

① 輸出入金融の統合を通じて輸出を積極支援する。

現行の輸出支援金融制度は、稼得率の低い産業ほどより多くの支援を受けるばかりでなく支援制度が多様複雑なので、これを輸出入金融に統合整理し、稼得率の高い産業ほどより多くの支援が得られるようにし、輸出用原資材国产化促進、輸出産業の国内加工度向上等によって外貨稼得率を高め、同時に輸入を節減する効果を高める。

▶輸出信用状に依拠し、輸出金額の全額に対してドル当り、350ウォンを融資する。輸入金融の場合は積立率を現行10%から100%に引き上げる。

▶融資期間は135日とし、利子率は6%とする。ただし融資期間が135日を超えた場合は一般貸出金利を適用する。

▶輸入金融支払保証は廃止する。

▶契約分に対する備蓄金融は従来通り運用する。

② 関税減免制度の改善。

現行関税減免制度は、その減免対象が余りにも広範囲なため、輸入増加を誘発しているので、減免幅を縮小し実効税率を高めることによって輸入節減、国产代替、財政収入の増加を期する。

▶関税減免は縮小するが、基幹産業、防衛産業と法律による減免は例外とする。

▶法律による減免でも、不合理な場合は減免を可能な限り縮小し、総実効関税率を引き上げる。

③ 貿易計画上の輸入制限は前年度範囲を超過しない。

④ 観光収入の増大、海外建設の促進等により貿易外収入を増大する。

⑤ 以上のような措置と同時に、今年度の経済成長に必要な物資は適期に確保する。

(3) 物価対策

税収の調整、長期低利の産業資金の供給、金利の下向調整等によって企業の原価負担を軽減し、物価上昇圧力を最大限排除すると同時に、

① 通貨供給は年間20%程度の増加を原則とするが、物価および生産動向に照らして弾力的に運用する。

② 価格構造の合理化によって消費抑制および国産化の促進を期するが、不当な価格引上げを強力に取締る。

③ 価格政策の樹立においては、広範な官民合同の協議機構を新設し、充分に論議、検討する。

④ 国民消費生活の健全化を促進し、消費物資輸入の節減を期する。

〔『朝鮮日報』2月15日〕

2. 南北共同声明（全文）

（1972年7月4日発表）

最近、平壌とソウルで南北関係を改善し、分断された祖国を統一する問題を協議するための会談が開かれた。

ソウルの李厚洛中央情報部長が1972年5月2日から5月5日まで平壌を訪問し、平壌の金英柱組織指導部長と会談を進め、金英柱部長の代理朴成哲第2副首相が1972年5月29日から6月1日までソウルを訪問、李厚洛部長と会談を進めた。

これらの会談で、双方は、祖国の平和統一を一日も早くもたらさねばならないという共通の念願を抱き、虚心坦懐に意見を交換、相互の理解を増進させるのに多大な成果を収めた。

この過程において、双方は、長い間互いに会えなかつた結果生じた南北間の誤解と不信を解き、緊張の高まりを緩和させ、ひいては祖国統一を促進させるために、次のような諸問題に完全な見解の一致をみた。

1. 双方は次のような祖国統一の諸原則に合意した。

第1、統一は、外部勢力に依存したり干渉を受けることなく、自主的に解決すべきである。

第2、統一は、互いに相手方に反対する武力行使に依拠することなく、平和的で実現すべきである。

第3、思想と理念、制度の差異を超えて、まず単一民族として民族的大團結を図るべきである。

2. 双方は、南北間の緊張状態を緩和し、信頼の雰囲

気を造成するために、互いに相手方を中傷誹謗せず、大を問わず武装挑発を行なわず、不意の軍事的衝突事件を防止するための積極的な措置を取ることに合意した。

3. 双方は、断たれた民族的連繋を回復し、互いの理解を増進させ、自主的平和統一を促進させるために、南北間に多方面にわたる諸般の交流を実施することに合意した。

4. 双方は、現在全民族の絶大な期待のうちに進行している南北赤十字会談が、一日も早く成功するよう積極的に協調することに合意した。

5. 双方は、突發的軍事事故を防止し、南北間に提起される諸問題を直接、迅速、正確に処理するために、ソウルと平壌間に常設直通電話を設置することに合意した。

6. 双方は、これらの合意事項を推進させると同時に、南北間の諸問題を改善、解決し、また合意した祖国統一原則を基礎として國の統一問題を解決する目的で、李厚洛部長と金英柱部長を共同委員長とする南北調節委員会を設置、運営することに合意した。

7. 双方は、以上の合意事項が祖国統一を一日千秋の思いで渴望している全同胞の一一致した念願に符合すると確信しつつ、この合意事項を誠実に履行することを全民族の前に厳粛に約束する。

互いに上部の意を体して 李厚洛 金英柱

1972年7月4日

3. 経済の安定と成長に関する大統領緊急命令に関する資料

緊急命令要綱（全文）

（1972年8月3日公布）

1. すべての企業は、1972年8月2日現在保有しているすべての私債を政府に申告しなければならない。

すべての私債は、72年8月3日付で月利1.35%，3年据置後5年分割償還の新しい債権債務関係に変更するか、または借主企業に対する出資に転換しなければならない。

2. 金融機関は、2000億ウォンの特別金融債権を発行して韓国銀行に引受けさせ、これによって調達した資金で企業の短期高利貸出金の一部を年利8%，3年据置後5年償還の長期低利貸出金に貸しかえる。ただし、通貨増発を回避するため、金融機関は貸しかえによって回収した短期貸出金全額を韓国銀行に預託しなければならない。

3. 政府は、中小企業信用保証基金および農林水産業者信用保証基金にそれぞれ10億ウォン、合計20億ウォンを出資する。

その他の金融機関は、それぞれ信用保証基金を設置

し、今後5年間貸出金利中0.5%に該当する金額を基金に出資、基金の10倍の限度内において信用保証をすることができるようとする。

4. 政府は産業合理化資金を設置し、合理化規準に順応する企業に対しては長期低利資金を貸付け、税制上の特典を与える。この目的のため、政府はまず500億ウォンの資金を調達する。

5. 重要産業の固定設備に関する減価償却率の割増率を、現行の30%から、40%ないし80%まで引き上げる。

6. 國内資源を利用する投資に対しては、法人税または所得税の投資控除率を現行の6%から10%に引き上げ、その適用対象を大幅に拡大する。

7. 財政の伸縮性を回復するため、地方交付税、地方教育財政交付金および道路整備事業費の法定交付率を廃止し、毎年予算でこれを定める。

8. 本緊急措置とともに、内閣に次の事項を指示する。

- (イ) 金融機関の金利を大幅に引下げる。
- (ロ) 為替レートは、1ドル400ウォンのラインを中心として安定させること。
- (ハ) 公共料金の引上げを抑制すること。
- (シ) 物価上昇は年率3%内外に抑制するよう必要な措置をとること。
- (リ) 1973年度予算規模の増加は最大限に抑制すること。

大統領特別談話文（全文）

親愛なる国民の皆さん！

私は本日、國民経済の安定と投資の促進のため、一連の総合経済施策を提示し、わが企業人達の新たな奮発と國民各位の協調を促したいと思います。

60年代のわが國経済は、第1次および第2次の經濟開発5カ年計画を通じて、世界でも指折りの高度成長を達成し、躍進する工業国、そして輸出国としての基盤を構築しました。本年からはさらに、上位中進国を指向する第3次5カ年計画の初年度事業を進行中であります。

しかし、わが國経済が過去10年間高度成長を持続してきた過程において、数多くの副作用と脆弱性を派生したことを見のがすことはできません。これから先、継続的発展と成長を追求していくためには、このような脆弱点を果敢に、そして至急除去していかなければなりません。

第1に、わが國経済の弱点として、インフレの悪循環を指摘せざるを得ません。すなわち、物価上昇と為替レート切下げ、公共料金引上げ、穀価引上げ、通貨増発等の現象がお互いに原因となり結果となって相乗作用を継続する間に、國民生活に不安をもたらす結果を招来するようになったことは、誠に遺憾と言わざるを得ません。

このようなインフレの構造的悪循環は根源的に断絶されねばなりません。

第2に、わが國経済のもうひとつの病弊は、高利私債の盛行であります。私債の盛行は、資金の需給事情または金融制度の未発達等の経済的理由もありますが、一方、わが國特有の社会的因習に深く根ざしているのも事実であります。数多くの企業が私債の桎梏に苦しんでいるかと思うと、他方では、一部の企業が脱税の手段として偽装私債を保有している現実は、善良な企業の保護ばかりでなく、社会浄化の見地からも、当然正されなければなりません。

第3に、わが國企業の財務状態が一般的に脆弱だという問題があります。元来、微弱な自己資本から出発したこの國の企業が、短期高利の借入金で長期投資資金を調達しなければならなかった初期事情は、経済成長の一侧面として理解し得るが、結果的には、財務構造の脆弱性が企業の堅実な成長と物価安定を阻害する要因となっています。

第4に、企業の負債過多から派生する問題として、金融上の担保不足が一般化しているという点であります。これを補完するために、中小企業金融を始めとする各種金融上の信用補完制度の拡充が切実に要請されています。

第5に、わが國の産業と企業は果敢な合理化によって、生産性の向上と原価の節減をなしとげなければなりません。企業の合併、系列化、既存施設の補修、改替拡張、そして技術の革新なくして國際競争力の強化は到底期待し難いのであります。

最後に、最近みられる民間投資と雇傭增加の鈍化傾向は、私の特別な関心を引いております。持続的経済成長の必須条件は、活発な民間投資活動であるだけに、剩余状態にある人的、物的資源を吸収する民間投資を刺激しなければならない非常に緊要な時期に立ち到了ったと信じます。

国民のみなさん！

私は、以上のようないくつかの経済問題を果敢、迅速に解決するに当って、対策の緊急性、施策の性質と実効の必要上、やむを得ず憲法第73条による大統領の緊急命令として、次の要綱の措置をとることにしました。（要綱は省略、別項参照）

企業人のみなさん！

私は以上のような措置をとるに際して、すべての企業人は、政府の意図と國民の与望がどこにあるかを深く省察し、正しい企業家精神を發揮し、この措置の実効を認め得るように先頭に立つことを促求します。政府が莫大な財政負担を冒して企業を支援する理由は、企業の利益

だけを保障しようとするところにあるのではありません。企業がまさに生産と雇傭、そして所得を創出する主体であり、企業の堅実な成長なくして経済の発展と国民生活の向上も期待し得ないために、このような緊急措置を取ることになったという根本趣旨を肝に銘じなければなりません。換言すれば、この措置は、企業人とか勤労者といわず、全国民がそれぞれ誠実に努力すれば適正な報酬を得られ、安定した生きがいのある生活を営むことができるようにするための措置なのであります。

一方、私は、この措置の成否はすべて企業人の努力と姿勢如何にかかっているという点を重ねて強調しておきたいと思います。

企業人が生産性の向上と原価の節減に最善の努力を傾け、企業人としての正しい企業家精神を実践に移して初めてこの措置はその実効を認められるし、國民もこの措置の根本目的を理解し、また積極的に協調するものと信じます。

私は、今度の緊急措置がわが国企業の体質を改善し、併せてわが國經濟の安定と持続的成長に大きく寄与することによって國民生活をより高い水準に向上させるひとつの転機となることを確信し、國民各位の積極的参与と協調を願うものであります。

1972年8月2日

大統領 朴正熙

4. 第2回韓米安保協議会議の共同声明（全文） (1972年8月27日発表)

1. 1971年2月6日の大韓民国と米合衆国両政府間の合意に基づき、そして1971年7月ソウルでの1971年年次安保協議会議で合意した如く、大韓民国と米合衆国間の年次安保協議会議が1972年6月26日と27日の両日間、コロラド州コロラドスプリングスで開催された。

劉載興国防長官とメルヴィン・R・レアード国防長官、そして両国政府の外務・国防高位官吏達がこの会議に参席した。劉国防長官はレアード長官の招請で米国の国防および産業施設を視察した。

2. 双方は、特に両国の安全保障に影響を及ぼす諸問題を包含したアジア太平洋地域情勢全般を広範囲に検討した。双方は大韓民国に対する軍事的脅威の性格を分析し、そのような脅威に対する防衛の全般的能力を評価した。

これと関連して、劉長官は、北韓共産主義者達が昨年度会議以降、さらに一層攻撃用装備を導入し、非武装地帯を要塞化することによって、かれらの軍事力を増強する一方、かれらの実際の底意を隠蔽するため偽裝された平和宣伝を展開していることを詳細に説明した。

3. 双方は、北韓の軍事力が引き続き大韓民国に対する

重大な脅威を加えていることに留意した。両側代表団は、大韓民国を防衛する軍事力が、韓半島における戦争に対する効果的抑止力を提供するに充分な水準と警戒態勢下に維持されなければならないと決議した。

4. 双方は、両国間の強力な友好関係を再確認し、韓国と韓国軍がベトナム共産侵略を制止するため勇敢に戦って来たベトナムでも、このような協調関係が自由を増進してきたことに留意し、相互に尊敬と協同の紐帶関係を維持し、さらに発展させることを決議した。双方は、両国が韓半島の安全保障に影響を及ぼす諸問題に関して緊密に協議し、アジアの平和と発展のため共同努力を継続することに合意した。

5. レアード長官は、ニクソン大統領の北京とモスクワ訪問に言及し、この訪問が、アジアと全世界の平和の展望に貢献することになろうとの希望を表明した。大韓民国が提唱した赤十字会談での進展に留意し、また、レアード長官は、韓半島における平和への障害物を除去するため、朴大統領が提示した建設的諸提案に言及した。

両代表団は、大韓民国と米国が韓半島における緊張緩和を模索していることに留意し、北韓が武力によって韓国を統一しようとする如何なる策動をも放棄することによって、行動でこれを表示せよとの希望を表明した。

6. 双方は、1971年2月6日付共同声明で両政府間に合意をみた韓国軍現代化計画の達成のための進展状況を検討した。

両代表は、現代化計画の順調な履行が韓国安全保障のため緊要であり、ニクソン・ドクトリンで表示した力と協同の概念に合致しているとの意見を共にした。これに関連して、レアード長官は、韓国の防空のための援助を含む適切にして相当な水準の軍事援助が必要であることを認めた。

7. 双方は、海上による北韓スパイの侵透を防止し、海軍戦闘能力を増強する韓国政府を援助するため、PG艦（哨戒艇）3隻を購入する対外軍事販売借款資金を提供することに関する諒解覚書に署名した。

8. 劉長官は、防衛産業を育成し郷土予備軍を維持することによって自主国防態勢を強化している韓国政府と国民の努力を説明した。

レアード長官は、防衛分野における自立を達成しようとする韓国政府の諸努力に対し、米国政府の強力な関心を表明した。

双方は、諸防衛産業において達成した進展に満足を表明、レアード長官は、その他防衛産業に対しても援助提供を考慮することに同意した。劉長官は、韓国国防科学研究所（ADD）が鳴望裡に開設されたことに満足し、

レアード長官は、米国がこの分野において適切な援助を提供するだろうと言明した。

9. レアード長官は劉長官に、韓国に対する武力攻撃がある場合、相互防衛条約に依拠して、迅速にして効果的な援助を提供するという米国の用意と決意を再確認した。

10. 双方は、次期年次安保協議会議は、韓国政府が1973年韓国で主催することに合意した。

11. 劉国防長官は、レアード国防長官と米国代表団の好意と歓待、そして、この度の会議を成功に導いた米国空軍士官学校の立派な準備に対して深甚の謝意を表明した。

（『東亜日報』 6月28日）

5. 朴正熙大統領の1973年度施政演説（要旨）

（1972年9月2日国会で金鍾泌総理代読）

今日の国際情勢は激動と変化を重ね、世界秩序は米ソ中心のいわゆる両極体制から、中共の登場と日本の繁栄を契機として、まさに多極体制へと移行している。国連では、一部の国がわれわれの自主的南北間の対話を逆用して、国連軍の撤収とアンカーアーク（国連韓国統一復興委員団）の解体等を画策しており、米国はアジアにおける非米国化政策をより一層具体的に実践に移し、ベトナムの早期解決を急いでいる。

このように、わが韓半島を巡るアジア情勢、特に東北アジア情勢は急激に変貌を遂げており、われわれはこのような変化に決して無心に傍観してはいられない。

一方、過去1年間の国内情勢も国際情勢に劣らぬ大きな変化があった。この変化の本質は、一言にしていえば、7月4日の南北共同声明と南北赤十字会談を契機として、南北間に対話の道を拓くことによって新しい民族史の序章を整えたものであって、この南北対話を、さらに幅広く推進するためのわが体制の内実化を達成したことであった。

過去1年間の内実化作業は、まさにわれわれの念願である祖国の平和的統一を自由民主体制下に達成するための基礎作業であった。この内実化作業はまだ不充分であり、これから先も引き続き強力に推し進めるべきである。

〔統一政策〕 われわれが分断された祖国を民主的方式で平和統一すべきであるとの原則には、何らの変化もなく、これを引き続き貫徹していくつもりである。

赤十字会談は、離散家族の人間的苦痛を癒すための人道的見地から始められたのであるが、さらに一步を進めて、平和統一の糸口を見出せるかもしれないという希望のうちに推進されている。7.4共同声明もまた、北韓の戦争挑発を防止し、敵対と不信の障壁を開くことに

よって、南北間の対話を通じ、平和統一の道を模索するところにその目的がある。われわれはこれから、この2つの南北対話を誠実に根気よく推進して、祖国の平和統一を願う民族の念願を達成すべく最善を尽くすであろう。

このような統一への努力を強固に支えるために、国民は一丸となってあらゆる分野で國力培養に努力し、民主体制が共産体制より優秀であることを明白に誇示しなければならない。また、国連外交の効率化、対中立国外交の強化、イデオロギーを超えたすべての非敵対国家との関係改善を促求することによって、平和統一のための国際環境をわれわれに有利に調整していくであろう。

〔外交政策〕 政府は外交の基本目標を、①安保外交、②経済外交、③統一外交と定め、急変する周囲の情勢を銳意注視しながら、われわれの国家利益を最大限に伸長追求し得る柔軟性と自主的な実利外交を展開していくつもりである。

わが国安全保障の基本は、強力な自主国防力の強化と韓米防衛条約を主軸とする韓米共同防衛体制の効果的維持発展にある。従って、韓米間の紐帯を互恵平等の立場でさらに強化するよう効果的な対米外交を展開し、アンカーアークおよび国連軍の駐留も、引き続き可能のように努力する。

中立国との政治、通商、文化交流の拡大はいうにおよばず、非敵性共産国家とも通商交流から次第にその接触の幅を広げていく。

日本の中共接近と対北韓態度を銳意注視しながら、韓日間の善隣友好関係をさらに篤くし、相互間の諸協力関係を一層強化するであろう。

〔国防政策〕 国防政策の基本は、鉄壁のような防衛力を維持することにある。前後方の軍事施設を補強し、軍装備の現代化を継続推進、万全の防衛態勢を備えることが重要である。

軍の精鋭化には軍紀確立、処遇改善による士氣の高揚、実戦主義の訓練等精神的能力の強化と物的防衛能力の蓄積に最善を尽くす。防衛産業の育成、戦時勤員体制の整備、緊要物資の備蓄と戦術教練、国防科学技術の研究開発、郷土予備軍の戦力化と学徒軍事訓練の充実、兵務行政の改善、総力戦能力の培養等は、軍の精神的物的防衛能力の強化に是非とも必要である。

この一連の国防政策は、今まで推進してきた総力安保と自主国防態勢の内実をさらに堅固にする道であり、さらに戦争を未然に防止し、祖国の平和統一を促進させる道であると確信する。

〔経済政策〕 1973年度の経済政策の基本を、①安定基盤のうえでの持続的成長、②農漁村の画期的開発、

③輸出増加による国際収支改善、④重化学工業の振興と社会間接資本の拡充におき、「経済の安定と成長に関する緊急命令」に伴う経済の合理化運動を大々的に展開していきたい。

いうまでもなく、わが国経済の高度成長には一部副作用が現われたことも事実である。今後は、この副作用をより果敢に是正し、国民経済の向上のため安定基盤をより堅固に築いていくことになろう。

物価はその上昇率を年3%程度に安定させ、為替レートは1ドル400ウォンの水準に維持、公共料金の引上げは許可しない方針である。健全な財政運用と適正な通貨供給を堅持する一方、公正取引法を改正し価格操作行為を根絶する。

今後、新しい村運動をさらに3、4年間継続すれば、わが国農漁村は近代化されるものと確信する。来年も引き続き、増産と所得増大に直結する新しい村運動を積極的に推進したい。

高米価が物価上昇の要因となったことも疑いのない事実である。農漁民の所得を増大させ都市農村間の所得均衡化を促進し、物価に大きく刺激を与えない程度に適正な穀価政策を引き続き維持していきたい。価格予示制による農産物の計画生産と流通構造の改善に力を注ぐつもりである。

不要不急の輸入を継続抑制し、産業構造の改編を促進、来年は22億ドルの輸出目標を達成したい。

来年7月には、103万トン規模の第1段階総合製鉄施設を完工させ、鉄鋼材の国内需要の90%を供給し得るようにしたい。高速道路建設においては、湖南および南海岸線を完工させ、ソウル・江陵間高速道路の建設を引き続き推進する。

エネルギー源の開発は電力、石炭、石油3者間のバランスとのれた総合エネルギー対策と開発を図る。

政府は、国民経済の合理化運動を強力に推進することになろう。私は、今後わが国企業人達が経営合理化と国民経済の安定にどれだけ寄与し、自ら経済の合理化運動の先頭に立ってその社会的使命にどれだけ忠実であるかを銳く見守るつもりである。

〔社会福祉政策〕 社会保障政策の拡大と労働力の開発、勤労者の福利増進などの労働政策を強化し、各種疾病の予防と国民保健の増進、生活環境施設の整備と社会救療事業を継続拡充していく。

〔教育政策〕 教育政策の指標を、大韓民国国民としての矜持と責任を全うし得る人間を育成することにおきたい。従って、国民教育憲章の理念を基調として国家に忠誠であり、社会に貢献し、国民としての責任と義務を尽すことのできる価値観の確立が教育の基本となねばならない。

政府は、新しい村教育の実施、安保教育体制の確立、国家観確立のための国民教育、科学技術の生活化教育、民主体制の優越性を維持するための勝共教育に重点をおく。

〔文化芸術政策〕 わが国の今日の文化芸術は、困難を克服し国民総和を具現するのに先導的役割を担当しなければならない。ここに、文化芸術活動の価値と意義を見出すべきである。民族思想と主体意識を基盤とする新しい村運動を体系化した新しい民族文化を創造する一方、文化芸術人口の底辺を拡大する文芸中興運動を展開していく。

〔新年度予算案〕 議員のみなさん！ 新年度予算案の主要特徴は、第1に国民の負担を軽減する緊縮予算であり、第2は自立的防衛態勢をより確固たるものにし、第3は財政の硬直性を緩和し、第4に経済安定のための予算であり、第5は投融資の配分を効率化し、第6は重工業および精密機械工業を育成、工業構造の高度化に拍車を加える予算である。

以上の他に、政府の24個特別会計予算規模は6258億ウォンで、現年度に比して362億ウォンの増加である。

現在、われわれに要請されていることは、なによりもわが国力を引き続き培養してゆき、国民総和を堅固にしうる内部体制の果敢な整備である。民族の底力と団結した力を、新しい南北競争の広場で今一度遺憾なく發揮しなければならない。

(『東亜日報』9月2日)

6. 第6回韓日定期閣僚会議の共同声明（要旨）

(1972年9月6日、ソウルで発表)

〔南北韓関係〕 韓国側は離散家族の相互訪問および再会のための赤十字会談の開催と、1972年7月4日に発表された南北共同声明に言及、朝鮮半島の緊張緩和のための韓国政府の努力とイニシアチブに対して説明し、日本側は、そのような努力とイニシアチブを高く評価し、歓迎した。

両国の閣僚は、朝鮮半島の緊張緩和がアジア地域の平和に寄与するところ大であるとの点で意見を同じくし、朝鮮半島における緊張緩和努力が成功裡に結実され、早い時期に朝鮮半島の平和的統一が達成されるように希望した。

〔在日僑胞の地位に関する問題〕 両国の閣僚は、在日韓国人の福祉増進に関して、今後外交経路を通ずるか、または必要に応じてその他の方法により適切な会合をもつことで意見が一致した。

韓国側は、在日韓国人信用組合の昇格問題に関して、

日本側の好意的配慮を要請したのに対し、日本側はいろいろな問題があるが検討すると約束した。特に、在日韓国人信用組合による日本政府関係金融機関の代理業務取扱に関して、日本側は差別をしないという原則の下に前向きに検討することを約束した。

〔貿易逆調の改善〕 (1) 両国の閣僚は、長期的にみた両国間の健全な経済関係を今後一層増進させるために、通商関係の拡大均衡が緊要であること、両国における不均衡は正をさらに一層推進することが両国の経済関係の増進にとって重要な課題であることを再認識し、今後も可能な方法でこれを解決すべく努力すべきであることに合意した。

(2) 韓国側は、いまだ両国間の貿易不均衡が続いているおり、これは韓日両国経済関係の増進に大きな障害となる怖れがあることを指摘、両国間のなお一層の関係改善のためには、不均衡の是正を早急に考究すべきであると主張、このための方案として、第9回韓日貿易会談で韓国側が要請した輸入自由化、対日輸出関心品目の関税引下げ、加工再輸入品原資材分関税减免制度の適用対象品目拡大、および特恵関税制度改善が積極的に推進されることを要望した。

韓国側は、第5回韓日定期閣僚会議で合意した政府および民間専門家で構成される通商振興調査団の日本側からの派遣を早急に実現させよう要望すると同時に、その調査結果が、日本民間企業の対韓投資に対する指針として活用されることを期待すると述べた。

(3) 日本側は、両国の経済関係は貿易面、資本協力面のあらゆる分野において緊密度を深めていると同時に、最近両国間の貿易不均衡は正が進展していることを指摘するとともに、日本政府は、輸入自由化および関税引下げを漸次「グローバル・ベース」で推進していくことを基本方針としており、その際に関税引下げについての韓国側の要請を反映するように努力し、可能なものから、継続して前向きに検討すると述べた。

また、特恵問題に関しては、他の主要先進国と協調しながら特恵スキムの実質的改善をすることになろうし、必要な検討を推進する意図をもっているので、その際に、シーリング方式の改善等に関して韓国側の要望に留意して検討すると述べた。

また、加工再輸入品原資材関税减免制度の対象品目拡大に関しては、一部の韓国側関心品目に対して品目を追加すると述べた。

日本側は、通商振興調査団の早期派遣を約束とともに、調査項目に関しては十分に韓国側の要望に沿うよう特別に留意すると述べた。

(4) 韓国側は、両国間の貿易不均衡は正が国際分業の

原則にもとづく分業体制の促進によって実現されるという面を強調し、その具体的な方案として貿易面における諸措置とともに、輸出振興の見地から、日本の民間企業による対韓投資促進を図るために韓国内に企業誘致協議会を設置する意向を示し、日本側の協力を要請した。

(5) 日本側は、最近、日本民間企業の対韓投資が引き続き増大していることを考慮し、民間ベースの対韓投資調査団の派遣、民間機関による投資斡旋事業等の相互提携関係の活性化が望ましいと述べた。

韓国側が述べた企業誘致協議会が日本民間企業の対韓投資の円滑化に寄与することを期待し、その運営に対し、民間機関を通じた協力を促進するよう努力すると述べた。

〔工業所有権問題〕 両国閣僚は、工業所有権の相互保護が必要であると認め、特許権および実用新案権に関する協定を1972年中に締結し、1974年1月1日にこれを適用するとの原則に合意、直ちに必要な交渉を行なうことによるとの一致をみた。

〔セマウル運動支援〕 (1) 韓国側は、勤勉、自助、協同を精神的基盤とし、農業生産基盤の造成、農業生産性の向上、および農漁村環境の改善を目標とするセマウル(新しい村)運動が、1971年末頃から高まり、現在は全国的に広がっていること、この運動は豊かで住みよい農漁村を造り上げ、農林水産部門とその他部門との格差を縮小し、均衡のとれた経済発展を図るものであることを説明した。

日本側は、セマウル運動に関する韓国側の説明に深い関心を寄せ、農林水産部門の開発が韓国経済の安定的成長のために極めて重要な政策課題であることを理解すると述べた。

(2) 韓国側は、前項で言及したセマウル事業の成功を確保するために、農業指導者が新しい状況に応ずる見識と技術を体験することの重要性を認識、全国の模範的指導者を選抜して日本農村に派遣する農村視察研修計画を実施することを提示して、日本側の協力を要請した。

日本側は、韓国農業指導者の農村視察研修計画の意義を認め、1973年度に100名内外の韓国農業指導者を受入れるための必要な協力をすると用意があると述べた。

〔農水産関係〕 両国の閣僚は、農水産物の貿易拡大に対して深い関心を表明、韓国側は、農林水産物の輸出増大が貿易均衡に寄与するのはいうにおよばず、特に韓国においては農漁民の所得増大に大きな意義があると指摘するとともに、第9回韓日貿易会談において韓国側が要望した特恵関税品目、および輸入自由化品目の拡大、水産物の輸入クォータ拡大と一部農林水産物の関税引下げに関して、これら事項の早期実現を期するよう日

本側のより一層の努力を要請した。

日本側は、韓国側の上記指摘に対して理解を表明すると同時に、今後の貿易拡大のための措置に対しては、國內的に困難な諸事情があるが、韓国側の要望に留意し、関税引下げについて可能なものから前向きに継続検討すると言及した。

〔海運関係〕 両国の閣僚は、両国間の海運活動における秩序維持と協調を推進するために、海運協定を締結すると同時に、日本が韓国に対し、5000万ドル程度を限度とする船舶のための輸出信用を供与するという前回定期閣僚会議での合意を再確認し、これを早急に実施するため本年10月中旬に実務者会談を開催することに合意した。

〔観光開発問題〕 韓国側は、第5回韓日定期閣僚会議の合意にもとづいて派遣された済州島観光開発調査団の報告書を参考にして、済州島総合観光開発計画を作成していると説明、日本側は同開発計画に関する日本側の評価と検討のための調査団派遣を約束した。

〔財政借款供与問題〕 韓国側は、第5回韓日定期閣僚会議の共同声明第16項にもとづき、第3次経済開発5カ年計画の内容とその実施のための諸措置を調査する目的で、日本政府調査団が本年1月に韓国へ派遣されたことを評価し、また、同計画の農林水産部門外のプロジェクトとして浦項総合製鉄所の拡充計画に対し、1億3500万ドルの長期低利の資金協力を要請するとともに、通信施設拡張計画、輸出産業育成計画、およびソウル地下鉄第2、第3号線建設計画のための資金協力を日本側に要請した。

韓国側はまた、同声明第17項のセマウル運動に言及するとともに、第5回韓日定期閣僚会議共同声明第17項および第19項を想起、農林水産業の生産性向上と所得増大を目的として作成された農業生産基盤造成拡大、農漁村投資計画中の水利施設拡充、流域総合開発、主産田地総合開発、耕地整理と農業機械化、流通構造改善と処理加工施設拡充、農漁村の電話および保健診療施設拡充等の8部門におけるプロジェクトに対し、4年間に合計約10億ドルの長期低利の資金協力を要請した。

また韓国側は、1971年中の国際経済情勢の変化によって生じた韓国の輸出不振、およびウォン貨の為替レート引下げを予想した輸入急増等を原因とする經常収支赤字幅に対応する目的で、1972年7月日本側から供与された円借款154億円（5000万ドル）に統いて、さらに日本側の資金協力を要請した。

韓国側は以上の要請をするに当たって、日本からの協力が、第3次経済開発5カ年計画の目標である韓国経済の自立達成に寄与するところ甚大であるとの認識に立

ち、同計画が終了する時期には、韓日経済協力は民間ベースの協力を主体とする段階へ移ることになろうとの確信を表明した。

日本側は、第3次経済開発5カ年計画の農林水産部門以外のプロジェクトに対する協力として、浦項総合製鉄所拡充計画に対し、その実施に協力の意向を表明し、協力の具体的範囲と内容に関しては調査団を派遣した後に検討すること、また通信施設拡張計画および輸出産業育成計画のためには、それぞれ62億円（2000万ドル）までの円借款が供給されるよう協力すると述べた。

日本側は、ソウル地下鉄建設設計画に関しては、第1号線工事の完成後に検討すると述べた。

また日本側は、第3次経済開発5カ年計画の農林水産部門に対する協力の一環として、流域総合開発、水利施設拡充等農業基盤の整備等に関するプロジェクトに対し、更に調査したうえ、日本からの経済協力に適当な範囲で前向きに協力する意図を確認し、挿橋川流域総合開発計画、界化島総合開発計画を初め適格なプロジェクトに対しては、246億円（8000万ドル）までの円借款を供与されるよう協力すると述べた。同時に日本側は、日本農業視察研修計画の実施について必要な協力をする用意があると述べた。

また日本側は、1971年の国際経済情勢の変化によって韓国の国際収支が短期的に影響を受けていることに特に留意し、154億円（5000万ドル）までの円借款が供与されるよう協力すると述べた。

日本側は、韓国経済の自立が迅速に達成されることを希望し、第3次経済開発5カ年計画が終了する時期においては、韓日経済協力が民間ベースの協力段階へ移ることになるとの韓国側の確信の表明に留意した。

（『朝鮮日報』9月7日）

7. 朴正熙大統領特別宣言（10月維新）（全文）

（1972年10月17日 発表）

親愛なる国民のみなさん、

私は、祖国の平和と統一と繁栄を希求する国民すべての切実な念願に応えて、わが民族史の前途を栄誉に満ちた方向へ開拓していくため、私の重大な決心を国民のみなさんの前に明らかにするものであります。

いま、われわれを取り巻く国際情勢は激しい変化を起こしつつあります。

私は、人類の平和と繁栄のため緊張緩和の流れに肯定的姿勢で臨まなければならぬと、すでに早くから、明らかにしてきました。しかし、緊張緩和の本質は、未だ列強のもう1つの新しい問題解決方式に過ぎず、この地域では不幸にも緊張緩和がまだ定着していないと私は見

ております。それゆえ、緊張緩和という名のもとに、いわゆる列強が第3国または中小国家を祭壇の犠牲に供するしぶしぶあり得る点を、われわれは警戒しなければなりません。

いま、わが韓半島をめぐる列強の既存の勢力均衡関係には大きな変化が生じています。

私は、この変化が、わが国安全保障に直接的または間接的に危険な影響を及ぼすものとみております。なぜなら、このような変化は、直ちにアジアの既存秩序を逆転させるものであり、今までアジアの平和を維持してきた安保体制そのものを変質させる大きな脅威を内包しているからであります。誰もが、この地域で再び戦争が再発しないと断言し得ないのが、実にわれわれの率直な現況なのであります。

国際情勢が斯様であるとするならば、昨今の変化は、確かに歴史上いかなる時代よりも明らかに、われわれの運命はわれわれ自らの力で守り開拓していくしかなければならぬことを厳粛に教えてくれています。

このような状況下において、戦禍の再発を未然に防ぎ、平和な祖国統一の道を模索するため、27年間の長い不信と断絶の障壁を開いて、1つの民族として南北間の対話を始めたのであります。この対話は、われわれが今まで追求してきた基本政策を根本的に変えようとするものでは決してありません。むしろ、われわれが長い間追求してきた平和統一と繁栄の基盤を、より堅固にしていくとする民族的決意の再確認なのであります。

今から2年前、1970年8月15日、わたくしは、光復節第25周年慶祝辞を通じて、祖国の平和統一のための基盤造成と関連して北韓当局者達に武力と暴力の放棄を要求し、南と北がそれぞれ平和と繁栄のため善意の競争をしようと提議しました。それから2年の日時が過ぎた今日、南北間には多くの事態の進展がありました。

今年の5月2日、李厚洛中央情報部長が私の意を体し平壌を訪問、北韓の最高当局者達と会い、祖国の平和統一方案を含む南北間の懸案問題に関して互いに意見を交換したのち、去る7月4日には、歴史的な南北共同声明がソウルと平壌で同時に発表されました。

南北赤十字会談は、わが大韓赤十字社の提議によって、予備会談が昨年9月20日から板門店で開幕され、今年8月11日その終結があり、本会談を平壌とソウルで開催、第3次本会談が今年10月24日に平壌で、第4次本会談が11月にソウルで、引き続き開かれることになっていました。

今や、南北間には、南北調節委員会と南北赤十字会談という次元の異なる2つの対話の道が整えられました。しかし、この対話について、違憲だとかいう法律的また

は政治的論議がなくはないのであります。

親愛なる国民のみなさん、

南北間のこの対話は、離散した家族を探したいという1000万同胞の対話であり、戦争の惨禍を防止し祖国を平和的に統一したいという5000万民族の対話であります。

われわれは、祖国の大地に再び同族相争う悲劇的な銃声が起らないようにしなければなりません。1000万の離散家族はいっときも早く再結合されなければなりません。分断された祖国は何としても平和的に統一されなければなりません。これらのこととは、わが民族の矜持と名誉のため当然成就されなければならないが民族の大課業であります。この民族の課題を成就するには、たとえ、理念と体制を異にするといえども、われわれは北韓共産主義者達と対話を継続しなければならない、というのが私の所信であります。

韓半島の平和、離散家族の再結合、祖国の平和統一、これらのすべてが、民族の要求に応えた南北の誠実な対話を通じてのみなし遂げられる、眞の民族中興の偉大な基礎作業であり、民族雄飛の大設計であると信じます。

しかし、国民のみなさん、

われわれの周辺には、いまだ無秩序と非能率が大手を振って闊歩しており、政界は派閥争いと政略の葛藤から容易に抜け切っておりません。そればかりでなく、このような民族の大課題をも一片の政略的論議の種にしようとする傾向すらあります。かくも民族的使命感を忘却した無責任な政党とその政略の犠牲物になってきた代議機構に対して、はたして誰が、民族の念願である平和統一の成就を期待し、南北対話を真に支援するだろうと信ずることができましょうか。

われわれはいま、国際情勢の厳しい挑戦を克服しながら、南北対話をより積極的に果敢に推進しなければならない重大な時点に立っています。この時点において、われわれにもっとも緊要なことは、透徹した英知と不退転の勇気と鉄のような団結であり、これを活力素とすることによって、困難ではあるが貴重な南北対話をさらに強力に支援し、急変する周辺情勢に能動的に対応しうるあらゆる体制を早急に整備することであると信じます。

われわれの憲法と各種法令、そして現体制は、東西両極体制下の冷戦時代につくられたものであり、いわんや南北の対話など全く予想だに出来なかつた時期のもので、今日のような局面に処しては、当然これに適応し得る新しい体制へ一大総合的改革がなければなりません。

国民のみなさん、

一大改革の不可避性を念頭に置き、われわれの政治現実を直視するとき、私は、正常な方法では到底このような改革をすることができないと判断を下すようになります。

した。むしろ、正常な方法で改革を試みるならば、混乱のみ一層甚だしくなるばかりでなく、南北対話を支援し急変する周辺情勢に対応していく上に、なんらの助けにもならないと信じたからであります。したがって、私は国民的正当性を代表する大統領として、私に賦与された歴史的使命に忠実であるためには、やむをえず正常的でない非常措置をもって南北対話の積極的展開と周辺情勢の急変する事態に対処するため、わが実情に適合した体制改革を断行しなければならぬと決心するに至りました。

私は、このような決心を国民のみなさんに率直に知らせ、私の心情に対する深い理解を求めようとするものであります。このたびの非常措置は決して一政権の立場からでなく、国権を守護し、思想と理念を超越した誠実な対話を通じて戦争再発の危険を未然に防ぎ、ひいては5000万民族の栄光ある統一と中興を成就しようとする、実にわが民族の運命とも直結する不可避な措置であると確信します。

ここに私は、平和統一という民族の念願を具現化するため、わが民族陣営の大同団結を促しながら、今日の歴史的課題を強力に支援する一大民族主体勢力の形成を促す大転機をつくるため、次のような、約2カ月間憲法の一部条項の効力を停止させる非常措置を国民の前に宣布するものであります。

① 1972年10月17日の19時を期して国会を解散し、政党および政治活動の中止等現行憲法の一部条項の効力を停止させる。

② 一部効力の停止された憲法条項の機能は非常國務會議によって遂行され、非常國務會議の機能は現行憲法の國務會議が遂行する。

③ 非常國務會議は、1972年10月17日までに、祖国の平和統一を志向する憲法改正案を公告し、これを公告した日から1カ月以内に国民投票に付し確定させる。

④ 憲法改正案が確定されれば、改正された憲法の規定にしたがい、遅くとも本年末以前に憲政秩序を正常化させる。

親愛なる国民のみなさん、

私は、以上のような非常措置を国民のみなさんに宣布するに当って、この国の自由民主主義をさらに健全にして充実したそして能率的なものに育成、発展させるという私の確固たる信念を明らかにするものであります。

われわれは、自由民主体制よりもすぐれた制度をいまだ知りません。しかし、いかに立派な制度であっても、これを守っていく能力がないときは、この民主体制ほど脆弱な体制もまたありません。私はいま、わが民主体制それ自体を守り、さらに発展させることのできる活力を

を吹きこみ、これを基礎に南北の対話を堅く支援することによって、平和統一と繁栄の基盤を造り上げるべくこの改革を断行するものであります。

祖国の統一と繁栄を願うその心をもって全国民が一心同体となり、この非常措置を支持してくれるものと信ずるがゆえに、私は前述した諸改革が公約した日時内にすべて順調に完結されるものと信じてやみません。しかし、万一国民のみなさんが憲法改正案に賛成しないならば、私はこれを南北対話を望まないという国民の意見表示と受取り、祖国統一に対する新しい方策を模索することをあわせて明らかにしておきます。

このたびの非常措置は、根本的にその目的が制度の改革にあります。したがって、国民の日常生活と活動にはなんらの支障も変動もないことを明確にしておきます。すべての公務員は、国民の公儀としての使命感を新たにして、それぞれの職責により一層忠実であるよう要請します。政府は国民の明朗な生活を保障するために、社会秩序確立に格別な関心を傾け、経済活動の自由もまた確固として保障するつもりです。セマウル（新しい村）運動を国家施策の最優先課業と定め、この運動を通じて、あらゆる不条理を自律的に是正する社会気風を涵養し、果敢な福祉均霑政策を具現していきます。政府の一切の対外公約は引続き遵守、履行され、特に外国人の投資は一層奨励され保証されることでしょう。

そして、今回の非常措置とともに改革が進行中であっても、韓半島の平和と民族の至上課題である平和統一のための南北対話は、引続き推進するというのが政府の立場であることをあわせて明らかにするものであります。

親愛なる国民のみなさん、

私は、このたびの非常措置の不可避性を再び強調しながら、今日の性急な論難や誹謗よりも、むしろ民族の悠久な将来を念頭に置き、明日の冷厳な批判を望むものであります。私個人は、祖国統一と民族中興の祭壇上にすべてを捧げて既に久しいのです。

私はいま、この特別宣言を発表しながら、ただひたすら民主制度の健全な発展と祖国統一の栄光の日を祈願しております、私のこの祈願はとりもなおさず国民すべての祈願であると信じております。

われわれすべてが一致団結して、この祈願の成就されるその日まで、力強く前進を続けましょう。そして統一祖国の栄光の中から、民主と繁栄の花を永遠に育て上げようではありませんか。

1972年10月17日

大統領 朴 正熙

8. 南北調節委員会の構成および運営に関する合議書 (全文)

(1972年11月4日、第2回南北調節委員会共同委員長会議で合意、発表)

(1) 南北調節委員会は、1972年7月4日付南北共同声明の合意事項を推進させ、南北間の関係を改善発展させ、各分野において協力してともに事業を行なう等の合意をみた祖国統一原則を基礎として、国の統一問題を解決することを目的とする。

(2) 南北調節委員会の機能は次の通り。

(イ) 合意した祖国統一原則を基礎として、国の自主的平和統一を実現する問題を協議、決定し、その実行を保障する。

(ロ) 南北の政党、社会団体および個別的人士の間の広範な政治的交流を実現する問題を協議、決定し、その実現を保障する。

(ハ) 南北間の経済、文化的および社会的交流と、協力してともに事業を為す等の問題を協議、決定し、その実行を保障する。

(ニ) 南北間の緊張状態を緩和し、軍事的衝突を防止し、軍事的対峙状態を解消する問題を協議、決定し、その実行を保障する。

(ホ) 対外活動において、南北が共同歩調をとり、単一民族としての民族的矜持を宣揚する問題を協議、決定し、その実行を保障する。

(3) 南北調節委員会は、次の通り構成する。

(イ) 南北調節委員会は、双方からそれぞれ共同委員長と副委員長各1名、幹事委員1名、委員2名で構成する。委員の数は必要に応じて増加することができる。共同委員長は李厚洛中央情報部長と金英柱組織指導部長が当たる。副委員長と幹事委員および委員は、長官または次官級とし、事前協議を経てそれぞれ双方の共同委員長が任命する。

(ロ) 南北調節委員会内に幹事会議を置く。幹事会議は、双方の共同委員長の委任により、南北調節委員会の休会期間に提起される諸問題等を協議、決定し、その実行を保障する。幹事会議は、双方幹事委員とそれぞれ幹事2名で構成する。

(ハ) 南北調節委員会内に政治、軍事、外交、経済、文化分科委員会を置く、各分科委員会は、南北調節委員会の事業が進捗するにつれて設置し、その機能と構成は双方の合意により別途に規定する。

(ニ) 南北調節委員会共同事務局を板門店に置く。共同事務局長は双方各1名を任命し、その下に必要な数の人員を置く。

(4) 南北調節委員会は次の通り運営する。

(イ) 南北調節委員会は、ソウルと平壤で交互に開くことを原則とし、必要に応じては板門店でも開くことができる。

(ロ) 南北調節委員会議は2~3ヶ月に1回、幹事会議は1ヶ月に1回開かれ、この他に双方の合意によって臨時会議で代替することができる。

(ハ) 南北調節委員会は公開会議または非公開会議とする。

(イ) 南北調節委員会会議と幹事会議では、双方の合意により必要な数の専門委員と共同事務局要員を参加させることができる。

(ロ) 南北調節委員会の最終合意は、双方共同委員長が合議文件に署名することによって成立し、合議書は双方の合意によって共同事務局を通じて同時に発表する。

(ハ) 南北調節委員会運営細則は別に規定する。

(5) この合議書は双方の合意により修正、補充することを得る。

(6) この合議書は双方が署名、交換した時から効力を有する。

1972年11月4日

平 壤

南北調節委員会ソウル側共同委員長 李厚洛（署名）

南北調節委員会平壤側共同委員長金英柱部長を代理して 朴成哲（署名）

（『朝鮮日報』11月5日）

9. 憲法改定の要点

10月27日、韓国政府は非常國務会議が議決、公告した全文12章126条付則11条からなる憲法改正案を発表し、ついで非常國務会議はこの改憲案に対する国民投票を11月21日に行なうことを決定、公告した。国民投票は11月21日、非常戒厳令下で実施され、憲法改正案は91%という圧倒的多数の賛成投票で承認された。

憲法改正案の公告と同時に発表された韓国政府の「憲法改正提案理由」によると、最近の國際情勢が冷戦時代から和解の時代へ、両極体制から多極体制へと変転激動しているなかで、異質的な体制を固持している同胞との対話を通じて、他律的に分断された祖国を平和的に統一するには、憲法を改正し、「南北の対話の展開を最大限支援できるよう国民の知恵と力量を総結集し、われわれの体制を効率的に整備強化することが緊急に要請される」としており、憲法改正案の特徴を次の通り提示していた。

① 祖国和平的統一という歴史的使命の完遂を指向する。

② 民主主義の韓国的土着化をはかる。

③ 国力の組織化、能率極大化を図り得るよう統治機構と関係制度を改革する。

④ 政治、経済、社会、文化等すべての面において安定を維持し、繁栄の基盤を強固にする。

⑤ 国民の基本権をわが国の実情に合致するよう最大限保障する。

⑥ 民族の活路を開拓することによって、国際社会におけるわが国の栄光を宣揚し、恒久的な世界平和に貢献することを確約する。

次に新憲法の要点をその条文にしたがって要約すると、次のようになる。

(1) 平和統一志向の明文化

まず、前文において、「祖国の平和的統一の歴史的使命に立脚して、自由民主的基本秩序をより強固にする新しい民主共和国を建設」とすると明記している。さらに、「祖国の平和的統一を推進するため」の国民的組織体であり、「祖国統一の神聖な使命をおびた国民の主権的受任機関」として「統一主体国民会議」(第3章)の設置を規定している。統一主体国民会議の代議員資格規定においても、「祖国の平和的統一のために國民主権を誠実に行使できる者でなければならない」とされている。また、大統領は「祖国の平和的統一のための誠実な義務を負」わねばならないし(第43条3項)、就任に際して行なう宣誓にも、「祖国の平和的統一のために」その職責を誠実に遂行するという句が加えられている(第46条)。また、付則第10条では地方自治体におかれるべき地方議会について、「祖国統一が実現するまで構成しない」と規定されるなど、祖国の平和的統一が憲法の条文に明文化され、憲法改正が祖国の平和的統一のために不可避であるという構成が整えられている。

(2) 統一主体国民会議の新設

改憲案の目立った特色に『統一主体国民会議』の設置がある。統一主体国民会議は、「祖国統一の神聖な使命をおびた国民の主権的受任機関」として国家機構の最高位に設置し、憲法においては国家機構に関する各章の最初である第3章に規定されている。同会議の権限は、大統領を選出する(第39条)ことであり、その選出は「討論なしに無記名投票」によって行なわれる。次に同会議は、大統領が統一に関する重要政策を決定または変更する場合、國論統一のために必要だと認める時には、それを審議に付し、在籍代議員過半数の賛成を得たその統一政策は、「国民の総意」とみなされる(第38条)。

また同会議は、大統領が一括推薦した国会議員定数の3分の1を一括選出する権限を有し(第40条)、国会で議決された憲法改正案を最終的に議決、確定する権限を有する(第41条)。

同会議の構成は、国民の直接選挙によって選出される代議員2,000人以上5,000人以下で構成され(第36条)、大統領がその議長となるが、選挙方法と組織・運営については別に法律で定められる(第36条、第42条)。

(3) 大統領の地位と権限

新憲法の主軸ともいべき、もっとも特徴的なことは、大統領の地位と権限を直接的、間接的に大きく強化していることである。

▶直接的な権限強化 大統領は、国家元首であり、行政権の首班であり、國軍を統帥し、戒厳宣布権限を有するという現行憲法の規定に加えて、新たに、國家の独立・領土の保全・國家の継続性と憲法を守護する責務が負わされ(第43条2項)、任期は現行4年から6年に延長され(第47条)、國家の重要な政策を国民投票に付して決定する権限(第49条)、国会を解散する権限(第59条)、国政全般にわたる、また國民の基本権を暫定的に停止することもできる緊急措置権(第53条)、憲法改正を発議し、直接国民投票に付する権限(第124条)等々、國家的指導の最高責任者としての性格が与えられた。これは、旧憲法にない大幅な権限強化である。さらに、前述のように大統領は、祖国平和統一への指導者という性格が与えられ、統一主体国民会議の議長として統一に関する重要政策を同会議の審議に付し、決定されれば「国民の総意」とみなされ、大統領が國民の総意の執行者となる(第36、38条)。

▶大統領の緊急措置権 前の憲法の第73条に規定されている緊急措置権を拡大強化した新憲法第53条の規定も、大統領の権限強化を端的に示す。

この緊急措置権は、内政、外交、国防、経済、財政、司法など国政全般にわたるものであり、國民の基本権の暫定的停止や政府・法院の権限に関し、特別な処置を取り得るという広範なものである(第53、54条)。

この緊急措置権の発効は、①天災・地変または重大な財政・経済上の危機に処した場合、②國家の安全保障、公共の安寧秩序が重大な脅威をうけたか、受けたおそれのある場合に発動され、その際危機に処している、脅威を受けている、受けたおそれがある等の判断はすべて大統領の自由裁量にかかっている。また、この緊急措置は司法的審査の対象とならず、緊急措置の原因が消滅すれば、大統領は遅滞なくこれを解除せねばならないが、その原因消滅の判断も大統領の自由裁量である。

この緊急措置権は、無制限なものでなく、大統領は遅滞なく国会に報告しなければならないが、国会がこの措置の解除を建議するには、従来の過半数出席、過半数賛成ではなく、在籍議員の過半数の賛成を要することとなり、国会の統制はそれだけ弱まっている(第53条)。

なお、戒厳宣布権も旧憲法より強化され、その解除を国会が建議するには、出席議員の過半数でなく在籍議員の過半数の賛成を必要とする（第54条）。

▶間接的権限強化 ①新憲法は、大法院に与えられていた違憲審査権をはずして新設の憲法委員会に与え、憲法委員は9名のうちの3分の1を大統領が直接指名で任命できる（第109条）。②国会の国務総理以下の公務員への弾劾訴追は、従来の国会在籍議員30名による発議を30分の1以上による発議へと改定、特に大統領への弾劾訴追は、従来の在籍議員過半数の賛成から在籍議員過半数の発議と在籍議員3分の2以上の賛成を要する（第99条）。③大統領が議長である統一主体国民会議は、国会議員定数の3分の1を大統領の一括推薦名簿を承認する形で選出し（第40条）、大統領の要求によって開かれる臨時国会は、大統領が定めた期限だけ、政府の提出した議案に限って処理する（第82条）。④政府の提訴に基づいて大法院が決定することになっている政党の解散は、政府の提訴に基づいて憲法委員会が決定することとなった（第7、109条）。⑤中央選挙管理委員会委員9人のうち、大統領指名によるもの2人を3人とし、中央選管委員長は委員の互選から大統領指名と改められた（第112条）。

（4）国民投票制の設定

新憲法は第1条2項に、国民主権の行使方法について「国民はその代表者または国民投票によって主権を行使する」と規定している。

国民投票の行なわれる場合としては次の2つがある。①第49条は、大統領が「必要であると認定した場合は国家の重要な政策」を国民投票に付することを得ると規定し、国民の直接的表決権を設定している。②また、憲法改正の手続の一つとして、大統領発議によるものは国民投票に付される（第124条）。

（5）政党国家的傾向の抑制

新憲法は政党を中心とする国家機関の構成を抑制している。大統領候補者および国会議員候補者は、すべて政党の公薦を受けねばならないと規定されていた旧憲法の条項は削除され、国会議員の無所属立候補が可能となった。

また、統一主体国民会議の代議員は政党に加入することができない（第37条3項）。「全国民の総意による国民的組織体」（第35条）である同会議の代議員は、国会議員および法定の公職を兼務することはできない。同会議が国会議員定数の3分の1を大統領推薦名簿を一括承認する形式で選出することも、政党制度に対する大幅な改革である。これにともない、従来の政党別比例による全国区国会議員制も当然廃止される。

（6）政府と国会との関係

新憲法は、政府と国会との関係において、相互けん制

と均衡の関係を保つことを企図しているものの、全体として、国会の権限は弱化している。国会は、従来通りに、国務総理および国務委員の解任決議を行なうことができ、国務総理、国務委員、および政府委員の国会出席と答弁を要求することができる（第96、97条）。新憲法は国務総理に対する解任決議があった場合、大統領は国務総理、国務委員全員を解任しなければならないという規定（第97条）、および大統領の国務総理任命は国会の同意を必要とする規定（第63条）を新設して議院内閣制の要素を導入した。しかし、国会に対する行政府の立場ははるかに強化された。大統領に対しては新たに国会解散権が与えられ（第59条）、国会議員の3分の1を、統一主体国民会議に推薦承認させて掌握することが可能となり（第40条）、大統領に対する弾劾訴追は、旧憲法と比べて困難となる。また、国務総理および国務委員に対して国会が出席を要求した場合、政府は他の国務委員または政府委員を代わりに出席させる便法をとることができ規定を新設した（第96条）。

さらに、国会は、大統領の要求によって、要求どおりの期間、議題に限って臨時国会を開かねばならず、定期国会の会期は90日以内に短縮され、会期合計が年間150日以内と制限された。

（7）法院（裁判所）の独立性低下

大法院（最高裁）が保持していた違憲審査権、および政党解散決定権は憲法委員会に移された。

大法院長の任命については、法官推薦会議の推举によるものを、国会の同意を得てそのまま大統領が任命することになっていたのを、大統領が国会の同意を得て任命することになった（第102条）。また、大法院長でない法官は、大法院判事会の議決を経て大法院長が任命していたのを、大法院長の推举により大統領が任命することになった（第102条2項）。

（8）憲法改正の手続

旧憲法では改正手続は、国会が発議するか、国会議員選挙権者50万人以上の賛成で発議することができるが、新憲法では、大統領または国会在籍議員過半数の賛成で発議される（第124条）。

改憲の確定については、旧憲法では国会在籍議員3分の2以上の賛成で国会議決を経て、国民投票に付されて確定する。新憲法では、①国会発議による改憲案は、国会在籍議員3分の2以上の賛成を得て統一主体国民会議に回付され、同会議在籍代議員過半数の賛成で最終的に議決、確定する（第41条）。②大統領発議による改憲案は直接国民投票に付され、国会議員選挙権者過半数の投票と、投票者過半数の賛成で確定される（第126条）。

主　要　統　計

- 第1表 人口と産業別就業者
 第2表 国民総生産と部門別成長率
 第3表 産業構造
 第4表 農家戸数・農家人口・耕地面積
 第5表 主要農業生産
 第6表 糧穀導入
 第7表 農家販売・購入価格指数
 第8表 産業生産活動の動向
 第9表 主要鉱工業生産

- 第10表 主要経営指標(製造業)
 第11表 物価と賃金水準
 第12表 中央政府歳入・歳出
 第13表 金融関係主要指標
 第14表 輸送
 第15表 輸出入
 第16表 対米ドル交換率
 第17表 外資導入
 第18表 國際収支

第1表 人口と産業別就業者

(単位 1,000人)

年 月	総 人 口 (推計)	14歳以上人口	経済活動人口	就 業 者	社会間接資本とその他サービス		
					農林漁業	鉱 工 業	社会間接資本とその他サービス
1966	29,193 ¹⁾	16,840	9,325	8,659	5,013	940	2,706
1967	29,784	17,169	9,504	8,914	4,924	1,138	2,852
1968	30,469	17,433	9,757	9,261	4,863	1,295	3,103
1969	31,139	17,579	9,818	9,347	4,798	1,335	3,214
1970	31,792	17,936	10,020	9,574	4,834	1,369	3,371
1971	32,429	18,369	10,165	9,708	4,709	1,375	3,624
1970. 12	32,056	18,083	8,569	8,131	2,894	1,562	3,675
1971. 3	32,216	18,158	9,518	8,998	4,086	1,464	3,448
6	32,376	18,316	11,429	11,060	6,363	1,178	3,519
9	32,581	18,483	11,005	10,598	5,451	1,393	3,754
12	32,743	18,515	8,706	8,175	2,934	1,466	3,775
1972. 3	...	18,549	9,932	9,291	4,509	1,413	3,369
6	...	18,620	11,825	11,419	6,812	1,226	3,381
9	...	18,802	11,244	10,839	5,720	1,452	3,667

(出所) 『韓国統計月報』 1972.11, 韓銀『統計月報』 1972.12

(注) 1) 1966.10.1 現在の人口センサス結果

第2表 国民総生産と部門別成長率

(1965年不变市場価格, 単位 %)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年 ¹⁾
國 民 総 生 産	13.4	8.9	13.3	15.9	8.9	9.8	9.2*
農 林 漁 業	11.0	-5.5	1.2	11.9	-0.8	3.1	3.3*
鉱 工 業	15.9	22.4	25.8	21.0	17.7	17.2	16.9*
社会間接資本その他サービス	14.8	15.4	15.9	15.6	9.9	9.1	8.9*

(出所) 『經濟統計年報』 1972, * 印は『ソウル經濟新聞』 1973.1.16 (1970年不变市場価格)

(注) 1) 暫定値

第3表 産業構造

(1965年不变市場価格、単位 %)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年 ¹⁾
国民総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0*
農林漁業	37.9	32.8	29.4	28.4	25.8	24.2	26.5*
鉱工業	19.8	22.3	24.8	25.9	28.0	29.9	24.4*
社会間接資本その他サービス	42.3	44.9	45.8	45.7	46.2	45.9	49.1*

(出所) 『経済統計年報』 1972, 韓銀『調査月報』 1972.10, * 印は『ソウル経済新聞』 1973.1.16 (1970年不变市場価格)

(注) 1) 暫定値

第4表 農家戸数・農家人口・耕地面積

(単位 戸数は1,000戸、人口は1,000人)

年	総戸数	農家戸数	構成比 (%)	総人口	農家人口	構成比 (%)
1966	5,118	2,540	49.6	29,208	15,781	54.0
1967	5,101	2,587	50.7	30,067	16,078	53.5
1968	5,234	2,579	49.3	30,747	15,908	51.7
1969	5,416	2,546	47.0	31,410	15,589	49.6
1970	5,864	2,488	42.4	31,469	14,432	45.9
1971

	耕地面積 (1,000町歩)			1戸当り農家人口 (人)	1戸当り耕地面積 (反)		
	計	水田	畠		計	水田	畠
1966	2,312	1,298	1,014	6.21	9.10	5.11	3.99
1967	2,331	1,301	1,030	6.22	9.01	5.03	3.98
1968	2,338	1,300	1,038	6.17	9.07	5.04	4.03
1969	2,330	1,294	1,037	6.12	9.15	5.08	4.07
1970	2,132	1,205	927	5.80	8.57	4.84	3.73
1971

(出所) 『農林統計年報』 1971

第5表 主要農業生産

(単位 1,000トン)

年	食糧穀物(精穀)						蔬菜	果実	特用作物	繭	韓牛飼育 (1,000頭)
	合計	米	麦類	雑穀	豆類	薯類					
1965	7,006	3,501	2,136	120	203	1,045	1,576	310	41	7.8	1,314
1966	7,568	3,919	2,375	107	195	972	1,717	331	57	9.6	1,290
1967	6,836	3,603	2,253	114	235	631	1,869	359	62	10.9	1,243
1968	6,857	3,195	2,453	162	288	759	2,150	392	67	16.6	1,194
1969	7,737	4,090	2,459	137	273	778	2,428	417	83	20.7	1,202
1970	7,476	3,939	2,352	124	277	783	2,520	423	73	21.4	1,271
1971	7,274	3,998	2,197	110	263	707

(出所) 『農林統計年報』 1971, 韓銀『調査月報』 1972.2

第6表 糜穀導入(精穀)

(単位 1,000トン)

米穀年度	合計	米	大麦	小麦	小麦粉	とうもろこし	大豆	その他
1965	669	—	106	441	55	—	—	67
1966	525	32	—	340	119	3	—	32
1967	1,100	113	—	874	35	29	29	21
1968	1,497	216	106	917	109	105	17	25
1969	2,336	755	67	1,173	143	174	24	—
1970	2,115	541	—	1,184	70	284	36	—
1971*	3,131	1,004	—	1,672	—	388	67	—
1972(計画)*	3,009	720	224	1,670	—	426	50	—

(出所)『農林統計年報』1971, *印は『ソウル経済新聞』1971.12.16

第7表 農家販売・購入価格指数

(1970年=100)

年	農家販売価格						農家購入価格			
	総指數	穀物	穀物以外	青果物	畜産物・繭	その他	総指數	農業用品	家計用品	農資料金
加重値	1000.0	523.9	476.1	123.1	287.2	65.8	1000.0	258.5	603.2	138.3
1967	63.5	64.5	62.0	44.7	66.6	64.8	65.8	64.0	72.7	53.8
1968	74.3	73.1	76.1	47.7	86.4	69.7	78.8	83.8	80.3	65.7
1969	84.8	88.9	78.5	55.2	84.6	83.8	86.8	89.1	87.6	80.5
1970	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1971	121.4	124.9	117.6	101.8	121.1	132.0	114.4	116.5	112.3	119.5
1972 ¹⁾	145.7	158.9	131.3	109.1	137.4	145.9	129.7	134.7	124.9	141.1

(出所)韓銀『統計月報』1972.12

(注) 1) 1月~10月の平均値

第8表 産業生産活動の動向

(1965年=100)

年	産業生産指數						中小製造業生産指數	建築許可面積	工業用
	総指數	鉱業	製造業	生産財	消費財	電力			
1966	122.3	109.2	124.2	128.1	120.6	119.6	118.4	115.8	140.2
1967	155.7	113.1	161.8	166.4	151.8	151.2	143.2	151.2	136.9
1968	203.0	103.3	217.9	233.8	194.9	185.4	156.0	198.2	197.3
1969	245.6	104.1	265.3	292.8	244.8	236.9	184.0	245.9	234.7
1970	286.6	120.1	309.3	334.4	275.5	282.1	203.6	277.1	233.4
1971	340.0	127.4	370.0	395.3	337.0	324.3	220.8	247.1	177.7
1972 ¹⁾	392.1	123.2	430.6	364.3	...	224.0	220.5

(出所)『韓國統計月報』1972.12, 韓銀資料

(注) 1) 暫定値, 建築許可面積は71年11月~72年10月の合計

第9表 主要鉱工業生産

年	小麦粉 100万袋 (22kg)	ビール 1000 K1	綿織物 100万m ²	純化織物 100万m ²	セーター 100万枚	合板 1000m ³	自動車タイヤ 1000本	尿素肥料 1000 t	板ガラス 1000箱	セメント 1000 t
1966	11.9	44.4	228.8	39.9	8.4	357	443	173	572	1,884
1967	26.0	54.3	250.2	41.9	22.3	437	486	318	558	2,441
1968	31.7	49.8	113.3	71.0	23.0	757	669	568	699	3,572
1969	37.8	63.7	191.7	96.5	28.5	978	877	664	835	4,826
1970	41.7	93.1	186.4	117.9	37.0	1,126	923	720	1,361	5,822
1971	49.0	117.8	230.5	110.1	49.1	1,375	1,046	669	1,873	6,872
1972 ¹⁾	53.3	82.8	164.9	175.3	60.0	1,352	842	554	1,422	5,181
年	鋼塊 1000 t	旋盤 台	ミシン 1000台	ラジオ 1000台	乗用車 1000台	プラスチック製品 1000 t	石油類 1000 K1	(ガソリン)	無煙炭 1000 t	発電 100万kWh
1966	224	1,622	74.7	806	3.3	15.2	1,872	(323)	11.6	3,886
1967	300	992	111.5	461	5.1	27.2	2,466	(438)	12.4	4,911
1968	372	3,424	112.4	315	11.3	45.1	4,602	(615)	10.2	6,000
1969	374	3,958	114.2	601	18.9	57.9	6,536	(765)	10.3	7,700
1970	481	4,248	107.5	897	13.1	109.4	9,187	(894)	12.4	9,167
1971	472	3,205	124.7	940	11.5	137.7	10,985	(1,034)	12.8	10,540
1972 ¹⁾	462	2,420	84.3	1,421	6.3	127.6	9,142	(760)	10.0	9,577

(出所) 韓銀『統計月報』1972.12

(注) 1) 1月～10月の合計

第10表 主要経営指標（製造業）

（単位 %）

年	資産			負債・資本					
	流動資産	固定資産	繰延資産	流動負債	固定負債	負債合計	自己資本	(大企業)	(中小企業)
1968	(50.26)	(47.10)	(2.64)	(45.27)	(27.73)	(73.00)	(27.00)	(26.32)	(37.08)
1969	(49.44)	(47.70)	(2.86)	(45.44)	(31.09)	(76.53)	(23.47)	(22.71)	(34.13)
	48.67	48.64	2.69	45.57	31.20	76.77	23.23	22.48	35.76
1970	49.17	47.55	3.28	44.68	32.86	77.54	22.46	22.05	35.51
	負債比率 (大企業)	(中小企業)	固定比率 (大企業)	(中小企業)		資本利益率	総資本回転率 (回)	売出額純利益率	
1968	(270.38)	(279.87)	(169.68)	(174.44)	(178.95)	(126.73)	(2.68)	(0.89)	(3.02)
1969	(325.98)	(340.12)	(193.00)	(203.22)	(211.31)	(127.16)	(2.01)	(0.82)	(2.43)
	330.36	344.98	179.60	209.31	217.75	122.35	1.82	0.80	2.27
1970	345.41	353.34	181.57	211.75	215.84	127.28	1.68	0.76	2.19

(出所) ()内の1968～69年は『財務分析』(産銀)1970年版、1969～70年は同1971年版より作成。産業分類改定のため両者は連結しない。

第11表 物価と賃金水準

（物価は1970年=100、賃金はウォン）

年	全国卸売物価指数				ソウル消費者物価指数				月平均 賃金 ¹⁾	
	総指数	(対前年比%)	食料品	食料品以外	輸入商品	総指数	(対前年比%)	食料品	食料品以外	
加重値	1,000.0		313.0	687.0	—	1,000.0		443.8	556.2	
1967	79.4	(6.4)	72.6	84.1	89.9	72.5	(10.9)	68.9	76.0	6,640
1968	85.8	(8.1)	81.4	89.3	88.8	80.6	(11.2)	76.5	84.5	8,400
1969	91.6	(6.8)	89.8	93.0	92.6	88.7	(10.0)	85.5	91.8	11,270
1970	100.0	(9.2)	100.0	100.0	100.0	100.0	(12.7)	100.0	100.0	14,150
1971	108.6	(8.6)	115.0	105.7	107.1	112.3	(12.3)	117.0	108.6	16,978
1972	123.8	(14.0)	137.5	117.5	121.6	125.6	(11.8)	…	…	19,623 ²⁾

(出所) 『韓国統計月報』1972年12月、韓銀資料

(注) 1) 製造業で1968年までは生産従業員、1969年からは常用従業員、2) 1月～10月の平均値

第 12 表 中央政府歳入・歳出

(単位 10億ウォン)

会計年度	歳入総額 (A)	租税収入				政府企業 収入純計	その他の 歳入	歳出総額 (B)	国防費
		合計	内国税	関税	専売益金				
1967	215.5	139.2	103.8	25.4	10.0	33.8	42.4	250.7	49.6
1968	272.5	210.7	156.4	37.9	16.4	31.9	29.9	296.7	64.7
1969	394.6	287.1	218.1	44.7	24.3	37.3	70.3	470.7	84.4
1970	473.5	364.8	283.8	50.9	30.1	37.6	71.1	522.0	102.3
1971	585.6	453.1	355.5	52.2	45.4	50.1	82.5	640.1	134.7
1972 ¹⁾	693.4	483.5	382.1	58.5	42.9	70.9	139.0	912.6	173.8
	一般経費	固定資本形成	貸出金純計	その他の歳出	収支差 (A)-(B)	補てん財源			
						純借入	外国援助	現金残額 使用	
1967	76.1	35.9	19.6	69.5	-35.3	16.4	27.9	-9.0	
1968	104.2	55.5	15.8	56.5	-24.3	-3.3	33.3	-5.7	
1969	135.7	93.0	36.3	121.3	-76.0	50.3	23.3	2.4	
1970	175.9	75.4	27.9	140.5	-48.5	30.2	20.9	-2.7	
1971	217.3	89.1	39.6	159.3	-54.4	37.0	21.8	-4.3	
1972 ¹⁾	268.4	153.7	30.3	286.4	-219.2	210.2	9.1	0	

(出所) 韓銀『統計月報』1972.12 より作成

(注) 1) 推定値

第 13 表 金融関係主要指標

(単位 10億ウォン)

年	通貨供給	貨幣発行額	国信	内用	預金銀行	預金銀行	産業銀行	手形交換額	手形不渡額	定期預金 金利 ¹⁾ (%)	商業手形 割引(%)
	年	年	末	年	中	年	月	日			
1965	64.7	35.2	125.1	78.5	72.1	36.8	1,543.3	7.8	1965.9.30	30.0	24.0
1966	84.2	46.5	157.3	120.9	102.7	46.6	2,059.3	11.4	1968.4.1	26.4	—
1967	120.0	68.1	258.5	205.9	177.0	52.4	3,243.2	12.0	10.1	25.2	26.0
1968	149.8	95.7	430.0	373.1	306.9	66.4	4,591.9	17.6	1969.6.1	22.8	24.6
1969	217.9	129.9	687.0	619.2	529.5	96.1	7,350.3	31.4	1970.4.1	—	24.0
1970	306.5	158.9	908.8	784.0	706.8	129.0	8,408.5	44.8	1971.6.28	20.4	22.0
1971	360.8	186.8	1,165.4	972.0	900.5	157.5	9,998.0	43.5	1972.1.17	16.8	19.0
1972	509.3	245.0	1,521.3	1,317.3	1,178.4	239.1	8.3	12.0	15.5

(出所) 韓銀『統計月報』1972.12, 韓銀資料

(注) 1) 1年もの基準

第 14 表 輸送

(単位 貨物 100万トン, 旅客 100万人)

年	合計		国内貨物				国際貨物 (海運)
	貨物	旅客	小計	鉄道	自動車	海運	
1966	59.3	1,656.1	50.9	24.1	24.5	2.3	8.4
1967	71.8	1,833.9	60.2	27.4	28.6	4.2	11.5
1968	96.3	2,177.1	80.6	28.9	46.1	5.6	15.8
1969	115.3	2,580.5	95.3	30.6	56.6	8.1	20.0
1970	126.3	2,865.6	103.8	31.6	61.8	10.5	22.5
1971	145.6	3,160.4	117.2	32.0	73.9	11.3	28.4
1972 ¹⁾	95.1	2,566.1	72.4	22.5	43.7	6.3	22.6

(出所) 『韓国統計月報』1972.12 (注) 1) 9月末現在

第15表 輸出入

(通関基準、単位 100万ドル)

形態別 年	輸出(FOB)				輸入(CIF)					
	合計	一般	保税加工	その他	合計	一般	請求権資金	公共援助	借款	救護その他
1966	250.3	215.8	28.8	5.7	716.4	397.8	4.1	143.6	108.4	62.5
1967	320.2	259.6	49.8	10.9	996.2	640.7	32.8	119.2	167.3	36.2
1968	455.4	356.3	87.0	12.1	1,462.9	921.8	42.6	125.7	299.6	73.1
1969	622.5	478.9	130.7	12.9	1,823.6	1,052.3	34.7	120.5	475.7	140.4
1970	835.2	659.9	152.3	23.1	1,984.0	1,229.9	26.3	161.2	400.2	166.4
1971	1,067.6	839.2	208.8	19.6	2,394.3	1,595.4	20.2	105.6	541.4	131.8
1972 ³⁾	1,259.2	1,014.8	216.4	27.9	2,027.4	1,317.3	35.3	19.8	526.9	128.0

国別 ¹⁾ 年	アメリカ		日本		その他諸国 ²⁾	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1966	95.8 (38.3)	253.7 (35.4)	66.3 (26.5)	293.8 (41.0)	(35.2)	(23.6)
1967	137.4 (42.9)	305.2 (30.6)	84.7 (26.5)	443.1 (44.5)	(30.6)	(24.9)
1968	237.0 (52.0)	449.0 (30.7)	99.7 (21.9)	624.0 (42.7)	(26.1)	(26.6)
1969	315.7 (50.7)	530.2 (29.1)	133.3 (21.4)	753.8 (41.3)	(27.9)	(29.6)
1970	395.2 (47.3)	584.8 (29.5)	234.3 (28.1)	809.3 (40.8)	(24.6)	(29.7)
1971	531.8 (49.8)	678.3 (28.3)	262.0 (24.5)	953.8 (39.8)	(25.7)	(31.9)
1972 ³⁾	601.8 (47.8)	549.6 (27.1)	309.5 (24.6)	818.2 (40.4)	(27.6)	(32.5)

(出所)『貿易統計月報』1972.10より作成

(注) 1) 国別輸出入の()内は全体輸出入に対する構成比(%) 2) 國際機関を含む 3) 10月末現在

第16表 対米ドル交換率¹⁾

(単位 ウォン)

年月末	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972.3	1972.6	1972.9	1972.12
1米ドル当り	272.00	274.60	281.90	305.20	317.40	374.10	387.90	400.50	399.50	399.70

(出所)『外換銀行調査月報』1972.10

(注) 1) 外國為替対顧客売渡レート(電信為替相場)

第17表 外資導入

(到着基準、単位 100万ドル)

	形態別				国別					
	合計	公共借款	商業借款	外国人投資	借款			外国人投資		
					アメリカ	日本	その他	アメリカ	日本	その他
1959~66	350.4	140.8	184.1	25.5
1967	237.2	105.6	124.0	7.7	91.3	70.2	68.1	7.6	0.1	—
1968	357.8	70.2	268.4	19.2	131.0	104.3	103.3	10.8	2.1	6.3
1969	560.3	138.9	408.7	12.77	263.3	109.4	175.1	6.0	4.8	1.9
1970	548.2	115.3	366.7	66.1	233.0	98.7	150.3	46.8	12.9	6.4
1971	691.4	303.4	345.2	42.9	251.3	160.2	237.1	16.8	18.3	7.8
1972 ¹⁾	...	142.3	141.3
累計 ¹⁾	...	1,016.7	1,838.4

(出所)『経済企画院主要経済指標』、韓銀『年次報告書』1971、経済企画院資料

(注) 1) 1972年6月末現在

第18表 国際収支

(単位 100万ドル)

	1968年		1969年		1970年		1971年		1972年(1~6) ¹⁾	
	受取	支払	受取	支払	受取	支払	受取	支払	受取	支払
I 財貨およびサービス	880.3	1,546.7	1,150.7	1,195.1	1,379.0	2,181.7	1,616.0	2,634.1	950.6	1,306.7
商 品	486.2	1,322.0	658.3	1,650.1	882.2	1,804.2	1,132.2	2,178.2	690.3	1,063.8
非貨幣用金	0.1	—	—	—	—	—	0.1	—	—	—
運賃および保険	17.3	90.7	31.3	116.5	40.6	135.8	44.7	166.8	33.0	83.1
そ の 他 運 輸	10.3	13.9	13.1	16.8	20.7	22.1	29.8	32.6	23.6	18.0
旅 行	16.9	10.5	16.2	11.0	18.7	12.4	31.2	14.8	27.1	6.6
投 資 収 益	12.4	17.8	37.9	42.5	38.0	75.0	28.8	119.4	9.8	76.0
政 府 取 引	257.4	24.5	299.1	24.8	279.9	33.5	247.8	36.9	123.5	23.1
軍 事 取 引	216.6	—	249.4	—	232.2	—	219.3	—	117.2	—
そ の 他	40.8	24.5	49.7	24.8	47.7	33.5	28.5	36.9	6.3	23.1
そ の 他 サ ー ビ ス	79.7	67.3	94.8	83.5	98.9	98.7	101.4	85.4	43.3	36.1
財貨およびサービス純計	—	666.4	—	794.4	—	802.7	—	1,018.1	—	356.1
II 移 転 収 支	240.8	14.7	259.8	14.0	205.2	25.0	194.4	23.8	92.3	16.8
民 間	117.8	12.3	153.5	11.6	118.6	23.5	129.4	22.8	65.1	16.5
中 央 政 府	123.0	2.4	106.3	2.4	86.6	1.5	65.0	1.0	27.2	0.3
移 転 収 支 純 計	226.1	—	246.8	—	180.2	—	170.6	—	75.5	—
経常取引純計(I+II)	—	440.3	—	548.6	—	622.5	—	847.5	—	280.6
III 資本および貨幣用金	536.0	99.8	770.4	215.5	722.2	83.5	844.4	10.0	340.8	63.9
民 間 長 期 資 本	410.6	27.5	409.2	37.1	327.8	35.7	296.0	3.3	122.6	1.3
民 間 短 期 資 本	13.2	—	70.1	13.6	122.9	0.5	152.9	18.3	66.7	14.1
地 方 政 府	4.9	—	10.7	—	6.7	—	2.5	—	3.2	—
中 央 政 府	26.2	5.8	195.1	3.0	164.0	3.0	232.6	—	128.9	0.1
中 央 通 貨 機 構	27.5	160.2	-3.1	118.6	1.2	56.3	26.3	-42.2	11.2	-132.7
外貨資産および負債	—	134.1	—	118.6	—	46.0	—	-79.6	—	-150.8
韓日清算勘定	-4.6	—	-4.6	—	-4.6	—	-4.6	—	—	—
そ の 他	32.1	26.0	1.5	—	5.8	10.3	30.9	37.3	11.2	17.6
貨 幣 用 金	—	0.1	—	—	—	—	—	0.1	—	0.5
そ の 他 通 貨 機 構	53.6	-93.7	88.4	43.2	99.6	-12.0	134.1	30.6	8.2	181.1
資 本 取 引 純 計	436.2	—	554.9	—	638.7	—	834.4	—	276.9	—
IV 誤 差 お よび 脱 漏	4.1	—	—	6.3	—	16.2	13.1	—	3.7	—
(参考) 外貨準備高 ²⁾	391.0		552.9		609.7		568.1		610.7	

(出所) 韓銀『統計月報』1972.12

(注) 1) 暫定値, 2) 外貨準備高は各年末